

地方公共団体情報システム機構

第 44 回 代表者会議

令和 4 年 6 月 2 7 日（月） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
Web 開催

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 令和 3 年度決算
- (2) 役員の任命同意について

3 報告

- (1) 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る
年度計画（令和 3 年度）の自己評価について
- (2) 役員報酬の改定について

4 閉会

地方公共団体情報システム機構 第 44 回代表者会議 配付資料

【議案】

議案第 1 号 令和 3 年度決算

- ・ 事業報告書
- ・ 財務諸表
- ・ 決算報告書

参 考 資 料 1－1 事業別決算額の推移

参 考 資 料 1－2 令和 3 年度決算の概要

議案第 2 号 役員の任命同意について

【報告】

報告 1 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る
年度計画（令和 3 年度）の自己評価について

報告 2 役員報酬の改定について

意見書

当委員会における議案に関する意見は、下記のとおりである。

記

- 議案第1号「令和3年度決算」に関する意見は次のとおり。
 - ・ 動画研修等の受講成果の確認等に努めていただきたい。
 - ・ 分かりやすい情報発信を行うためには、課題等を見つけるために読者等の声をフィードバックする仕組みを設けていただきたい。
 - ・ コンビニエンスストアにおける署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定が確定申告の時期より前に実現できたことは、地方公共団体の窓口業務の負担軽減につながるものであり、引き続きこのような取組を進めていただきたい。
 - ・ コンビニ交付サービスへの参加団体が増加している点から、地域別等の利用者のニーズの把握等も行っていたいただきたい。
 - ・ コンビニエンスストアにおける署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定や被災者支援システムなどのアプリケーションが普及していく中で、マイナンバーカードの利便性向上を意識した取組を進めていただきたい。
 - ・ 電子証明書の利用が拡大する中で、OCSPレスポンドの需要予測に基づき、必要な対応を行っていただきたい。

令和4年6月22日

地方公共団体情報システム機構 経営審議委員会
委員長 大山 永昭

地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦 殿

令和 3 年度決算

事業報告書・・・・・・・・・・・・・・・・	3
財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・	59
決算報告書・・・・・・・・・・・・・・・・	85
参考資料 1－1 事業別決算額の推移・・・・・・・・	89
参考資料 1－2 令和 3 年度決算の概要・・・・・・・・	91

地方公共団体情報システム機構

令和 3 年度事業報告書

令和 4 年 6 月

地方公共団体情報システム機構

目 次

第1章 法人の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
一 基本情報(令和4年3月31日現在)・・・・・・・・・・	1
二 代表者会議及び経営審議委員会の開催状況・・	5
三 内部統制・リスク管理・監査・委員会・・・・・	8
四 組織・体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第2章 令和3年度の事業結果の概要・・・・・・・・・・	21
第3章 各事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
一 本人確認情報処理事務等・・・・・・・・・・・・・	26
二 本人確認情報処理事務関連事務・・・・・・・・・・	29
三 マイナンバーカード等の発行・・・・・・・・・・・・・	30
四 公的個人認証サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
五 情報連携に係る自治体中間サーバー・プラットフォームの運営等	34
六 総合行政ネットワーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
七 研究開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
八 教育研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
九 地方税・地方交付税等の情報処理事務の受託・・	45
十 情報の提供及び助言・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
十一 情報セキュリティ対策支援・・・・・・・・・・・・・	51
十二 デジタル基盤改革に対する支援・・・・・・・・・・	53

第 1 章 法人の概要

一 基本情報（令和 4 年 3 月 31 日現在）

1 名称

地方公共団体情報システム機構

（英文名称：Japan Agency for Local Authority Information Systems（J-LIS））

2 設立年月日

平成 26 年 4 月 1 日

3 目的

国及び地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下「公的個人認証法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与すること

4 所在地

〒102-8419

東京都千代田区一番町 25 番地（全国町村議員会館内）

5 役員

第 1 表 役員

役 職	氏 名
理事長	吉 本 和 彦
副理事長	菅 原 泰 治
理事	松 元 照 仁
理事	深 谷 聖 治
理事	上遠野 博之
理事（非常勤）	志 波 幸 男
理事（非常勤）	後 藤 省 二
理事（非常勤）	工 藤 早 苗
理事（非常勤）	手 塚 悟
監事	半 田 徹 也
監事（非常勤）	稲 垣 隆 一

6 職員数

284 名

7 資本金

1 億 3,400 万円

8 組織及び主な担当業務

(1) 事務局

ア 情報化支援戦略部

- ・ 機構の運営に関する基本的事項の企画及び立案
- ・ 機構の業務の総合調整
- ・ 機構の内部統制
- ・ 人事の基本的方針、予算の基本的方針、事業計画及び事業報告書の策定
- ・ 機構の個人情報保護、情報セキュリティ、危機管理、コンプライアンス
- ・ 代表者会議及び経営審議委員会に係る事務の総合調整
- ・ 地方公共団体の情報システムに係る情報提供、相談・助言
- ・ 地方公共団体における情報セキュリティ対策の強化に係る支援
- ・ 個人番号カード関係事務に係る中期計画及び年度計画の作成並びに総合調整

イ 管理部

- ・ 役員秘書、給与、人事、研修、衛生管理、福利厚生、文書管理、公印管理及び施設管理
- ・ 予算・決算、出納、資金運用、資産の保管・管理及び会計監査人による監査

ウ 教育研修部

- ・ 地方公共団体の情報システムに係る教育計画の支援及び地方公共団体の職員に対する教育研修の実施
- ・ 地方公共団体の情報システムに係る教育研修教材の整備及び提供
- ・ 地方公共団体の情報システムに係る教育研修技法の研究

(2) 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター（以下「住基全国センター」という。）

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの総合的な企画、開発及び改修
- ・ 全国ネットワーク及び全国サービシステムの整備及び改修並びに運用及び管理
- ・ 本人確認情報及び情報連携等に係る住民票コードの国の機関等への提供に係るシステムの開発及び改善並びに運用
- ・ 本人確認情報の安全確保措置
- ・ 本人確認情報の開示・苦情処理
- ・ 本人確認情報保護委員会の運営
- ・ 本人確認情報処理関連事業の実施

(3) 個人番号センター

- ・ 公的個人認証基盤の総合的な企画、開発、改修、整備及び普及促進
- ・ 電子証明書の発行及び発行記録の保存並びに失効情報等の提供及び保存
- ・ 認証業務情報の安全確保措置
- ・ 認証業務情報保護委員会の運営
- ・ 認証業務関連事務
- ・ マイナンバーカードの発行、作成、作成及び運用に関する状況の管理、個人番号通知書・マイナンバーカード関連事務
- ・ 個人番号カード発行管理システムの整備及び改修
- ・ 機構処理事務特定個人情報等保護委員会の運営

(4) 個人番号運用管理センター

- ・ 公的個人認証基盤の運用及び監視
- ・ 個人番号カード発行管理システムの運用及び監視

(5) 総合行政ネットワーク全国センター（以下「LGWAN 全国センター」という。）

- ・ 総合行政ネットワーク（LGWAN）等の総合的な企画、整備、運営及び普及促進
- ・ 職責証明書等の発行及び発行記録の保存並びに失効情報等の提供及び保存
- ・ 地方公共団体専用ドメインの登録事務
- ・ 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム・プラットフォーム（以下「自治体中間サーバー¹・プラットフォーム²」という。）の総合的な企画、開発、改修、整備、運営及び普及促進
- ・ 自治体中間サーバーシステムの開発、改修、整備及び運営

(6) ICT イノベーションセンター

ア 研究開発部

- ・ 地方公共団体の情報システムの調査研究
- ・ 地方公共団体の情報システムの導入、利用及び運用管理に関する調査研究並びに支援
- ・ 地方公共団体の情報システムに係る標準的なシステムの開発

イ コンタクトセンター部

- ・ コンタクトセンター業務の企画及び立案並びに総合調整

ウ 情報処理部

- ・ 地方公共団体の情報システムの構築等の受託
- ・ 地方公共団体の情報処理に係る事務の受託
- ・ 地方行財政に関する情報システムに係る技術的な支援

(7) システム統括室

- ・ 機構の情報システム全体の総合的な企画
- ・ 機構の情報システムの横断的な連携

¹ マイナンバー制度における情報連携の対象となる個人情報の副本を保有・管理し、情報提供ネットワークシステムと地方公共団体の既存システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うもの。

² 自治体中間サーバーを共同化・集約化した全国2か所の拠点。

- ・ 機構の情報システムの評価・点検

(8) 監査室

- ・ 内部監査
- ・ 監事監査の実施における監事との連携
- ・ ハラスメント、公益通報

二 代表者会議及び経営審議委員会の開催状況

1 代表者会議

(1) 概要

代表者会議は、機構の最高意思決定機関として設けられており、次に掲げる事項を議決する。

- ア 定款の変更
- イ 業務方法書の作成又は変更
- ウ 予算及び事業計画の作成又は変更
- エ 中期計画及び年度計画の作成又は変更
- オ 決算
- カ 役員の報酬及び退職金
- キ その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、代表者会議は、主務大臣の認可を受けて理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意も行うこととされている。

(2) 委員

第2表 代表者会議委員

区分	氏名	役職	備考
国の代表者	小林 史明	デジタル副大臣	
	田畑 裕明	総務副大臣	
	楠 正憲	デジタル庁統括官	
地方公共団体の代表者	飯泉 嘉門	徳島県知事	議長
	辻 宏康	大阪府和泉市長	議長代理
	荒木 泰臣	熊本県嘉島町長	議長代理
学識経験者	清原 慶子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員教授	
	須藤 修	中央大学国際情報学部教授	
	藤原 静雄	中央大学大学院法務研究科教授	

(3) 開催状況

第3表 令和3年度の代表者会議の開催状況

回数	開催年月日	概要
第38回	令和3年6月28日	・ 令和2年度決算 ・ 役員の任命同意
第39回	令和3年8月27日	・ 定款の変更 ・ 業務方法書の変更
第40回	令和3年9月3日	・ 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る中期計画（第1期） ・ 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る年度計画（令和3年度）
第41回	令和4年1月13日	・ 令和3年度1月補正予算

第 42 回	令和 4 年 3 月 8 日	・ 令和 3 年度 3 月補正予算 ・ 令和 4 年度事業計画 ・ 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る年度計画（令和 4 年度） ・ 令和 4 年度予算 ・ 本人確認情報処理事務等に係る令和 4 年度負担金 ・ 公的個人認証サービス³に係る令和 4 年度負担金 ・ 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る令和 4 年度交付金 ・ 総合行政ネットワークに係る令和 4 年度負担金
第 43 回	令和 4 年 3 月 30 日	・ 役員の任命及び兼職の承認 ・ 経営審議委員会委員の任命 ・ 役員の任命同意及び兼職の承認

2 経営審議委員会

（1）概要

経営審議委員会は、外部有識者による審議機関、機構の業務に関するチェック機関として設けられており、理事長は次に掲げる事項について経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

- ア 業務方法書の作成又は変更
- イ 予算及び事業計画の作成又は変更
- ウ 中期計画及び年度計画の作成又は変更
- エ 決算
- オ その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、経営審議委員会は、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。

（2）委員

第 4 表 経営審議委員会委員

氏名	役職	備考
牛 尾 陽 子	(株) 七十七銀行取締役監査等委員、(大) 東北大学監事	
大 山 永 昭	東京工業大学科学技術創成研究院社会情報流通基盤研究センター特命教授	委員長
梶 田 恵美子	全日本空輸 (株) 取締役 執行役員	
北 岡 有 喜	社会医療法人 岡本病院 (財団) 理事 京都岡本記念病院 副院長	委員長代理

³ インターネットを通じて安全・確実な行政手続等を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能を全国どこに住んでいる人に対しても提供するもの。

知 野 恵 子	ジャーナリスト、元（株）読売新聞編集委員	
塗 師 敏 男	横浜市総務局行政改革推進部 ICT 推進担当部長	
吉 田 基 晴	（株）あわせ代表取締役、サイファー・テック（株）代表取締役	

（３）開催状況

第５表 令和３年度の経営審議委員会の開催状況

回数	開催年月日	概要
第 30 回	令和３年 6 月 23 日	・ 令和２年度決算
第 31 回	令和３年 8 月 20 日	・ 業務方法書の変更
第 32 回	令和３年 9 月 1 日	・ 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る中期計画（第１期） ・ 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る年度計画（令和３年度）
第 33 回	令和４年 1 月 7 日	・ 令和３年度 1 月補正予算
第 34 回	令和４年 3 月 3 日	・ 令和３年度 3 月補正予算 ・ 令和４年度事業計画 ・ 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る年度計画（令和４年度） ・ 令和４年度予算

三 内部統制・リスク管理・監査・委員会

1 内部統制の運用

第6表のとおり内部統制委員会を開催し、内部統制に係る諸活動（リスク管理、コンプライアンス、効率的な職務の執行、情報の保存及び管理並びに公開、内部監査及び外部監査の推進並びに監事監査の実効性の確保に関する活動）の実施計画（方針）及びその実施状況について審議するとともに、内部統制の仕組みが組み込まれた業務プロセスを実践することにより、内部統制の着実な運用を図った。

第6表 令和3年度の内部統制委員会の開催状況

回数	開催年月日	議題
第1回	令和3年4月21日	令和3年度年度の実施計画（方針）
第2回	令和4年3月23日	令和3年度内部統制に係る諸活動の実施結果報告及び内部監査に関する活動報告等

2 リスク管理活動（重要なリスクへの対応）

（1）リスク管理委員会及び情報セキュリティ委員会

ア リスク管理委員会

第7表のとおりリスク管理委員会を開催し、リスク管理に係る諸活動の実施計画及び実施状況について審議することにより、リスク管理活動の着実な運用と改善を図った。

第7表 令和3年度のリスク管理委員会の開催状況

回数	開催年月日	議題
第1回	令和3年4月21日	令和3年度リスク管理活動計画(案) 等
第2回	令和3年7月6日	東京 2020 オリパラ競技大会開催に伴うサイバー攻撃対処に係る総点検結果等
第3回	令和3年12月14日	政府統一基準の改定を踏まえた内部規程の改正概要等
第4回	令和4年2月10日	監査等に係る是正処置計画及び報告等
第5回	令和4年3月23日	令和3年度リスク管理活動報告等

※ リスク管理は内部統制の構成要素であるため、第1回、第5回については、内部統制委員会と同時開催とし、会議運営の効率化を図った。

イ 情報セキュリティ委員会

第8表のとおり情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ管理に係る諸活動の実施計画及び実施状況について審議することにより、情報セキュリティ管理活動の着実な運用と改善を図った。

第8表 令和3年度の情報セキュリティ委員会の開催状況

回数	開催年月日	議題
第1回	令和3年4月21日	令和3年度情報セキュリティ管理活動計画(案)等
第2回	令和3年7月6日	Internet Explorer(IE)サポート終了に係るシステムの対応状況等
第3回	令和3年12月14日	システム稼働率向上・復旧時間短縮に向け

		た取組等
第4回	令和4年2月10日	監査等に係る是正処置計画及び報告等
第5回	令和4年3月23日	令和3年度情報セキュリティ管理活動報告等

※ 情報セキュリティ管理はリスク管理の構成要素であるため、リスク管理委員会と同時開催とし、会議運営の効率化を図った。

(2) 個人情報保護

個人情報を適正に管理するため、年間活動計画に基づく個人情報の特定、リスク対応、教育、委託先の監督、内部監査及び是正処置などの活動を実施するとともに、リスク管理委員会を開催し、個人情報の管理態勢の着実な運用と改善を図った。

特に教育については、管理職を対象とした個人情報保護を含めた経済安全保障に関するオンライン研修（3月、76名）及び一般職員を対象とした個人情報の定義、機構における個人情報保護の取組、個人情報の取扱ルール等の基本的な事項のほか、改正個人情報保護法の概要に関するオンライン研修（2月、247名）を実施した。

また、各部門のリスク管理推進員を対象としたリスク対応に関する教育（6月、53名）、新規採用者を対象とした職場受入教育（計79名）及び各部門内で業務内容に応じた個人情報の取扱いに関する教育を実施した。さらに、住基全国センター、個人番号センター個人番号カード部及び個人番号運用管理センターの職員を対象とした特定個人情報保護評価（PIA）⁴に関するオンライン研修（9月、65名）を実施した。

(3) 情報セキュリティ

情報セキュリティを確保するため、年間活動計画に基づく情報資産の特定、リスク対応、教育、自己点検（全部門）、内部監査及び是正処置などの活動を実施するとともに、情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティの管理態勢の着実な運用と改善を図った。東京2020オリパラ競技大会開催に伴うサイバー攻撃対処に係る総点検及びウクライナ情勢を踏まえて外部公開サーバのセキュリティ機器に係るサービスの導入状況の確認など、サイバー攻撃対策の実施等により機構のシステム全体の情報セキュリティを確保した。また、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（以下「政府統一基準」という。）を踏まえた情報セキュリティ対策基準に基づく調達等を行い、サプライチェーン・リスク⁵への対応を徹底した。

特に教育については、管理職を対象とした情報セキュリティに関する研修を含めた経済安全保障に関するオンライン研修（3月、76名）を実施した。また、一般職員を対象とした令和3年政府統一基準の改正、最近のセキュリティ事案に関するオンライ

⁴ 特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

⁵ 情報情報システムの構築や機器等の調達、情報システムのライフサイクル（運用・保守・廃棄）全般において、ハードウェア製品を意図的に不正改造したり、情報システムやソフトウェアに不正なプログラムを埋め込んだりするなど、発注者の意図しない変更を攻撃者が情報システムや機器等に加えることにより、機密情報を窃取するなどの情報セキュリティ上のリスクをいう。

ン研修（２月、247名）を実施した。さらに、各部門内で業務内容に応じた情報セキュリティ対策に関する教育を実施した。その他、情報セキュリティに関する事項について、実施計画に従って部門ごとに自己点検を実施した。

また、ISMS⁶等の認定に係る審査又は情報セキュリティに係る外部監査を受ける部門においては、各基準を満たす運用を着実にを行い、認証等を維持することにより、情報セキュリティの向上に努めた（外部審査、外部監査の実施状況は、「４ 外部審査及び外部監査」のとおり）。

さらに、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による状況調査等に適切に対応した。

（４）コンプライアンス

役職員の職務の執行に係る法令違反及びその他不正行為等の発生を防止し、業務の適正を確保するため、年間活動計画に基づく全役職員向けの教育、内部監査などの活動を実施するとともに、リスク管理委員会を開催することにより、コンプライアンス管理態勢の着実な運用を図った。

特に教育については、全役職員向けの入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）に関するオンライン研修を実施した（８月、323名）。

（５）危機管理

危機管理に関する年間活動計画に基づく全役職員向けの教育、緊急時対応訓練の実施、インシデント報告会（毎月、全常勤役員参加）の開催、内部監査等の活動を実施するとともに、リスク管理委員会を開催することにより、危機管理態勢の着実な運用と改善を図った。

特に教育については、役職員に応じた研修内容とするため、課長級以上の役職員とその他の職員ごとに研修資料を作成の上、オンライン研修により理解の定着を図った（12月、322名）。

また、各部門が実施する訓練については、関係する部門が参加することにより、インシデント発生時の迅速な情報共有及び対応体制等の確認を行った。令和３年度の訓練の実施状況は次のとおりである。

第９表 令和３年度の業務継続計画等に基づく訓練の実施状況

実施部門名	実施時期	訓練の概要
機構全体	令和４年３月	年度末の繁忙期に各センターにおいて複数の障害が発生することを想定した機構全体の対応訓練
情報化支援戦略部リスク管理課	令和３年７月、 令和４年１月	安否確認システムの運用訓練を実施し、全役職員の安否を確認した。
住基全国センター	(１)：令和４年 ３月	住民基本台帳ネットワークシステムにおける緊急時対応訓練

⁶ Information Security Management System の略。ISO/IEC27001 の国際規格に基づき、組織が情報資産を適切に管理し、機密を守るための包括的な枠組み。情報資産を扱う際の基本的な方針(セキュリティポリシー)や、それに基づいた具体的な計画、運用、一定期間ごとの見直しまで含めた、トータルなリスクマネジメント体系のこと。

	(2)令和3年8月から令和4年3月までの間に10回実施	(1)サーバ障害発生時の対応訓練（住基全国センター全体で実施） ・令和3年11月下旬の更改において、都道府県サーバを住基全国センターの監視体制に新たに組み込んだことから、そのハードウェア障害発生時の発見から措置完了までの対応の訓練を実施した。 (2)事象別対応訓練（各担当で実施） ア 戸籍附票の情報連携における障害対応訓練 ・初めて10月から実施される戸籍附票の情報連携における市区町村間での初期突合データ送信エラー発生時の対応訓練 イ ハードウェア・ネットワーク障害対応訓練 ・ネットワーク障害発生時のデータセンターでのリモートハンドによる作業対応訓練 ・鍵管理サーバにおけるハードウェア障害発生時の対応訓練 ・市区町村での障害発生時のヘルプデスクにおける対応訓練 ・新たに利用開始した開発環境用データセンターに設置した開発用の機器における障害等発生時対応訓練 ウ ウイルス検知対応訓練 ・都道府県サーバ集約センターにおけるウイルス検知時の対応訓練 ・市区町村におけるウイルス検知時の対応訓練 エ 入退室管理システム障害対応訓練 ・別館のオペレーション室・業務運用室における入退室管理システムの故障対応訓練 ・別館の執務室における入退室管理システムの故障対応訓練 オ 災害対応訓練 ・地震による大規模災害発生を想定した緊急時対応訓練
--	------------------------------------	--

個人番号センター／個人番号運用管理センター	個人番号カード部、公的個人認証部／運用部	(1)：令和4年3月 (2)：令和3年5月、6月、令和4年2月 (3)：令和3年11月 (4)：令和4年3月 (5)：令和3年11月以降毎月実施	公的個人認証サービスシステム、個人番号カード管理システムにおける障害発生等を想定した緊急時対応訓練（令和2年度の緊急時対応訓練における改善事項を踏まえて、ソフトウェア及びハードウェア障害を想定した片系の切り離し手順等の確認の訓練を実施。） (1)ソフトウェア障害対応訓練等 オンライン申請システムの障害を想定した緊急時対応訓練 (2)ハードウェア障害対応訓練等 ・個人番号カード管理システムにおける地震災害時を想定した緊急時対応訓練 ・公的個人認証サービスにおける機器障害を想定した緊急時対応訓練 ・公的個人認証サービスにおける機器障害を想定した緊急時対応訓練 (3)サーバ切り離し訓練等 主にロードバランサでのサーバ切り離し訓練 (4)個人情報漏えい対応訓練等 公的個人認証サービスシステムにおける個人情報漏えいを想定した緊急時対応訓練 (5)運用訓練 上記に加え、迅速な障害時対応のためのサーバ操作等の訓練を実施。
	システム部	令和4年3月 令和3年12月	(1) LGWAN 危機管理訓練 運用センターでパンデミック（新型コロナウイルスによるクラスタ）が発生し、DR サイトへの移行が必要となった場合を想定した訓練を実施した。 (2) LGPKI 危機管理訓練 LGPKI メインサイトにおいて大規模災害等により、LGPKI のシステムが長期間（48 時間以上）停止をした事を想定し、LGPKI に関わる関係先への情報共有を適切に行うため、「連絡手法」「連絡先」「連絡タイミング」「内容」を事前整理した上で机上訓練を実施し、有事の際に適切に関係先への情報共有が実践可能となることを目的に対応を確認した。
	中間サーバ一部	令和3年8月、11月	(1) 障害対応訓練 ・DB サーバ障害によりフェイルオーバーが発生し、DB サーバが自動起動されないケースを想定した訓練を実施し、障害発生時の運用フロー（監視通知、障害報告、復旧報告）を確認した。 ・団体からの問合せ起因により、自治体中間サーバ・ソフトウェアの障害が判明した際の、エスカレーションフロー及び団体への案内フローを確認した。

ICTイノベーションセンター		令和3年12月	(2) セキュリティ訓練 セキュリティインシデント(団体メールの未知ウイルス検知)の発生を想定した訓練を実施し、団体への案内フロー(サポートサイト掲載、団体メール送付)について確認した。
		令和4年2月	(3) 災害対策訓練 東データセンターが被災した場合を想定し、ディザスタリカバリ切替手順及び連絡フローを確認した。
	研究開発部	令和4年3月	令和3年5月に稼働した第三次証明書交付センターの業務継続(障害対応)に係るリスクを想定した訓練を実施した。 また、インシデントメール送信及び団体等関係者への周知等を迅速に行う初動体制の確保について確認した。
	情報処理部	令和3年6月から令和4年1月	税務情報処理等に係るシステム(交付税運用担当、地方税運用担当、自動車情報担当)について、障害発生時における初動対応、緊急体制、関係者への連絡及び障害からの復旧に係る訓練を実施した。

3 内部監査

理事長及び副理事長が直轄する監査室において、PMS⁷内部監査、ISMS 内部監査、情報セキュリティ内部監査、コンプライアンス内部監査、危機管理内部監査、テーマ別内部監査及び会計監査を次のとおり実施した。

第10表 令和3年度の内部監査の実施状況

監査種別	監査内容	対象部門	実施日／実施期間
PMS 内部監査	JIS Q 15001(個人情報保護マネジメントシステム(PMS))への適合性及び運用状況に関する監査	全部門	令和3年10月28日～令和4年3月22日
ISMS 内部監査	JIS Q 27001(情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS))への適合性及び運用状況に関する監査	情報処理部(ISMS事務局、企画管理担当、交付税運用担当、地方税運用担当自動車情報担当)及び関連部門(情報化支援戦略部リスク管理課、システム統括室及び事務系LAN担当)	令和3年9月14日～21日

⁷ Personal information protection Management Systems (個人情報保護マネジメントシステム)の略。事業の用に供する個人情報を保護するための方針、体制、計画、実施、評価及び見直しを含む管理の仕組み。

情報セキュリティ内部監査	政府統一基準への対応状況及び運用状況に関する監査	全部門 (住基全国センター、個人番号センター個人番号カード部、個人番号運用管理センター個人番号カード担当部門、LGWAN 全国センター中間サーバー部、ICT イノベーションセンター研究開発部(企画開発担当)及び ICT イノベーションセンター情報処理部(事務系 LAN を除く)を除く。)	令和3年10月28日 ～令和4年2月18日
コンプライアンス内部監査	コンプライアンス管理の実施状況に関する監査	内部統制委員会事務局(情報化支援戦略部企画担当)、リスク管理委員会事務局(リスク管理課)	令和4年3月3日 ～10日
危機管理内部監査	業務継続マネジメントシステムの実施状況に関する監査	情報処理部	令和3年12月21日 ～令和4年4月18日
テーマ別内部監査	①各部門に配付されたPCの管理に関する監査	全部門	令和4年2月2日 ～令和4年4月12日
	②テレワーク用PCのセキュリティに関する監査	全役職員	令和3年9月3日 ～令和3年11月11日
	③個人情報保護法改正への対応に関する監査	リスク管理課	—
会計監査 (決算監査及び例月監査)	会計上の諸取引が地方公共団体情報システム機構の規程等に準拠して適切に行われているか、また適切に記録されているか等を確認する財務諸表項目監査	会計課	令和3年5月24日～26日 (決算及び3月分)
		会計課	令和3年6月29日 (4月及び5月分)
		会計課	令和3年7月28日 (6月分)
		会計課	令和3年8月31日 (7月分)

		会計課	令和3年10月4日 (8月分)
		会計課	令和3年10月26日 (9月分)
		会計課	令和3年11月30日 (10月分)
		会計課	令和3年12月24日 (11月分)
		会計課	令和4年1月28日 (12月分)
		会計課	令和4年2月25日 (1月分)
		会計課	令和4年3月29日 (2月分)

4 外部審査及び外部監査

令和3年度リスク管理活動計画及び令和3年度情報システムの外部監査基本計画に基づき、次のとおり、外部審査及び外部監査を実施し、ISMS 認証を維持するなど適切に対応した。

第11表 令和3年度の外部審査及び外部監査の実施状況

部門名		審査／監査種別（対象業務）	審査／監査実施期間
住基全国センター		助言型情報セキュリティ監査（全国サーバ運用管理業務、鍵管理サーバ運用管理業務、ネットワーク状態監視業務及び都道府県サーバ運用管理業務）	令和4年3月
個人番号センター／個人番号運用管理センター	公的個人認証部／運用部	準拠性監査 ⁸ （認証業務）	令和3年7月～令和4年3月
	個人番号カード部／運用部	フォローアップ監査（令和2年度の監査）	令和3年11月～12月
		準拠性監査（個人番号カード管理システムの運用）	
LGWAN全国センター	中間サーバ部	準拠性監査（自治体中間サーバ・プラットフォームの運用）	令和3年12月～令和4年1月
	システム部	準拠性監査（LGWANの業務及びLGPKIの運営）	令和4年1月～2月
ICTイノベーションセンター	研究開発部	準拠性監査（証明書交付センターの運用）	令和4年1月～2月
	情報処理部	ISMS審査（継続審査）	令和3年11月

⁸ 既存の規程や基準に照らして現行の業務がその規程・基準に沿っているかを点検すること。

5 外部監査人による会計監査

外部監査人（公認会計士）による日々の会計取引を検証する期中監査を令和3年10月及び令和4年3月に実施した。また、決算監査は、令和4年4月及び5月に実施し、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されていることを、監査報告書により証明を受けた。

第12表 令和3年度の外部監査人による会計監査の実施状況

監査内容等	監査実施年月日
証憑突合による期中取引の検証	令和3年10月21日、22日、26日、27日
上半期の財務諸表レビュー	令和3年12月1日、2日、7日、8日
証憑突合による期中取引の検証	令和4年3月22日、23日、25日、29日
預金証書等の実査及び貯蔵品の棚卸立会	令和4年4月1日
期末残高の妥当性検証及び財務諸表の表示検討	令和4年5月10日、12日、13日、17日～20日、27日

6 監事監査

監事監査規程に基づき、監事による定例監査として決算監査、例月監査及び業務監査を実施した。

第13表 令和3年度の監事監査の実施状況

監査種別	対象部門	監査事項概要	特記事項	監査実施年月日
決算監査 (決算報告に係る監事監査)	情報化支援戦略部 会計課	事業報告書、財務諸表及び決算報告書が適正であるかの確認。	令和2年度の事業報告書、財務諸表及び決算報告書は適正なものと認める。 なお、外部監査人の監査の方法及び結果についても相当であると認める。	令和3年5月24日～26日
例月監査	会計課	会計上の諸取引が適切に行われているか、また適切に記録されているか等の確認。	財務諸表は適正であると認められた。	令和3年6月29日 令和3年7月28日 令和3年8月31日 令和3年10月4日 令和3年10月26日 令和3年11月30日 令和3年12月24日 令和4年1月28日 令和4年2月25日 令和4年3月29日

業務監査	全部門	契約の再委託に関する監査	令和２年度に行った契約の再委託に関する監査の調査票及びヒアリング調査を取りまとめ、その結果に基づき、再委託に関する問題点及び機構が行っている契約の実務における問題点について報告を行った。	令和３年４月１日～ １２月７日
------	-----	--------------	---	--------------------

７ サイバーセキュリティ基本法第 13 条に基づく指定法人としての対応

サイバーセキュリティ基本法第 13 条に基づく指定法人として、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による状況調査等に対応し、必要な改善を図ることにより情報セキュリティの向上に努めた。

８ 適正な調達の取組

調達の透明化とコスト削減を推進するため、役職員で構成する調達改善検討委員会（年間 26 回開催、審議対象 85 件）に加えて、外部有識者で構成する契約監視委員会（第 14 表のとおり）において、当機構における調達の点検及び必要な見直しを行うとともに、審査件数の増による拡充を図った。また、調達に係る契約の透明性確保の観点から、独立行政法人の取組を参考に制定した「契約に係る情報の公表に関する指針」に基づき、契約実績の公表を毎月行ったほか、再委託の承諾に当たり、再委託される業務の内容を明確化するなどにより、契約の公正性の確保に努めた。

第 14 表 令和 3 年度の契約監視委員会の開催状況

回数	開催年月日	議題
第 1 回	令和 3 年 8 月 2 日	・審査（対象：令和 2 年度上半期契約実績 3 件） ・次回審査案件選定（対象：令和 2 年度下半期契約実績）
第 2 回	令和 4 年 1 月 24 日	・審査（対象：令和 2 年度下半期契約実績 4 件） ・次回審査案件選定（対象：令和 3 年度上半期契約実績）

９ 委員会

住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法及び地方公共団体情報システム機構法（以下「機構法」という。）に基づき、次の委員会を運営した。

（１）本人確認情報保護委員会の運営

本人確認情報の保護に関する事項を調査審議する本人確認情報保護委員会を令和 4 年 2 月に開催した。

(2) 認証業務情報保護委員会の運営

認証業務情報の保護に関する事項を調査審議する認証業務情報保護委員会を令和3年9月及び令和4年3月に開催した。

(3) 機構処理事務特定個人情報等保護委員会の運営

機構処理事務特定個人情報等の保護に関する事項を調査審議する機構処理事務特定個人情報等保護委員会を、令和3年8月及び令和4年3月に開催した。

四 組織・体制の整備等

1 5センター等の連携強化と各情報システムの安全かつ安定的な運営

マイナンバー制度の情報連携の利用範囲の拡大等に対応するために、機構内タスクフォースや関係事業者との課題検討会議等により5センターをはじめとした関係部門の連携を強化しながら、各システムやネットワークにおける課題やリスクの抽出・解消を図り、安定的な運用を実施した。

マイナンバーカードや電子証明書の発行増に対応するためのシステム強化に当たっても、関係部門が連携し、課題の抽出や対応の検討、システムの監査等を行った。

また、システム開発の標準化のチェックリスト等の活用により、各情報システムの改修時の点検等を継続的に行うとともに、システム運用の改善、セキュリティ対策の強化等により、各システムの安全かつ安定的な運営に努めた。

さらに、システム更改に当たり、セキュリティ強化、災害発生時における業務継続を含むシステムの安定稼働の観点や、施設の老朽化等の課題を踏まえ、システム、施設等をより強固で安定的なものに改善・強化した。

2 地方公共団体連絡調整会議の開催

住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス及びLGWANに関する事務等について、地方公共団体に情報提供する場として令和3年6月及び10月に地方公共団体連絡調整会議を開催した。また、中期的な負担金の見通しについて示した。

3 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染が長期化していること等を踏まえ、感染拡大を防止するための対策を引き続き徹底するほか、「新たな日常」を見据え、テレワーク等を積極的に進めた。

ア 勤務体制

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、業務継続性を確保しつつ、テレワークによる在宅勤務の計画的な実施を徹底するとともに、時差出勤を積極的に活用した。

また、システム運用監視部門など業務継続性が強く求められる部門においては、関係職員を複数チーム編成とし、それぞれ別の場所で勤務させる体制を徹底した。

イ オンライン会議等の活用

集合や対面による会議、打合せ等は原則行わないこととし、オンライン会議や電子メール等を活用した業務遂行を促進した。さらに、「新たな日常」を見据え、テレワークやペーパーレス、押印の見直し等を含め、積極的に進めた。

ウ 職員が感染した場合への備え

職員が感染した場合に、役職員や保健所等への速やかな連絡、感染者及び濃厚接触者等への適切な対応、消毒の速やかな実施等の対応が迅速・的確に行えるよう、対応マニュアルを常に最新化することで迅速な対応を行った。

エ 職員相互のコミュニケーションの充実

テレワークが増加する中で、職員相互間のコミュニケーション不足を解消するため、所属長と所属職員、所属職員同士によるWEBミーティングを毎日行うなど、コミュニケーションの充実を図った。

4 体制の充実・強化

(1) 体制の充実

職員を機動的に配置するとともに、新卒採用及び社会人経験者の採用のほか、地方公共団体、民間事業者等から職員派遣の協力を得て、人員の拡充を図った。

また、職員に対してITスキル及びビジネススキルに係る研修等を計画的に実施するとともに、資格取得奨励制度の見直しによる資格取得の促進等により専門的知識を有する人材を育成した。

このほか、職員の働き方改革（テレワーク、ペーパーレスの促進等）を推進し、効果的かつ効率的な業務運営に努めた。

(2) 情報セキュリティ管理体制の強化

機構の情報セキュリティ管理の強化を図るため、技術面を中心に情報セキュリティ管理を所管する体制として、平成31年度に設置した最高情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ委員会により、引き続き、最高統括リスク管理責任者及びリスク管理委員会と連携して情報セキュリティ管理を行った。

(3) コールセンター等の運営体制の強化

住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、人員の増強及びオペレーター研修等により、年間応答率95%以上を確保した。

また、コールセンターのレジリエンスを高めるため、2拠点化に取り組み、令和4年4月の運用開始に向け新たなコールセンターの構築を行った。

5 情報発信の充実・強化

機構の業務運営において、ホームページや月刊J-LISなどを活用し、地方公共団体及び住民に対して適時適切かつ分かりやすい情報発信に努めた。

6 体制の抜本的強化

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に基づき、新卒採用及び社会人経験者の採用により必要な職員の増員を図るとともに、専門性向上に向けた職員の育成のための技術的な研修、高度な知見を有する外部人材・機関の活用等に取り組んだ。

第2章 令和3年度の事業結果の概要

機構は、マイナンバー制度の導入という国家的な事業の開始に当たって、地方公共団体が共同して運営する組織として、平成26年4月1日に設立された。

設立以降、地方公共団体の情報化推進を支援するための各種事業を円滑に実施することはもとより、機構にとって最大のミッションであるマイナンバー制度関連システムの構築などを進めるとともに、平成27年10月のマイナンバー法施行後はマイナンバーの生成・通知やマイナンバーカードの作成などを着実に実施することに努めてきた。併せて、国、地方公共団体及び民間事業者などの関係機関と連携し、マイナンバー制度に関する情報の共有並びに課題の抽出及び解決に努めてきた。

令和3年度は、引き続き、各システムの安全かつ安定的な稼動に努めるとともに、国の関係機関及び全国の地方公共団体等と協力して、マイナンバー法に基づく情報連携を行った。

また、令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、機構は、国によるガバナンスの強化等、マイナンバーカードの発行・運営体制を抜本的に強化することとされ、令和3年9月から国と地方公共団体が共同で管理する法人となり、「個人番号カード関係事務に係る中期目標」が策定された。

令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、申請動向に応じて、1月当たり最大約480万枚のカードを発送できるよう、申請受付事業者及び発行事業者における人員の増強等、必要な体制の強化を行った。公的個人認証サービスについては、マイナンバーカードの発行枚数の増加や郵便局での電子証明書更新等に対応するため、現行システムを増強するとともに、セキュリティのより一層の強化を図った。

さらには、機構の管理する各システムやネットワークについて、政府統一基準（令和3年度版）を踏まえたセキュリティの強化等、より強固で安定的なシステムにするための対応を行った。

令和3年度における各事業の結果の概要は、次のとおりである。

1 本人確認情報処理事務等

住民基本台帳ネットワークシステムの信頼性・安全性を確保するため、通信機器の故障、不正アクセスの監視・解析等を行うとともに、システムの安全・確実な運用のため、セキュリティ情報の提供及びシステム運営監査の実施等、地方公共団体と連携してセキュリティ対策の強化を図った。

また、マイナンバーカードの海外継続利用等の制度改正や次期システム更改及びシステム再構築に向けた対応を行った。

セキュリティの強化及び運用の効率化等の観点を踏まえながら業務アプリケーションの改修等を進め、令和3年11月の都道府県サーバ更改及び令和4年1月の全国サーバ更改を実施した。

国の行政機関に対して、約14億854万件（対前年度比約9,495万件減）の本人確認

情報の提供等を行うとともに、情報連携等に係る住民票コードの提供を行った。

将来の抜本的なシステム再構築に向けて、全国サーバ及び都道府県サーバの OS の見直し、情報の秘匿化などのセキュリティ強化、サーバの構成見直しなどによる運用の安定性や効率性を高めるための見直しを順次進めた。

2 本人確認情報処理事務関連事務

住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワーク監視・保守受託事業及び都道府県サーバ集約センター運営受託事業を行った。

また、都道府県ネットワーク監視・保守受託事業においては、24 時間の監視体制により、全都道府県のネットワーク機器及び自営網を除く 27 都道府県の通信回線の状態を監視し、保守を行った。

都道府県集約サーバの機器について、セキュリティ強化及び安定運用の観点を踏まえた機器の構築等を進め、更改を行った。

3 マイナンバーカード等の発行

マイナンバー法等の関係法令に基づくマイナンバー制度の導入に必要なマイナンバーカード発行システムを運営するとともに、令和 3 年度は約 88 万枚の個人番号通知書を発送し、約 1,715 万枚のマイナンバーカードの発行を行った。

なお、令和 3 年度末までに、累積で約 5,916 万枚のマイナンバーカードを発行した。

4 公的個人認証サービス

公的個人認証法に基づく認証局として、署名用電子証明書⁹及び利用者証明用電子証明書¹⁰の発行及び失効並びに失効情報の作成及び提供等に係る認証事務を適切に行った。

オンライン申請等を行う国・地方公共団体の行政機関等の署名検証者及び利用者証明検証者に対して失効情報を適切に提供した。

また、総務大臣が認定した 17 事業者及び電子署名等確認業務委託者¹¹123 事業者について、署名検証者及び利用者証明検証者に係る届出等の処理、失効情報の提供等に必要な技術的支援、失効情報の提供等を適切に行った。

5 情報連携に係る自治体中間サーバー・プラットフォームの運営等

地方公共団体情報連携中間サーバーシステムを共同化・集約化した自治体中間サーバ

⁹ 住民基本台帳に記録されている者が市区町村長を経由して機構に対し発行の申請をすることができる電子証明書。オンラインで申請・届出等を送信した者が本当に住民基本台帳に記録されている本人であるのかを受信側である行政機関等が確認できるとともに、送信者側も、自らの本人性を証明することができる。

¹⁰ 自己のマイナンバーに係る個人情報が行政機関等にどのように提供されたかを確認するため、マイナポータルを通じてインターネット上で閲覧できる仕組みを構築することに伴い、ID・パスワード方式に代わるインターネット上の安全なログイン手段として創設された仕組み。

¹¹ 民間の署名検証者・利用者証明検証者に電子署名等確認業務を委託することにより、総務大臣から署名検証者・利用者証明検証者として認定を受けたものとみなされる事業者。

ー・プラットフォームを LGWAN-ASP サービス¹²として地方公共団体に提供するとともに、令和3年6月版のデータ標準レイアウト改版に係るテスト及び地方公共団体の副本登録作業等の作業支援を行った。

また、日本年金機構から地方公共団体への大量の情報照会が円滑に処理できるよう、必要な調整を行うとともに、計画的な運用及び24時間監視等により、安全かつ安定的な運営に努めた。

6 総合行政ネットワーク

マイナンバー制度における情報連携、コンビニ交付など行政事務のみならず国民生活に密接に関連した通信に活用されてきていることを踏まえ、セキュリティ対策の更なる強化等を進め安定運用に努めた。

地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）¹³について、電子証明書の発行及び失効並びに失効情報の作成及び提供等に係る認証事務を適切に行うとともに、マイナンバー制度における情報連携において、自治体中間サーバー相互の真正性を確認し、通信の安全性及び信頼性を確保するための電子証明書を全地方公共団体に発行した。

また、情報処理推進機構（IPA）と共同構築し、自宅等から庁内の LGWAN 端末を安全に利用できる「自治体テレワークシステム for LGWAN」を、令和2年度に引き続き無償で地方公共団体に提供して、テレワークの利活用に関する実証実験を実施し、新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置の実施期間において追加の公募を行い、多くの団体が実験に参加した。

このほか、第三次職責証明書を第四次 LGPKI に移行することにより不要となった第三次ブリッジ認証局を令和4年2月に廃局した。

7 研究開発

証明書等のコンビニ交付の推進と証明書交付センターの安定的な運用を行った。コンビニ交付に参加する市区町村数は、令和3年度末で934団体（対前年度比99団体増）となり、対象人口は1億1,163万人（対前年度比481万人増）となった。

加えて、第三次証明書交付センターシステムを令和3年5月にリリースし、クラウドを利用した2センター化によるセキュリティ向上及び高可用性を実現するなど、安定稼働を続けている。

コンビニ交付への参加が難しい自治体のコンビニ交付の普及促進と、自然災害に備える住民情報データのバックアップを行うBCP対策の双方を可能とする機能を提供するための総務省実証事業（令和2年度）を引き継ぎ、新たに「自治体基盤クラウドシステ

¹² LGWAN という非常にセキュアなネットワークを介して、利用者である地方公共団体の職員に各種行政事務サービスを提供するための仕組み。

¹³ 例えば、地方公共団体から住民・企業等へ電子行政サービス（申請等に対する結果のインターネットを利用した通知等）を行う際、電子証明書を利用して、その通知が真に行政機関によって作成されたものか等を確認する仕組み。その確認の際に必要な、組織の改廃等により電子証明書が失効した情報を、インターネットを通じて住民・企業等に提供している。

ム」として令和4年1月より本運用に移行し、小規模自治体を中心に56団体に提供を行った。

8 教育研修

地方公共団体のデジタルトランスフォーメーションを担う人材の育成を目指して、遠隔地の自治体でも受講が容易なオンライン研修やリモートラーニングについて、より内容を充実して実施した。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、引き続き集合研修に代えて、オンラインによる動画研修（事前に講義を収録して配信する研修）又はライブ研修（Web会議システムを利用して双方向で実施する研修）を実施した（26セミナー）。これらの動画研修及びライブ研修については、録画をシステムに登録することにより、受講定員を設けず、受講者がいつでも受講できる環境を構築し、延べ21,664人が受講した。

リモートラーニング研修では、新たにデジタル人材育成研修として位置付け、ICT入門コースを新設するとともに、情報セキュリティや個人情報保護のコースを設けることにより、地方公共団体職員が広くICTについて基礎を修得できるコースに再編した。また、引き続き、受講定員を設けず、「いつでも、どこでも、だれでも」研修を利用可能にし、5コースで延べ656,215人が受講した。また、情報システムに携わる職員を対象にした専門的なリモートラーニング研修では、3,210人が受講した。

この他、情報化研修支援として、地方公共団体が自ら企画し開催するデジタル化を推進する人材育成研修（情報化アシスト研修）に対して、講師の派遣等必要な経費の助成を行い、532人が受講した。また、都道府県が管内市区町村職員を対象に企画し主催する情報セキュリティ及び特定個人情報保護等の集合研修又はライブ研修に対して、必要な経費の助成等の支援を行い、965人が受講した。

9 地方税・地方交付税等の情報処理事務の受託

地方税務情報の処理、地方交付税の算定など地方行財政に関する業務を受託し、ISMS認証の維持等により、セキュリティの確保及び個人情報の保護を図りつつ、円滑な業務運用を行うとともに、地方行財政制度の改正に伴うシステムの改修等に適切に対応した。

また、軽自動車システムの更改については、機器リース及び保守を延長し、令和4、5年度に実施することとした。

10 情報の提供及び助言

地方公共団体の情報化に役立つ情報を提供するとともに、地方公共団体の情報化に関する課題等の把握に努めた。また、地方公共団体からの相談に対して適切な助言を行い、その対応結果等の情報の共有化を図った。

地方公共団体における情報化の促進等を図るために必要な代表的運用事例、国の情報化施策等を掲載する情報専門誌「月刊J-LIS」を年間80,106部発行した。

当機構のホームページ及びメールマガジンでは、機構の事業や行事等の情報、地方公

共団体のホームページへのリンクを提供した。

1 月には「地方自治情報化推進フェアオンライン 2021-2022」を開催し、最新の行政情報システムの展示及びデモンストレーション並びに講演会を実施した。

また、市町村の情報化推進に係る共通的課題等の解決や地域情報化の推進に資することを目的に研究会を開催し、研究報告書を公開した。

このほか、全国都道府県情報管理主管課長会等との連携により、地方公共団体相互の情報交流を促進するとともに、関係府省に対する改善要望を支援した。

1 1 情報セキュリティ対策支援

地方公共団体の情報セキュリティレベルの向上を支援するため、セキュリティに関する情報提供を行うとともに、自治体 CSIRT¹⁴の活動を支援するため自治体 CSIRT 協議会¹⁵の運営において、個々の地方公共団体では取り組むことが困難なサイバー攻撃等の脅威から守るための対策や訓練の実施を支援した。

このほか、個人情報漏えい等情報セキュリティ関連の事故情報及び地方公共団体の先進的な取組事例等を LGWAN ポータルサイトや電子メールで情報提供するとともに、自治体 CEPTOAR¹⁶業務では、重要インフラ分野で共有すべき脆弱性情報や IT 障害等の情報を LGWAN メールで全地方公共団体に一斉配信した（緊急情報等送付件数：112 件）。

1 2 デジタル基盤改革に対する支援

デジタル基盤改革支援基金を活用し、地方公共団体が行う次の 3 事業への補助事業を実施することにより、地方公共団体のデジタル基盤改革を支援した。

（1）業務システムの標準化・共通化に向けた環境整備（総額 1,825 億円）

・申請団体数：101 団体

（2）マイナンバーカードを用いたオンライン手続の推進（総額 250 億円）

・申請団体数：87 団体

（3）情報セキュリティ対策の推進（総額 29 億円）

・申請団体数：31 団体

¹⁴ Computer Security Incident Response Team の略。情報システムに対する情報セキュリティインシデントが発生した際に、発生した事案を正確に把握し、被害拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うことを可能にするための機能を有する体制。

¹⁵ 全都道府県、全市区町村を構成団体とし、各団体が CSIRT を設置し、その継続した運営体制の維持及び強化並びに団体間の連携を行うことを目的とする協議会。

¹⁶ Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response の略。第 1 次情報セキュリティ基本計画（平成 18 年 2 月 2 日）に基づき、IT 障害の未然防止等のため政府等から提供される情報について関係重要インフラ分野で共有するため、各重要インフラ分野（情報通信、金融、航空、鉄道、政府・行政サービス（地方公共団体を含む。）等の 13 分野）内で整備する「情報共有・分析機能」のこと。

第3章 各事業の実施状況

一 本人確認情報処理事務等

住民基本台帳法に基づく本人確認情報処理事務及びマイナンバー法に基づく個人番号とすべき番号の生成等に係る事務を、セキュリティの確保を図りつつ適正かつ効率的に行った。また、マイナンバーカードの海外継続利用等の制度改正や次期機器更改及びシステム再構築に向けた対応を行った。

1 住民基本台帳ネットワークシステム等の運営

住民基本台帳ネットワークシステム、個人番号付番システム¹⁷及び符号生成に係る住民票コード提供システム¹⁸の運営を以下のとおり行った。

(1) 全国サーバの運用・監視¹⁹

住民基本台帳ネットワークシステム、個人番号付番システム及び符号生成に係る住民票コード提供システムを構成する全国サーバの管理・運用を行った。なお、情報連携等に係る住民票コードの提供に対応し、マイナポータル²⁰と連携するサーバは、休日を含め毎日運用を行った。

(2) ネットワークの運用・監視

ネットワークの信頼性・安全性を確保するため、24時間の監視体制により通信機器の故障、不正アクセスの監視・解析等を行った。

(3) セキュリティの確保

システムの安全・確実な運用のため、セキュリティ情報の提供、チェックリストによる自己点検の実施支援等、地方公共団体と連携してセキュリティ対策の強化を図った。

また、全国サーバ運用管理業務、都道府県サーバ運用管理業務、鍵管理サーバ運用管理業務、ネットワーク状態監視業務について、外部監査を実施し、セキュリティの確保を図った。

また、セキュリティ監査による一層のセキュリティ対策の強化のため、全団体を対象に以下のような新たな施策を令和3年度に開始した。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、リモート対応を中心として実施した。

- ①毎年、サーバ等の設定状況等の確認を実施
- ②定期的に、リモートによる監査やヒアリング調査を実施
- ③オンラインセミナー等を通じた各団体での内部監査の手法等の情報提供

¹⁷ 個人番号とすべき番号を生成し、市区町村長に通知するシステム。

¹⁸ 各情報保有機関又はマイナポータルからの符号の生成要求に基づいて、情報提供ネットワークシステムに住民票コードの提供を行うシステム。

¹⁹ 国の行政機関への本人確認情報の提供や情報連携に係る住民票コードの提供等を含めた運用・監視。

²⁰ 国、地方公共団体の行政機関等における自らの特定個人情報の利用状況や保有情報、行政機関等からの通知等を閲覧できる機能を有する、国民一人ひとりに設けられるポータルサイトのこと。

(4) ヘルプデスクの運用等地方公共団体に対する支援

ヘルプデスクの運用等地方公共団体に対するシステムの確実かつ安定的な運用のための支援を行った。

なお、問合せ件数は、第 15 表のとおり

第 15 表 ヘルプデスクへの問合せ件数

内容	件数
住基・マイナンバーカード関係	43,592 件
公的個人認証関係	4,488 件
合計	48,080 件

(5) セキュリティ意識の向上及び安全・正確性確保のための研修会の開催

セキュリティ意識の向上及びシステムの安全かつ正確な運営を図るため、地方公共団体、国の行政機関等の担当者を対象とした研修会を開催し、3,869 人（前年比 373 人減）が受講した。

(6) 本人確認情報の開示等

本人確認情報の開示請求 7 件、本人確認情報の提供状況の開示請求 3 件に対して開示を行った。

また、平成 29 年 7 月の情報連携の試行運用開始以降、情報提供等記録の開示請求者の委任を受けた総務省に対し、住民基本台帳法に基づき本人確認情報（住民票コード）の開示を行っており、開示請求は無かった。

2 住民基本台帳ネットワークシステム等の改善

操作者権限の有効期限が近くなった場合に注意喚起する機能など、セキュリティの強化及び運用の効率化等のためのシステム改修を行った。

3 次期機器更改

セキュリティの強化及び運用の効率化等の観点を踏まえながら業務アプリケーションの改修等を進め、令和 3 年 11 月の都道府県サーバ更改及び令和 4 年 1 月の全国サーバ更改を実施した。

4 本人確認情報の提供等

国の行政機関等に対し、本人確認情報を約 14 億 854 万件（対前年度比約 9,495 万件減）提供するとともに、公的個人認証サービスにおける電子証明書の失効処理のため、認証局に対して異動等情報を提供した。

5 情報連携等に係る住民票コードの提供

(1) 情報連携等に係る住民票コードの提供

各情報保有機関又はマイナポータルからの符号の生成要求に基づいて、情報提供ネ

ットワークシステム²¹に住民票コードを約 1,833 万件（対前年度比約 301 万件減）提供した。

（２）情報連携業務に係る支援

情報連携に係る各情報保有機関への運用支援について、昨年度に引き続き適切に対応した。

６ システム再構築

マイナンバー制度導入以降、住民基本台帳ネットワークシステムに一層の安定的な運用が求められている一方、開発当初から約 20 年が経過し、システムが複雑化するとともに、使用されている技術も旧くなっていることなどを踏まえて、システムを再構築することとし、機器更改に合わせたオペレーティングシステムの見直し、情報の秘匿化などのセキュリティの強化、サーバの構成見直しなどによる運用の安定性・効率性を高めるための取組を実施した。

７ マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用等に係るシステム改修等

国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用が可能となるよう、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用するためのシステムの改修を行った。

令和３年度は、戸籍関係情報の情報連携に向け、市区町村において業務アプリケーションの適用やデータ整備（初期突合、符号生成等）を進めることとし、機構はその取組を支援した。

²¹ マイナンバー法別表第２に規定されている情報照会者が取り扱う事務について、情報提供者が保持している特定個人情報の連携を実現するための仕組み。

二 本人確認情報処理事務関連事務

住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワーク受託事業及び都道府県サーバ集約センター運営受託事業等について、セキュリティの確保を図りつつ、適正かつ効率的な運営を行った。

1 都道府県ネットワーク監視及び保守受託事業等

都道府県ネットワークの安定的な運用を図るため、24時間の監視体制により、全都道府県のネットワーク機器及び自営網を除く 27 都道府県の通信回線の状態を監視し、保守を行った。

2 都道府県サーバ集約センター運営受託事業等

(1) 都道府県サーバ集約センター運営受託

全都道府県の集約サーバの運用及び保守並びに集約サーバと各都道府県とを結ぶ集約ネットワークの監視及び保守等を行った。

(2) 次期機器更改

令和3年度に都道府県サーバの機器について、セキュリティ強化及び安定運用の観点から踏まえた機器の構築等を進め、更改を行った。

3 住民基本台帳人口移動報告用データ作成業務

全国サーバで保持している機構保存本人確認情報から毎月転入者のデータを総務省統計局に提供した。また、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局に令和3年分の同データを提供した。

三 マイナンバーカード等の発行

マイナンバーカード等の発行及びマイナンバーカード管理システムの運営等を適正かつ効率的に行った。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の開始などに伴う発行枚数の増加に適切に対応するとともに、制度改正や次期システムの開発に向けた対応を行った。

1 マイナンバーカード等の発行及びシステムの運営

(1) マイナンバーカード等の発行及びシステムの運営

マイナンバー法等に基づき、個人番号通知書及びマイナンバーカードを発行するとともに、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムの安全かつ安定的な運営に努めた。

ア 個人番号通知書の作成・発送

令和3年度においては、約88万枚の個人番号通知書を作成・発送した。

イ マイナンバーカードの発行

令和3年度中に約1,382万件（正常申請数約1,242万件）の申請を受け付け、約1,715万枚のマイナンバーカードを発行した。

なお、令和3年度末までに、累積で約5,916万枚のマイナンバーカードを発行した。

また、マイナンバーカードの発行期間を短縮するため、システム改修や申請受付・発行体制の強化を行った。

(2) カード管理システム等の増強及び次期システム開発

マイナンバーカードの発行枚数の増加に対応するため、令和3年4月及び9月にサーバ増設を実施した。また、セキュリティのより一層の強化と災害時等の業務継続性の確保を含めた更なる安定稼働を図る観点から、次期システムの検討を行った。

(3) 有効期限切れ通知の作成・発行

マイナンバーカードの有効期限が到来する住民に対して、更新時期をお知らせする「有効期限切れ通知」を印刷・発送し、令和3年度は、約16万通の有効期限切れ通知書を発送した。

マイナンバーカードの更新と電子証明書の更新について、同じパンフレットを使用していたが、パンフレットを分け、マイナンバーカード更新の方には、カード更新用のパンフを送付するようにした。また、マイナンバーカード申請書と送付用封筒を同封するようにし、住民の利便性を高めた。

(4) 住民向けコールセンターの運用等住民に対する支援

新しい機能（顔認証を活用した電子証明書のロック解除等）の業務説明会やQ&Aを教材としたオペレーター研修を適宜実施するとともに、適切に案内を行うために、関係するコールセンター間においてFAQ等の情報共有を行うなど応答品質の向上に努めた。さらに住民向けコールセンターとヘルプデスクにおける意見交換を行い、FAQの共有、相互の連携強化を実施し、住民や自治体職員に対するサービス強化の取り組

みを実施した。

第 16 表 コールセンターへの問合せ内容別件数

内容	件数
① 通知カード、個人番号通知書、マイナンバーカードの申請及び発行等	
通知カード関係（紛失・盗難・拾得等）	約 3.5 万件
個人番号通知書関係	約 0.3 万件
交付申請書関係（申請方法、受付状況等）	約 80.0 万件
交付通知書関係（発送時期等）	約 5.6 万件
小計①	約 89.4 万件
② マイナンバーカードの利用等	
マイナンバーカード関係（記載内容等）※ ¹	約 11.8 万件
一時停止	約 13.3 万件
公的個人認証サービス関係※ ²	約 13.1 万件
e-Tax、コンビニ交付、電子申請・申告システム	約 1.4 万件
小計②	約 39.6 万件
③ その他（ご意見・ご要望等）	約 30.1 万件
合計（①＋②＋③）	約 159.1 万件

※ 1 マイナンバーカードの有効期限切れ通知に係る問合せは、うち 0.9 万件

※ 2 電子証明書の有効期限切れ通知に係る問合せは、うち 9.3 万件

（５）後期高齢者 QR コード付き交付申請書の再送付

令和 3 年 11 月から令和 4 年 2 月にかけて、75 歳以上のマイナンバーカード未取得者（981 万人）のリストを市区町村経由で後期高齢者医療広域連合に提供した。

交付申請書の印刷及び住民への発送は、後期高齢者医療広域連合が令和 4 年 2 月から 3 月にかけて実施した。

2 マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用等に係るシステム改修

国外転出者によるマイナンバーカードの利用が可能となるよう、システム改修に向けた要件検討を実施した。

3 在留カードとマイナンバーカードの一体化

在留カードとマイナンバーカードの一体化について、関係省庁とともにシステム改修に向けた検討を行った。

4 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

運転免許証とマイナンバーカードの一体化について、関係省庁とともにシステム改修に向けた検討を行った。

四 公的個人認証サービス

公的個人認証サービスに係るシステムのセキュリティの確保を図りつつ、公的個人認証法に基づく認証事務等を適正かつ効率的に行った。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の開始などに伴う発行枚数の増加及び電子証明書の利用拡大に適切に対応するとともに、制度改正や次期システムの開発に向けた対応を行った。

1 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書に係る認証局の運営

(1) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書に係る認証局の運用

公的個人認証法に基づく認証局として、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行及び失効並びに失効情報の作成及び提供等に係る認証事務を適切に行った。また、認証局に係るシステムの安全かつ安定的な運営に努めた。また、令和3年度は、全国の市区町村で約290万枚（署名用電子証明書132万枚、利用者証明用電子証明書158万枚）の電子証明書の更新手続を完了した。

(2) 公的個人認証サービスシステムの増強及び次期システム開発

マイナンバーカードの発行枚数の増加や郵便局での電子証明書更新等に対応するため、現行システムを増強するとともに、セキュリティのより一層の強化を図った。

また、災害時等の業務継続性の確保や更なる安定稼働を図る観点から次期システムの検討を行った。

(3) 有効期限通知書の作成・発行

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が到来する住民に対して、更新時期をお知らせする「有効期限通知書」を作成・発行し、令和3年度は、約230万通の有効期限通知書を発送した。

2 署名検証者及び利用者証明検証者に対する失効情報等の提供

(1) 国・地方公共団体の行政機関等

オンライン申請等を行う国の機関等13機関や地方公共団体の署名検証者及び利用者証明検証者に対して失効情報の提供等を適切に行った。また、マイナポイント事業の実施やマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認の導入）に関して、総務省や厚生労働省等の関係機関と連携し、連絡体制の強化、アクセス増に対応するための必要な機器の増強等の必要な調整等を行った。

(2) 総務大臣の認定を受けた民間事業者等

総務大臣の認定を受けた民間事業者から提出された署名検証者及び利用者証明検証者に係る届出等の処理、失効情報の提供等に必要な技術的支援、失効情報の提供等を適切に行った。なお、令和4年3月末現在で前年度比28増の累計140事業者（うち、総務大臣認定事業者：17事業者、電子署名等確認業務委託者：123事業者）となった。

※ 失効情報の提供状況

失効情報の提供に当たっては、CRL 方式²²、OCSP 方式²³により行った。このうち、令和 3 年度の OCSP による失効情報の提供件数（有効性確認件数と新旧紐付け件数の合計）は、署名用電子証明書は約 254 万件（対前年度比約 212 万件増）、利用者証明用電子証明書は約 1 億 3,000 万件（対前年度比約 5,840 万件増）である。

また、令和 3 年 10 月から、顔認証によるマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）の本格運用が開始されている。

3 マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用等に係るシステム改修

国外転出者による公的個人認証（電子証明書）の利用が可能となるよう、システムの改修に向けた要件検討を実施した。

4 電子証明書の利便性の抜本的向上等

（1）電子証明書のスマートフォンへの搭載の実現

移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用電子証明書」という。）のスマートフォンへの搭載の実現に向け、関係省庁等と調整の上、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行うシステムの設計を行った。

（2）顔認証技術を活用したコンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定

顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続きを可能とするシステムの開発を行い、令和 3 年 11 月 30 日より東京都内のセブンイレブンの 10 店舗でサービスを開始し、令和 4 年 2 月 8 日よりセブンイレブン全店舗で、令和 4 年 3 月 1 日よりローソン全店舗にサービスが拡大された。令和 4 年 3 月 31 日までに 25,112 件の利用実績があった。

（3）本人同意に基づく基本 4 情報等の提供

住民本人からの同意に基づき、署名検証者の求めに応じ、住民の最新の基本 4 情報（氏名、生年月日、性別及び住所）等を署名検証者に提供するためのシステム開発を行った。

（4）郵便局における電子証明書の発行・更新等

住所地の市区町村から委託を受けた郵便局で、電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続きが可能となるようシステム開発を行った。

²² 最新の失効情報を基に日次で電子証明書失効リストを作成し、署名等検証者の要求に応じて提供する方法。

²³ 特定の電子証明書の照会について、当該電子証明書が失効しているかどうかリアルタイムで回答する方法。

五 情報連携に係る自治体中間サーバー・プラットフォームの運営等

自治体中間サーバー・プラットフォーム等の運営を行った。また、次期システム（システム強化）への移行を行った。

1 自治体中間サーバー・プラットフォームの運営等

(1) 自治体中間サーバー・プラットフォームの運営

自治体中間サーバーシステムを共同化・集約化した自治体中間サーバー・プラットフォームを LGWAN-ASP サービスとして地方公共団体に提供するとともに、令和3年6月版のデータ標準レイアウト改版に係るテスト及び副本登録作業等が円滑に進められるよう、必要な情報の提供や問合せ対応等、地方公共団体の支援を行った。また、日本年金機構等から地方公共団体への大量の情報照会が円滑に処理できるよう、必要な調整を行うとともに、計画的な運用及び24時間監視等により、安全かつ安定的な運営に努めた。

情報連携の状況について、平成29年7月から令和4年3月までの全体（地方公共団体、国その他機関）の情報照会件数は約3億9,000万件、情報提供件数は約3億6,500件で、そのうち地方公共団体の情報照会件数は約7,200万件、情報提供件数は約3億4,300万件であった。

また、照会で利用されている主な事務手続は、国民年金・厚生年金関係手続及び年金生活者支援給付金関係手続で、提供されている主な特定個人情報、住民基本台帳関係情報や地方税の課税情報であった。

(2) 自治体中間サーバー・ソフトウェアの保守等

自治体中間サーバー・ソフトウェアについて、地方公共団体からの要望への対応等、必要な改修を行った。また、当該ソフトウェアに関する必要な情報の提供や問合せ対応等、地方公共団体の支援を行った。また、当該ソフトウェアに関する必要な情報の提供や問合せ対応等、地方公共団体の支援を行った。

(3) 自治体中間サーバー・プラットフォームの次期システム（システム強化）の構築及び移行

令和3年2月から、次期システム（システム強化）への移行作業を地方公共団体ごとに段階的に実施し、令和3年7月に全ての地方公共団体の移行が完了した。

六 総合行政ネットワーク

第四次総合行政ネットワーク（LGWAN）について、国民生活に関係する様々な通信に利用が拡大されてきていることを踏まえ、セキュリティ対策の更なる強化等を進めるとともに、安定運用に努めた。

1 総合行政ネットワークの運営管理

（1）ネットワークの運用

ネットワークの24時間の監視体制により、障害やセキュリティ・インシデントの迅速な検知及び対応を行うとともに、接続団体に対する支援を行った。

また、セキュリティを取り巻く状況の変化に対応できるよう情報収集に努めた。LGWAN-SOC²⁴による監視を実施するとともに、パケットキャプチャ機能の活用による詳細な通信内容の解析、送信ドメイン認証によるメールのセキュリティ強化を行った。

また、令和4年1月26日に発生したLGWAN障害を踏まえ、障害発生時の迅速・確実な状況把握のための委託事業者との運用監視の一体化、早期復旧や地方公共団体等への迅速・確実な情報提供のためのマニュアル充実、予防保守の強化等を順次実施した。

（2）LGWAN アプリケーションの提供等

電子メール及びポータルサイトの運営等によるLGWANアプリケーションサービスを安定的に提供した。

（3）LGWAN-ASP サービスの維持管理

ア LGWAN-ASP サービス（地方税電子申告や自治体クラウド等）の登録・接続審査等を行った。

イ セキュリティ確保の観点から、LGWAN-ASPサービス提供者のうち7事業者に対し、情報セキュリティ監査を実施するとともに、前年度までにセキュリティ監査を実施した事業者のうち3事業者に対し、フォローアップ監査を実施した。

また、50事業者に対し、チェックリストによる自己点検の実施を求め、セキュリティ対策の状況を確認した。

ウ LGWANの利活用促進を図るため、地方自治情報化推進フェアにおいて、事業者の参入促進や地方公共団体の利用促進を目的とする、「LGWAN-ASPオンライン説明会」（動画配信）を実施し、LGWAN-ASPの普及拡大に努めた。

エ LGWAN-ASPとして提供しているアプリケーション及びコンテンツサービスの登録状況は、令和3年度末で合計1,200件（対前年度比48件の増）となっている。

オ LGWANを利用して、国の府省が地方公共団体に提供しているサービス（国税電子申告・納税システム等）は、令和3年度末で126システムである。

²⁴ Security Operation Center の略。セキュリティ専門家による24時間365日のリアルタイムのセキュリティ監視及び分析を行う機関。

第 17 表 LGWAN-ASP サービスの増減

サービスの種類	令和 3 年度末	令和 2 年度末	増減
AP・コンテンツ	1,200	1,152	48
ホスティング	527	546	-19
通信	168	186	-18
ファシリティ	395	387	8
合計	2,290	2,271	19

(4) 次期ネットワークの検討

将来の通信需要の動向等を見据え、次期ネットワークの在り方に関する最新技術動向の調査を行った。

(5) 自治体テレワーク推進実証実験の実施

情報処理推進機構（IPA）と共同で構築した、自宅等から庁内の LGWAN 端末を安全に利用できる「自治体テレワークシステム for LGWAN」を、令和 2 年度に引き続き無償で地方公共団体に提供して、テレワークの利活用に関する実証実験を実施した。令和 3 年度は、追加公募を行うとともに、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象地域の地方公共団体から申請があった場合に、同システムを一時的に提供した。

第 18 表 「自治体テレワーク for LGWAN」の提供状況（令和 3 年度末時点）

	実証実験	一時提供（※）		総合計
		追加	新規	
団体数	794	43（794 の内数）	96	890
端末 ID 数	74,470	2,163	3,766	80,399

（※）緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象地域の団体から申請があった場合、「自治体テレワーク for LGWAN」を一時的に提供している。同様に実証実験参加団体（追加公募を含む）から申請があった場合にも一時的に提供しており、「追加」欄が実証実験参加団体（追加公募を含む）への一時提供となる。

2 地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）における認証局の運営管理

(1) 認証局の運用

電子証明書の利用者である地方公共団体に設けた認証局登録分局²⁵との連携により、電子証明書発行業務等を含む認証局の安全かつ安定的な運用を行った。

外部監査及び内部監査による準拠性監査・点検（規程に基づき事業実施が行われてい

²⁵ 機構が担う認証局の分局として各地方公共団体に設けた組織。地方公共団体の各部署からの証明書発行申請の窓口として審査等を行い、その結果を機構に送付。機構でさらに審査をした上で証明書を発行し、登録分局に送付するという一連の流れにより電子証明書が発行される。

るかどうかの監査)を実施した。

認証局登録分局についても、チェックリストによる自己点検を行い、セキュリティ遵守の取組状況を確認した。

(2) 第四次 LGPKI への移行

地方公共団体組織認証基盤 (LGPKI) では、職責証明書等を利用するシステムにおける第四次職責証明書等への移行完了に伴い不要となった第三次ブリッジ認証局を令和4年2月に廃局した。

3 インターネット・サービス・プロバイダ (ISP) ²⁶事業

LG.JP ドメイン名に関する地方公共団体からの登録申請等の審査や IP アドレスの割り当て等の管理を行った。

²⁶ インターネットを利用するユーザに対して、インターネットへ接続する手段をサービスとして提供する事業者のこと。

七 研究開発

1 マイナンバーカード利活用促進事業

(1) コンビニ交付サービス等

マイナンバーカード等を活用した、コンビニエンスストア等のキオスク端末での証明書等の自動交付に必要な証明書交付センターの安定的な運用を行った。

コンビニ交付に参加する市区町村数は、令和4年3月末で934団体（対前年度比99団体増）となり、対象人口は1億1,163万人（対前年度比481万人増、人口カバー率約88%）となった。

コンビニ交付サービスにより取得された証明書の令和3年度の交付通数は、マイナンバーカードの普及増及び新型コロナウイルス対策の影響と想定される利用急増により、約1,397万通（対前年度比70%増）に達した。

第19表 年度別交付通数

種別	令和2年度	令和3年度	比較
住民票の写し	4,100,152	7,078,835	73%増
住民票記載事項証明書	51,624	96,148	86%増
印鑑登録証明書	2,984,731	4,795,695	61%増
各種税証明書	530,128	976,469	84%増
戸籍証明書	493,283	940,851	91%増
戸籍の附票の写し	44,523	84,913	91%増
合計	8,204,441	13,972,911	70%増

参加するコンビニ事業者についても、令和4年3月末で43社（対前年度比3社増2社減）となり、全国約56,000店舗でコンビニ交付が利用できる環境が整っている。

第20表 コンビニ事業者と店舗数

事業者名	店舗数
セブン-イレブン	20,723 店舗
ファミリーマート	16,250 店舗
ローソン	13,606 店舗
ミニストップ	1,922 店舗
セイコーマート	1,156 店舗
その他コンビニ4社	143 店舗
イオンリテール+地方関連法人9社	1,263 店舗
日本郵便	57 店舗
地方生活協同組合	9 店舗
地方スーパー15社	471 店舗
ドラッグストア5社	346 店舗
ホームセンター2社	13 店舗
携帯ショップ	6 店舗
合計	55,965 店舗

※ 店舗数令和3年9月末時点

第三次証明書交付センターシステムを令和3年5月にリリースし、クラウドを利用した2センター化によるセキュリティ向上及び高可用性を実現するなど、安定稼働を続けている。

コンビニ交付への参加が難しい自治体のコンビニ交付の普及促進と、自然災害に備える住民情報データのバックアップを行うBCP対策の双方を可能とする機能を提供するための総務省実証事業（令和2年度）を引き継ぎ、新たに「自治体基盤クラウドシステム」として令和4年1月より本運用に移行し、小規模自治体を中心に56団体に提供している。

自治体基盤クラウドシステムを推進するため47都道府県向けオンライン説明会を開催し、1,137団体、受講者合計3,216名に対し広く情報発信を行った。さらに、コンビニ交付推進のためのオンラインによる講師派遣も実施し、全国11カ所、70団体、受講者合計157名の参加があった。

窓口申請ツール及びマイナポータルのびったりサービス²⁷の電子申請接続サービスについては、令和4年3月末時点で窓口申請ツールは127団体（52団体増※1）、びったりサービスに係る電子申請接続サービスは78団体（43団体減※2）が参加している。

※1 新型コロナウイルス感染症対応の一環として、窓口での住民の滞留を解消するため、窓口申請ツールの導入が加速しているものとみられる。

※2 内閣府による自治体向け申請データダウンロード機能の提供が令和3年5月から始まり、多くの団体がシフトしたため。

（2）マイナンバーカードアプリケーション搭載システムの保守及び強化・改善事業

マイナンバーカードの条例利用領域以外の空き領域に新たにカードアプリケーションを搭載して多目的利用するためのマイナンバーカードアプリケーション搭載システムを希望する地方公共団体、民間事業者等に提供するとともに、マイナンバーカードの多目的利用に係る利用団体からの問合せへの対応を含むシステム保守を適切に実施した。

令和3年度は、日本郵政グループ（日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命）が利用を開始している。

2 全国被災者支援システムのクラウド化

国におけるクラウド型被災者支援システムの開発にアドバイザーとして参画し、自治体基盤クラウドシステムを活用した全国の市区町村が共同利用できる被災者支援システムの構築を進めた。

また、令和4年度からのクラウド型被災者支援システムのサービス提供開始に向けて、市区町村の導入検討に当たり、その導入手続やシステムの利活用等に関する情報提供、普及に向けた広報、説明会等を実施した。

²⁷ 子育て関係をはじめとした地方公共団体の行政サービスのオンライン検索、オンライン申請を可能とする機能。

- ・資料提供仮受付：209 団体
- ・自治体基盤クラウドシステム説明会：全国 47 都道府県にて実施
- ・個別説明会：9 回

3 中間標準レイアウト²⁸仕様の維持管理

総務省、自治体クラウド²⁹導入団体及び当機構等で構成する「中間標準レイアウト仕様の維持管理に関する検討委員会」において、法令改正等の内容に応じた仕様の見直しを行うとともに、利用を促進するために手順等を記載した「中間標準レイアウト仕様利活用ガイド」を改訂し、公表した。

また、デジタル庁、総務省、当機構で協議を行い、中間標準レイアウト仕様維持管理の今後の方針を決定した。

(1) 標準化対象業務

市区町村の情報システム更改においてデータ移行を円滑に行い、ベンダーロックインを回避するための役割を、デジタル庁により整備される「地方自治体の基幹業務システムのデータ要件・連携要件の標準」に引継ぎ、中間標準レイアウト仕様の維持管理は令和3年度末をもって終了した。

(2) 内部管理系業務

令和4年度は、制度改正頻度や制度改正によるデータ項目の改定量の実態等を踏まえ、維持管理作業を一時中断とする。

(3) コンビニ交付

引き続き当機構にて対応する。

4 被災者支援システム³⁰サポート事業

「被災者支援システム全国サポートセンター」を継続して開設し、システムインストールキーの発行、市区町村等からのシステム導入や操作方法等に関する問合せ対応等の導入サポートを実施した。併せて、市区町村職員向けにシステムの操作方法習得を目的とした操作説明会を実施し、7 団体、延べ 144 名が参加した。

5 地方公会計標準システムサポート事業

平成 27 年度に開発した地方公会計標準システムを維持管理するとともに、同システムの配付及びサービス利用団体（293 団体）からの問合せ対応等のサポートを実施した。

²⁸ 情報システムの更改に伴うデータ移行時に使用する中間ファイルのデータ項目やその表現形式等を標準化したレイアウト仕様のこと。

²⁹ 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。

³⁰ 阪神・淡路大震災で被災した西宮市が開発したシステムで、「被災者台帳」「被災住家等台帳」を管理する被災者支援システムを中核とし、避難所関連、緊急物資管理、仮設住宅管理等のサブシステム群から構成。

八 教育研修

地方公共団体のデジタルトランスフォーメーションを担う人材の育成を目指して、遠隔地の自治体でも受講が容易なオンライン研修やリモートラーニングについて、より内容を充実して実施した。また、関係団体と連携・共催した研修、地方公共団体が企画・開催する情報化研修の支援等を行った。

1 オンライン研修

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、引き続き集合研修に代えて、オンラインによる動画研修（事前に講義を収録して配信する研修）又はライブ研修（Web 会議システムを利用して双方向で実施する研修）を実施した（26 セミナー）。これらの動画研修及びライブ研修については、録画をシステムに登録することにより、受講定員を設けず、受講者がいつでも受講できる環境を構築した。

また、自治体 DX（デジタルトランスフォーメーション）入門セミナーやデータ利活用入門セミナー、マイナンバーカード交付等の窓口業務で用いる統合端末など地方公共団体職員が使用する J-LIS システムの仕組みとその操作方法や利活用方法に係るセミナー等を新規に開催し、最新の知識を修得できるよう実施した（22 セミナー、受講者数 19,079 人）。

さらに、情報セキュリティの最新動向として、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 2 年 12 月版）」を解説する動画研修を開催する（2 セミナー、受講者数 2,038 人）とともに、情報セキュリティマネジメントセミナー及び情報セキュリティ監査セミナーをライブ研修で開催した（2 セミナー、受講者数 547 人）。

2 リモートラーニングによるデジタル人材育成研修等

リモートラーニングについて、新たにデジタル人材育成研修として位置付け、ICT 入門コースを新設するとともに、情報セキュリティや個人情報保護のコースを設けることにより、地方公共団体職員が広く ICT について基礎を修得できるコースに再編した。また、引き続き、受講定員を設けず、「いつでも、どこでも、だれでも」研修を利用可能にした（5 コース、受講者数 656,215 人）。

さらに、より情報システムの専門的知識を修得したい職員向けのリモートラーニングについて、引き続き ICT 調達事務等のコースを設けるほか、ICT に関する資格取得を支援するため、ICT 初級コース（IT パスポートレベル）及び ICT 中級コース（基本情報技術者レベル）を設けて実施した（5 コース、受講者数 3,210 人）。

3 情報化研修支援

地方公共団体職員が自ら講師となって庁内研修ができる情報セキュリティ等に関するテキストについて要望のあった 153 団体に提供した。

また、地方公共団体が自ら企画し開催するデジタル化を推進する人材育成研修（情報化アシスト研修）に対して、講師の派遣等必要な経費の助成を行った（9 団体、受講者数 532 人）。

さらに、都道府県が管内市区町村職員を対象に企画し主催する情報セキュリティ及び特定個人情報保護等の集合研修又はライブ研修に対して、必要な経費の助成等の支援を引き続き行った（11 団体、受講者数 965 人）。

4 関係団体との連携・共催

個人情報保護委員会と連携し、特定個人情報の取扱いに関する留意点等について研修を実施した（3 セミナー、2,523 人（再掲））。

市町村アカデミーとの共催により「ICT による情報政策」研修を開催予定であったが、コロナの影響により中止となった。

第 21 表 令和 3 年度オンライン研修の実施状況一覧

実施方法	研修名	実施期間	定員	受講者数
ライブ研修	情報化研修企画セミナー	9 月 9 日	40	38
	情報化研修講師育成セミナー	9 月 10 日	40	30
	BPR ³¹ セミナー	9 月 2 日～9 月 3 日	40	33
		9 月 30 日～10 月 1 日	40	29
		11 月 11 日～11 月 12 日	40	31
		12 月 16 日～12 月 17 日	40	18
	情報セキュリティマネジメントセミナー	6 月 3 日～6 月 4 日	40	35
		7 月 29 日～7 月 30 日	40	38
		10 月 14 日～10 月 15 日	40	23
		12 月 9 日～12 月 10 日	40	20
	情報セキュリティ監査セミナー	6 月 10 日～6 月 11 日	40	34
		8 月 19 日～8 月 20 日	40	35
		10 月 7 日～10 月 8 日	40	21
		12 月 2 日～12 月 3 日	40	16
	管理者のためのステークホルダーマネジメントセミナー	11 月 18 日～11 月 19 日	40	24
	プロジェクト管理セミナー	9 月 16 日～9 月 17 日	40	32
		10 月 21 日～10 月 22 日	40	23
	小計	—	680	480
動画研修	新任情報化担当者セミナー	9 月 27 日～2 月 28 日	—	1,180
	新任情報化管理職セミナー	9 月 27 日～2 月 28 日	—	485
	ネットワーク基礎セミナー	9 月 27 日～2 月 28 日	—	1,227
	調達・委託管理セミナー	9 月 27 日～2 月 28 日	—	610
	ICT の基礎用語セミナー	10 月 11 日～2 月 28 日	—	3,042
	情報化政策セミナー	10 月 11 日～2 月 28 日	—	834
	システム運用管理セミナー	10 月 11 日～2 月 28 日	—	616
	運用・保守委託契約担当者セミナー	10 月 11 日～2 月 28 日	—	583
	初級 ICT・BCP 策定セミナー	10 月 25 日～2 月 28 日	—	380
	ネットワーク応用セミナー	10 月 25 日～2 月 28 日	—	776
	AI・RPA 導入セミナー	11 月 8 日～2 月 28 日	—	909
	自治体テレワークの仕組みと利活用方法について	11 月 8 日～2 月 28 日	—	533
	自治体 DX 入門セミナー	11 月 22 日～2 月 28 日	—	3,583
	マイナンバーカードの利活用セミナー	11 月 22 日～2 月 28 日	—	659

³¹ 業務の効率や生産性向上のため、既存の業務内容や業務プロセスを根本的に見直し、再構築するための手法のこと。

	情報連携の仕組と利活用方法について	11月22日～2月28日	—	698
	統合端末の機能と利活用方法について	11月22日～2月28日	—	1,173
	コンビニ交付と基盤型クラウドシステムの仕組と利活用方法について	11月22日～2月28日	—	471
	プロジェクト管理セミナー（ライブ研修録画）	12月6日～2月28日	—	295
	データ利活用入門セミナー	12月20日～2月28日	—	900
	情報セキュリティ対策セミナー	12月6日～2月28日	—	858
	BPR セミナー（ライブ研修録画）	12月20日～2月28日	—	782
	情報セキュリティマネジメントセミナー（ライブ研修録画）	12月20日～2月28日	—	325
	管理者のためのステークホルダーマネジメントセミナー（ライブ研修録画）	12月20日～2月28日	—	265
	小計	—	—	21,184
	合計	—	—	21,664

第22表 令和3年度リモートラーニングの実施状況一覧

	コース	学習時間	開催期間	団体数	受講者数	修了率
情報セキュリティ	情報セキュリティコース	2～5時間	8月10日～12月28日	940	205,597	90.9%
	個人情報保護コース		7月20日～12月28日	909	162,284	91.9%
	サイバーセキュリティコース		8月3日～12月28日	887	150,937	91.3%
	ICT入門コース		8月18日～12月28日	910	55,690	88.5%
	マイナンバーコース		8月18日～12月28日	884	81,707	88.0%
	小計					656,215
情報化に関する体系的な研修	専門・ICT初級コース	4～10時間	7月15日～1月31日	184	1,145	88.4%
	専門・ICT中級コース		7月15日～1月31日	157	610	66.2%
	専門・ICT調達事務コース		7月15日～1月31日	160	622	84.1%
	専門・システム運用管理コース		7月15日～1月31日	141	508	84.1%
	専門・システム監査コース		7月15日～1月31日	108	325	80.9%
	小計					3,210
合計					659,425	—

九 地方税・地方交付税等の情報処理事務の受託

地方税務情報の処理、地方交付税の算定などの業務について、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証の維持等により、セキュリティの確保及び個人情報の保護を図りつつ、円滑な業務運用を行うとともに、地方行財政制度の改正に伴うシステムの改修等を行った。

1 地方税務情報の処理

都道府県及び市区町村等から委託を受け、次の地方税務情報に係る情報処理を行った。

(1) 自動車登録・検査情報

自動車税の課税事務に必要な自動車登録・検査情報に係る処理を行った。

(2) 環境性能割税額情報

環境性能割の課税事務に必要な税額情報に係る処理を行った。

(3) たばこ流通情報

道府県たばこ税の課税の適正化に必要なたばこの流通情報に係る処理を行った。

(4) 軽油流通情報

軽油引取税の課税の適正化に必要な軽油の流通情報に係る処理を行った。

(5) 地方消費税清算情報

地方消費税における都道府県間の清算情報に係る処理を行った。

(6) 軽自動車検査情報

軽自動車税の課税事務に必要な軽自動車検査情報に係る処理を行った。また、軽自動車システムの更改については、令和4年度及び5年度に実施することとした。

2 地方交付税及び地方特例交付金算定事務の処理

国及び都道府県から委託を受け、都道府県における市町村分普通交付税及び地方特例交付金の算定事務等について円滑な処理を行った。

3 全国町・字ファイル³²の提供

全国町・字ファイルを申込のあった地方公共団体等に対し提供した。

4 都道府県税務情報処理協議会の支援

都道府県の税務事務に係る情報処理の円滑な推進を図るため、都道府県税務情報処理協議会の運営を支援した。

³² 町・字・丁目までの最新の地名約 66 万件を収録したファイル。

十 情報の提供及び助言

地方公共団体の情報化に役立つ情報を提供するとともに、課題等の把握に努めた。また、地方公共団体からの相談に対して適切な助言を行い、その対処結果等の情報の共有化を図った。

1 情報提供

(1) 「月刊 J－L I S」の発行

地方公共団体における情報化の促進等を図るために必要な代表的運用事例や特集テーマなどを掲載する、主として地方公共団体向けの月刊誌を発行した。また、一般書店における販売を引き続き行った。

ア 令和3年度発行部数

80,106部

イ 令和3年度の特集テーマ

第23表 「月刊 J－L I S」の特集テーマ

年	号	特集テーマ
令和3年	4月号	初めてのマイナンバー業務 2021
	5月号	自治体 DX の推進に向けて
	6月号	効果的な IT リソースの活用
	7月号	自治体 DX に向けた J-LIS の取り組み
	8月号	進化するスマート農業
	9月号	ニューノーマル時代の防災・減災とレジリエンス
	10月号	人に優しいデジタル社会を目指して
	11月号	自治体における先進的な AI の取組
	12月号	地方自治情報化推進フェアオンライン 2021―「いつでも、どこでも」から「誰でも」の世界へ―
令和4年	1月号	本格化する自治体 DX～計画フェーズから実行フェーズへ～
	2月号	システム共同利用のあり方～官民の先駆的事例から～
	3月号	行政サービスと MaaS

(2) インターネットによる情報提供

J－L I S チャンネルによるセミナーや講演等の動画配信など、情報提供の充実を図った。

また、機構主催の会議や行事、ホームページの新着情報等、活動内容を掲載した「J－L I S メールマガジン」を原則として月2回、地方公共団体あてに電子メールで配信した。

2 課題等の把握

(1) ニーズ調査

令和3年度は、地方自治情報化推進フェアオンラインの来場者へのアンケート調査、月刊 J-L I S の読者アンケートを実施し、各事業の内容の充実に努めた。

(2) 全国都道府県情報管理主管課長会等との連携

地方公共団体相互及び地方公共団体と機構の情報交流等を促進するため、全国都道府県情報管理主管課長会等との連携を図った。

ア 課長会等の開催状況

(ア) 全国都道府県情報管理主管課長会

春季会議（5月オンライン）、秋季会議（11月オンライン）、各ブロック課長会議・ブロック担当者会議（12回すべてオンライン）、研究会（テーマ：テレワーク環境の整備及び運用について）

(イ) 指定都市情報管理事務主管者会議

春季会議（6月書面）、秋季会議（1月書面）

(ウ) 特別区電子計算主管課長会

課長会（5月、7月、11月、3月、すべてオンライン）、システム研究会（3月オンライン）

(エ) 全国広域市町村圏情報管理連絡協議会

全国会議（1月オンライン）

イ 国に対する改善要望の支援

地方公共団体の情報システムの効率的な運用及び行政情報化・地域情報化を図るため、「国に対する地方公共団体の情報化に係る改善要望取扱検討会」の審議を経て、全国都道府県情報管理主管課長会として令和4年2月に行った、次の項目に関する関係府省（総務省、デジタル庁及び厚生労働省）への改善要望を支援した。

- ・マイナンバーカードについて
- ・都道府県が担う役割の明確化及び各省庁による自治体 DX 推進計画の周知について
- ・行政サービスのデジタル化・オンライン化について
- ・地上デジタル放送移行に伴い整備した施設への支援について
- ・情報通信基盤の維持管理について
- ・地方の情報インフラ整備（5G）の充実にについて

3 相談・助言

(1) 地方支援アドバイザー

専門家のアドバイスや先進事例として他の地方公共団体のノウハウが必要な場合には、アドバイザーとして、専門家等の紹介や派遣を行った（7団体に全16回派遣、うち15回はオンライン、1回は実地）。

第 24 表 地方支援アドバイザー派遣

団体名	用件
日立市	デジタル化推進計画策定・検討に係るアドバイス
国分寺市	デジタル化推進方針策定・検討に係るアドバイス
大野市	テレワークの導入に関するアドバイス
甲府市	公式ホームページのリニューアルに係るアドバイス
函南町	庁内ネットワーク環境の更新に係るアドバイス
菊陽町	新総合行政システム構築に係るアドバイス
北千葉広域 水道企業団	事務系ネットワークシステムの更新に係るアドバイス

4 情報の共有化

(1) FAQ

地方支援アドバイザーへの相談内容及びその対処結果については、「よくある質問」などとして整理するなどして、機構内での共有化はもとより、ホームページやメールマガジン等で公開し、全地方公共団体での共有化を図った。

(2) 市町村職員による情報化に関する研究会

市町村の情報化推進に係る共通課題等の解決や地域情報化の推進に資することを目的に研究会をオンライン開催し、研究報告書をホームページの地方公共団体限定ページに公開した。

【研究テーマと開催詳細】

- ・ LGWAN-ASP を活用した自治体 DX について
- 構成員：10 団体、10 名 年間計 4 回研究会開催

5 「地方自治情報化推進フェアオンライン 2021-2022」の開催

最新の行政情報システムの展示とデモンストレーション、講演会、セミナー等を行う「地方自治情報化推進フェアオンライン 2021-2022」を昨年度に続きオンラインで開催した。

(1) フェアの概要

ア 講演

パネルディスカッション及び講演を開催した。

- ・ 開催月日：令和 4 年 1 月 18 日（火）～ 2 月 9 日（水）
（アーカイブ配信：2 月 28 日（月）まで）
- ・ 開催方式：オンライン

イ 情報システムの展示とデモンストレーション

自治体のデジタルトランスフォーメーションをさらに推進することを目的に、機構のサービス利用企業である情報化関係企業の協賛により、各種行政情報システムの展示とデモンストレーションを行う「情報システム展示会」を開催した。

- ・ 開催月日：令和 4 年 1 月 18 日（火）～ 2 月 9 日（水）

(アーカイブ配信：2月28日(月)まで)

- ・開催方式：オンライン
- ・登録者数：6,258人
- ・出展企業等：74企業・1団体

(2) パネルディスカッション・講演の開催

第25表 パネルディスカッション・講演の開催

パネルディスカッション	誰もがICTの恩恵を享受するためには ～デジタル化にどのような課題があるのかをビジョンを交えて議論～ パネリスト：一橋大学名誉教授、デジタル庁デジタル監 石倉 洋子 氏 群馬県前橋市長 山本 龍 氏 中央大学国際情報学部教授 石井 夏生利 氏 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授 岩崎 尚子 氏 同志社大学大学院ビジネス研究科教授 北 寿郎 氏 機構理事長 吉本 和彦 モデレーター：株式会社MM 総研代表取締役所長、 元日本経済新聞社論説委員 関口 和一 氏
	誰もがICTの恩恵を享受するためには ～事例からデジタル化解決策を探る～ パネリスト：兵庫県尼崎市長 稲村 和美 氏 宮崎県都城市長 池田 宜永 氏 総務省自治行政局長 吉川 浩民 氏 中央大学法科大学院教授、中央大学副学長 佐藤 信行 氏 日本福祉大学福祉経営学部長、みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) 主席研究員 藤森 克彦 氏 機構理事長 吉本 和彦 モデレーター：株式会社MM 総研代表取締役所長、 元日本経済新聞社論説委員 関口 和一 氏
講演	IT、AIで拓く未来 講師：石川県加賀市長 宮本 隆 氏 DXを加速する情報通信の進化と社会受容性の重要性 講師：東京大学大学院工学系研究科教授 中尾 彰宏 氏 住民サービス改革に向けたデジタル庁の取り組みと課題認識 講師：デジタル庁デジタル社会共通機能グループ長 楠 正憲 氏 「自治体テレワーク for LGWAN」のような技術を作る人材を組織で増やす方法 講師：独立行政法人情報処理推進機構(IPA)サイバー技術研究室員 ／NTT東日本特殊局員 登 大遊 氏

(3) その他セミナー・説明会の開催

第 26 表 その他セミナー・説明会の開催

トピックス セミナー	スタートするスーパーシティ構想 講師：内閣府地方創生推進事務局企画調整官 松野 憲治 氏
	地方公共団体情報システムの標準化・共通化について 講師：総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長 池田 敬之 氏
	始まる RHR 利活用推進～医療・介護・健康データ利活用基盤の高度化～ 講師：厚生労働省健康局健康課課長補佐 高田 大輔 氏
	行政サービスのデジタル変革～市民のための電子政府～ 講師：株式会社グラファー代表取締役 CEO 石井 大地 氏
J-LIS セミ ナー	自治体基盤クラウドシステムによる新たな取り組みについて 講師：機構 ICT イノベーションセンター研究開発部
	LGWAN-ASP のご紹介 講師：機構総合行政ネットワーク全国センターシステム部

第 27 表 サービス利用者数の状況（令和 3 年度末現在）

サービス利用者数	区分及び団体数	一般利用団体の内訳	利用率(%)
サービス利用者 1,712	サービス利用団体 1,460	都道府県 47	$\frac{47}{47} = 100\%$
		指定都市 20	$\frac{20}{20} = 100\%$
		特別区 23	$\frac{23}{23} = 100\%$
		市（一般市） 717	$\frac{717}{772} = 92.9\%$
		町村 582	$\frac{582}{926} = 62.9\%$
		小 計 1,389	$\frac{1,389}{1,788} = 77.7\%$
		一部事務組合 町村会等 71	—
	サービス利用企業 252	—	—

十一 情報セキュリティ対策支援

地方公共団体の情報セキュリティレベルの向上を支援するため、セキュリティに関する情報を提供するとともに、自治体 CSIRT 協議会を運営し、各団体で取り組むことが困難なサイバー攻撃等の脅威から守るための対策や訓練の実施を支援した。

1 自治体 CSIRT の活動支援

情報セキュリティ事故発生時の対応能力を向上させるため、地方公共団体に設置されている CSIRT の全国的な連携組織として設立した自治体 CSIRT 協議会において、情報セキュリティ事故を想定した訓練への支援を行うほか、令和元年度に作成した「小規模自治体のための CSIRT 構築の手引き」の説明会を実施することにより CSIRT の設置や運用を支援するとともに、自治体間の情報共有を推進した。

訓練支援については、重要インフラ事業者が同時にセキュリティインシデント訓練を行う分野横断的演習（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター主催）と連携し、自治体向けのシナリオを作成し、自治体向け分野横断的演習を開催した。

また、市区町村における情報セキュリティ事故を想定した緊急時対応訓練を、情報セキュリティ対応ハンドブックに基づく訓練ツール（訓練シナリオやマニュアル類一式）を活用して、主に中小規模の市区町村を対象にオンラインで実施した。また、より高度なブラインド方式によるインシデント対応訓練を主に CSIRT 設置団体を対象にオンラインで実施した。また、地方公共団体職員の技術面の知識やスキル向上を促進するため、セキュリティインシデント対応に有効なツールの紹介や使い方の説明を行う技術講習会を実施した。

※令和 3 年度実施した演習・訓練の概要

- ・自治体向け分野横断的演習：66 団体参加
- ・インシデント発生時 CSIRT 対応訓練：14 回開催、176 団体、302 名参加
- ・ブラインド方式によるインシデント対応訓練：4 回開催、32 団体、58 名参加
- ・技術講習会：3 回開催、62 団体、107 名参加
- ・小規模自治体のための CSIRT 構築の手引き説明会：8 回開催、45 団体、59 名

2 自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム

地方公共団体の LGWAN 接続系にあるパソコン及びサーバの OS やウイルス対策ソフトの更新プログラムを LGWAN-ASP で配信した。（令和 4 年 3 月 31 日時点 利用団体 797 団体）

3 情報セキュリティに関する情報提供

個人情報漏えい等情報セキュリティ関連の事故情報やセキュリティ注意喚起情報等をポータルサイトから提供するほか、「J-LIS Security News」として週 1 回・年間 49 通、地方公共団体の事例等は「J-LIS Security News(+）」として月 1 回・年 12 通をメールマ

ガジンとして定期的に送信し、地方公共団体の情報セキュリティ対策における対応能力向上に努めた。

4 自治体 CEPTOAR 業務

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から提供される重要インフラ分野で共有すべき脆弱性情報・IT 障害等の情報を、LGWAN メール等で全地方公共団体に一斉配信した（緊急情報等送付件数：102 件）。

5 サイバー攻撃検知通報（ダイダロス）事業の利用促進

地方公共団体のシステムがサイバー攻撃を受け外部に異常通信が送出された場合に、24 時間体制で観測を行う国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）がこれを検知し、警告情報を当該地方公共団体に通報する「サイバー攻撃検知通報（ダイダロス）事業」（利用無料。受付窓口は機構）について、事務連絡を発出し、地方公共団体の利用を促進した。

十二 デジタル基盤改革に対する支援

デジタル基盤改革支援基金を活用し、地方公共団体が行う次の３事業への補助事業を実施することにより、地方公共団体のデジタル基盤改革を支援した。

1 業務システムの標準化・共通化に向けた環境整備（総額 1,825 億円）

市区町村を対象とし、20 業務の基幹業務システムの標準システム等への移行のための事前調査事業等に対する補助事業

・申請団体数：101 団体

2 マイナンバーカードを用いたオンライン手続の推進（総額 250 億円）

市区町村を対象とし、マイナポータルからオンライン手続きを可能とする環境整備に対する補助事業

・申請団体数：87 団体

3 情報セキュリティ対策の推進（総額 29 億円）

都道府県を対象とし、国が設定した高いセキュリティレベルの自治体情報セキュリティクラウドへの移行に対する補助事業

・申請団体数：31 団体

令和 3 年度財務諸表

地方公共団体情報システム機構

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	246,939,156,259
未収金	39,109,156,599
前払金	18,046,677
貯蔵品	44,106
流動資産合計	286,066,403,641
固定資産	
有形固定資産 ※ 1	
建物	1,282,759,220
備品	741,684,607
建設仮勘定	13,686,703,361
リース資産	3,594,730,938
有形固定資産合計	19,305,878,126
無形固定資産	
電話加入権	3,043,850
ソフトウェア	74,197,768
リース資産	140,213,922
無形固定資産合計	217,455,540
投資その他の資産	
投資有価証券	200,000,000
保証金	1,001,991,833
投資その他の資産合計	1,201,991,833
固定資産合計	20,725,325,499
資産合計	306,791,729,140
負債の部	
流動負債	
未払金	52,899,357,785
未払法人住民税等	70,000
預り金	15,629,378
賞与引当金	120,575,446
役員賞与引当金	6,161,404
リース債務	903,085,335
流動負債合計	53,944,879,348
固定負債	
長期前受金	230,181,630,149
退職給付引当金	765,493,793
役員退職引当金	15,572,400
住基ネット再構築平準化等積立金	8,796,303,634
セキュリティ強化等積立金	1,200,000,000
次期システム更改積立金	380,000,000
リース債務	2,191,787,754
資産除去債務	677,145,379
固定負債合計	244,207,933,109
負債合計	298,152,812,457
純資産の部	
地方公共団体出資金	134,000,000
利益剰余金	
積立金	6,218,089,905
公的個人認証サービス事業財政調整積立金	942,097,778
システム開発積立金	1,344,729,000
利益剰余金合計	8,504,916,683
純資産合計	8,638,916,683
負債純資産合計	306,791,729,140

損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
営業収益	
事業負担金収入	304,089,150
個人番号カード等関連交付金	27,302,567,150
自治体中間サーバー関連交付金	8,015,870,455
地方公共団体負担金収入	4,001,689,390
負担金収入	685,383,719
事業収入	8,811,859,572
情報提供手数料	5,256,805,864
符号生成住民票コード提供手数料	183,361,510
発行手数料	114,782,600
情報開示手数料	2,350
補助金等収入	7,756,526,000
長期前受金取崩収入	773,071,689
住基ネット再構築平準化等積立金取崩収入	577,666,680
営業収益合計	63,783,676,129
営業費用	
事業費 ※ 1	59,233,293,185
一般管理費 ※ 2	845,059,243
営業費用合計	60,078,352,428
営業利益	3,705,323,701
営業外収益	
受取利息	370,281
有価証券利息	39,782
借上住宅使用料	4,320,000
動作確認 I C カード作成料	18,894,100
雑収入	815,670
営業外収益合計	24,439,833
営業外費用	
支払利息	44,617,286
営業外費用合計	44,617,286
経常利益	3,685,146,248
特別損失	
固定資産除却損 ※ 3	714,623
住基ネット再構築平準化等積立金繰入額	1,876,163,000
セキュリティ強化等積立金繰入額	400,000,000
特別損失合計	2,276,877,623
税金等調整前当期純利益	1,408,268,625
法人住民税	70,000
当期純利益	1,408,198,625

利益の処分に関する書類
(令和4年3月31日現在)

(単位：円)		
I	処分対象利益	1,408,198,625
	当期純利益	1,408,198,625
II	利益処分額	
	積立金	538,198,625
	システム開発積立金	870,000,000

純資産変動計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

区 分	金 額
出資者資本	
地方公共団体出資金	
当期首残高	134,000,000
当期変動額	0
当期変動額合計	0
当期末残高	134,000,000
利益剰余金	
積立金	
当期首残高	5,335,891,280
当期変動額	
システム開発積立金の積立	△526,000,000
当期純利益	1,408,198,625
当期変動額合計	882,198,625
当期末残高	6,218,089,905
公的個人認証サービス事業財政調整積立金	
当期首残高	942,097,778
当期変動額	0
当期変動額合計	0
当期末残高	942,097,778
システム開発積立金	
当期首残高	818,729,000
当期変動額	
システム開発積立金の積立	526,000,000
当期変動額合計	526,000,000
当期末残高	1,344,729,000
利益剰余金合計	
当期首残高	7,096,718,058
当期変動額	
積立金の取崩	△526,000,000
システム開発積立金の積立	526,000,000
当期純利益	1,408,198,625
当期変動額合計	1,408,198,625
当期末残高	8,504,916,683
純資産合計	
当期首残高	7,230,718,058
当期変動額	
当期純利益	1,408,198,625
当期変動額合計	1,408,198,625
当期末残高	8,638,916,683

キャッシュ・フロー計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
事業負担金収入	304,089,150
交付金収入	62,614,243,300
負担金収入	5,890,738,896
事業収入	10,753,805,819
情報提供等手数料	6,926,285,235
補助金等収入	94,600,000
発行手数料収入	21,960,200
その他の営業収入	31,707,120,850
人件費の支出	△ 2,741,073,524
委託費の支出	△ 67,570,984,134
その他の営業支出	△ 15,651,561,229
小計	32,349,224,563
利息及び配当金の受取額	412,631
利息の支払額	△ 46,717,632
法人税等の支払額	△ 70,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,302,849,562
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産取得による支出	△ 1,319,191,509
無形固定資産取得による支出	△ 451,000
定期預金の預入による支出	△ 32,291,000,000
定期預金の払戻による収入	32,291,000,000
その他投資活動による支出	△ 1,132,000
その他投資活動による収入	414,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,320,360,509
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 1,973,214,616
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,973,214,616
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
V 現金及び現金同等物の増減額	29,009,274,437
VI 現金及び現金同等物期首残高	217,929,881,822
VII 現金及び現金同等物期末残高	246,939,156,259

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、償却原価法により行っております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品の評価は、先入先出法による原価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法及び定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年 その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職引当金

役員退職引当金は、役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5 積立金の計上基準

(1) 住基ネット再構築平準化等積立金

本人確認情報処理事業であるシステム再構築及び次期機器更改にあたり、その財源である都道府県の負担金が大きく増加することがないよう、事業計画等を踏まえ、毎年度、計画的に必要な額を計上しております。

(2) セキュリティ強化等積立金

公的個人認証サービス事業における次期機器更改に合わせて行うデータベースの暗号化にあたり、その財源である都道府県の負担金が大きく増加することがないよう、事業計画等を踏まえ、毎年度、計画的に必要な額を計上しております。

(3) 次期システム更改積立金

総合行政ネットワーク運営事業における次期システム更改に要する経費に充てるため、事業計画等を踏まえ、毎年度、計画的に必要な額を計上しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3箇月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項等

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

2,220,483,208 円

(損益計算書関係)

※ 1 事業費の主要な費目と金額は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
委託費	43,263,717,314 円
保守料	4,925,448,596
通信運搬費	3,920,611,570
賃借料	2,228,973,979
減価償却費	1,777,060,956
人件費	1,670,920,243
開発運用委託費	614,129,732

事業費とは、事業の運営に直接必要な経費であり、主な取引は次のとおりであります。

- ・ 個人番号カード発行等事業における個人番号カード交付申請書受付・発行及び発行管理業務等委託料
- ・ 中間サーバー共同化・集約化等事業における自治体中間サーバー・プラットフォームの利用等委託料
- ・ 個人番号カード発行等事業における住民向けコールセンター業務等委託料

※ 2 一般管理費の主要な費目と金額は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
人件費	330,243,405 円
賃借料	240,221,618
役員報酬等	129,339,998
委託費	82,467,250
事務補助職員給料等	22,301,405
退職給付費用	15,062,531
消耗品費	6,036,744

一般管理費とは、事業の運営に間接的に必要な経費であり、主な取引は次のとおりであります。

- ・ 役員及び管理部門職員の人件費
- ・ 役員及び管理部門職員が利用する職員の事務所賃借料
- ・ 役員及び管理部門職員が利用する事務系 LAN システムサービス提供業務委託料

※ 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
建物	714,622 円
備品	1
計	714,623

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金	246,939,156,259 円
預入期間が3箇月を超える定期預金	0
現金及び現金同等物	246,939,156,259

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額	2,281,792,010 円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、情報システム機器であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については流動性の高い金融資産により運用しております。

未収金は、そのほとんどが地方公共団体等の公的機関に対する債権であり、信用リスクは低いものと判断しております。保証金は、事務所等の賃貸借契約における保証金であり、賃貸人の信用リスクがあります。

未払金は、そのほとんどが3箇月以内の支払期日であります。リース債務は、設備投資に係る資金調達であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	246,939,156,259	246,939,156,259	—
(2) 未収金	39,109,156,599	39,109,156,599	—
(3) 投資有価証券	200,000,000	199,860,000	△140,000
(4) 保証金	1,001,991,833	738,928,640	△263,063,193
資産計	287,250,304,691	286,987,101,498	△263,203,193
(1) 未払金	52,899,357,785	52,899,357,785	—
(2) リース債務(※1)	3,094,873,089	3,045,696,195	△49,176,894
負債計	55,994,230,874	55,945,053,980	△49,176,894

※1 リース債務については、1年以内の返済予定額を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 投資有価証券

満期保有目的の地方債であり、市場価格を時価としています。また、投資有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 保証金

保証金のうち、契約終了までの期間が1年を超えるものについては、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
現金及び預金	246,939,156,259				
未収金	39,109,156,599				
投資有価証券 満期保有目的のもの		100,000,000		100,000,000	
合計	286,048,312,858	100,000,000	0	100,000,000	0

(注3) リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	903,085,335	796,195,865	631,171,067	309,870,270	259,673,668	194,876,884

(有価証券関係)

満期保有目的の債権で時価のあるもの（令和4年3月31日）

(単位：円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が時価を 超えるもの	地方債	200,000,000	199,860,000	△140,000
	小計	200,000,000	199,860,000	△140,000
合計		200,000,000	199,860,000	△140,000

(注) 地方債の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型の退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付型の制度

簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	725,039,846 円
退職給付費用	73,395,290
退職給付の支払額	△32,941,343
期末における退職給付引当金	765,493,793

(積立金関係)

- 1 住基ネット再構築平準化等積立金の当期の増減額は次のとおりです。

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	7,692,138,985 円
増加額	1,876,163,000
減少額	△771,998,351
期末残高	8,796,303,634

システム再構築及び次期機器更改に要する経費に充てるため、平成 28 年度から令和 3 年度までに 110.1 億円を積立て 22.1 億円の取崩しを行いました。令和 4 年度に 20.1 億円を積立て 18.9 億円の取崩しを行い、令和 5 年度から令和 9 年度までに 89.2 億円の取崩しを行う予定です。

- 2 セキュリティ強化等積立金の当期の増減額は次のとおりです。

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	800,000,000 円
増加額	400,000,000
減少額	0
期末残高	1,200,000,000

次期システムの構築に合わせて行うデータベースの暗号化に要する経費に充てるため、平成 30 年度から令和 3 年度までに 12 億円を積立て、令和 7 年度から令和 8 年度までに 12 億円の取崩しを行う予定です。

- 3 次期システム更改積立金の当期の増減額は次のとおりです。

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	380,000,000 円
増加額	0
減少額	0
期末残高	380,000,000

次期システム更改に要する経費に充てるため、令和元年度から令和 2 年度までに 3.8 億円の積立てを行いました。令和 4 年度に 0.6 億円、令和 5 年度から令和 6 年度に 3.2 億円の取崩しを行う予定です。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約における原状回復義務に伴う債務であります。

ただし、退去時における原状回復費用等の見積り額が保証金の額を超えない物件に関しては、資産除去債務の計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 36 年～50 年と見積もり、割引率は算定時の国債利回りである 1.08%～1.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
期首残高	750,699,371 円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0
時の経過による調整額	9,306,384
資産除去債務の履行による減少額	△82,860,376
期末残高	677,145,379

また、資産除去債務の計上に代えて保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているもののうち、保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の増減は以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
期首残高	52,030,000 円
期中の増減額	0
期末残高	52,030,000

【有価証券明細書】

【債券】

【債券】

銘 柄			券面総額（円）	貸借対照表計上額（円）
投資有価証券	満期保有 目的の債券	5 年第24回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,000,000
		5 年第28回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,000,000
		小計	200,000,000	200,000,000
合 計			200,000,000	200,000,000

(注) 1. 当期増加の主な内容は次のとおりであります。

13,589,818,380 円

1,526,658,271 円

様式第13号

【借入金等明細書】

区 分	当期首残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,153,753,297	903,085,335	3.564	—
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,570,049,382	2,191,787,754	2.524	令和5年 ～令和9年
合 計	2,723,802,679	3,094,873,089	—	—

様式第13号

【引当金明細書】

区 分	当期首残高 (円)	当期増加額 (円)	当期減少額 (目的使用) (円)	当期減少額 (その他) (円)	当期末残高 (円)
賞与引当金	129,278,810	120,575,446	129,278,810	0	120,575,446
役員賞与引当金	9,917,040	6,161,404	9,917,040	0	6,161,404
退職給付引当金	725,039,846	73,395,290	32,941,343	0	765,493,793
役員退職引当金	20,959,200	8,572,800	13,959,600	0	15,572,400
合 計	885,194,896	208,704,940	186,096,793	0	907,803,043

様式第13号

【資産除去債務明細書】

区 分	当期首残高 (円)	当期増加額 (円)	当期減少額 (円)	当期末残高 (円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	750,699,371	9,306,384	82,860,376	677,145,379
合 計	750,699,371	9,306,384	82,860,376	677,145,379

科 目	一般事業	本 人 確 認 情 報 処 理 業	公 的 個 人 認 証 サ ー ビ ス 事 業	個 人 番 号 一 人 事 業	中 間 サ ー バ ー 共 同 化 ・ 集 約 化 事 業	総 合 行 政 ネ ッ ト ワ ー ク 運 営 事 業	本 人 確 認 情 報 処 理 事 業	デ ジ タ ル 基 盤 改 革 支 援 業	相 殺 等	合 計
資産の部										
流動資産										
現金及び預金	5,580,777,061	11,801,155,754	5,386,646,420	6,823,409,264	4,539,974,914	2,280,594,047	180,588,523	210,346,010,276	0	246,939,156,259
未収金	909,699,431	3,970,445,114	11,613,791,346	22,292,458,000	13,311,000	65,565,115	245,845,737	0	△1,959,144	39,109,156,599
前払金	560,600	15,189,277	735,680	779,328	416,768	365,024	0	0	0	18,046,677
貯蔵品	44,106	0	0	0	0	0	0	0	0	44,106
流動資産合計	6,491,081,198	15,786,790,145	17,001,173,446	29,116,646,592	4,553,702,682	2,346,524,186	426,434,260	210,346,010,276	△1,959,144	286,066,403,641
固定資産										
有形固定資産										
建物	235,138,041	461,683,851	189,640,575	235,724,103	71,906,984	88,665,666	0	0	0	1,282,759,220
備品	19,758,587	37,660,334	351,035,950	317,296,628	7,022,807	8,639,785	270,516	0	0	741,684,607
建設仮勘定	65,435,197	233,662,977	9,576,306,181	3,762,831,675	19,067,940	29,399,391	0	0	0	13,686,703,361
リース資産	252,220,615	1,814,748,917	174,595,994	4,329,125	192,098	71,976,507	1,276,667,682	0	0	3,594,730,938
有形固定資産合計	572,552,440	2,547,756,079	10,291,578,700	4,320,181,531	98,189,829	198,681,349	1,276,938,198	0	0	19,305,878,126
無形固定資産										
電話加入権	2,705,450	246,800	0	0	0	91,600	0	0	0	3,043,850
ソフトウェア	74,197,768	0	0	0	0	0	0	0	0	74,197,768
リース資産	0	140,213,922	0	0	0	0	0	0	0	140,213,922
無形固定資産合計	76,903,218	140,460,722	0	0	0	91,600	0	0	0	217,455,540
投資その他の資産										
投資有価証券	200,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	200,000,000
保証金	212,552,438	493,078,070	84,265,000	87,183,000	24,901,000	100,012,325	0	0	0	1,001,991,833
投資その他の資産合計	412,552,438	493,078,070	84,265,000	87,183,000	24,901,000	100,012,325	0	0	0	1,201,991,833
固定資産合計	1,062,008,096	3,181,294,871	10,375,843,700	4,407,364,531	123,090,829	298,785,274	1,276,938,198	0	0	20,725,325,499
資産合計	7,553,089,294	18,968,085,016	27,377,017,146	33,524,011,123	4,676,793,511	2,645,309,460	1,703,372,458	210,346,010,276	△1,959,144	306,791,729,140
負債の部										
流動負債										
未払金	2,722,977,360	5,353,598,766	15,159,245,522	25,245,301,643	3,798,414,522	406,732,275	215,046,841	0	△1,959,144	52,899,357,785
未払法人住民税等	70,000	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000
預り金	15,047,662	0	0	0	0	581,716	0	0	0	15,629,378
賞与引当金	28,968,922	29,186,831	18,865,451	19,320,040	10,189,789	14,044,413	0	0	0	120,575,446
役員賞与引当金	955,018	1,186,070	1,287,733	1,364,135	729,510	638,938	0	0	0	6,161,404
リース債務	73,653,830	344,987,056	112,471,716	1,496,962	48,767	36,170,418	334,256,586	0	0	903,085,335
他事業勘定	16,144,747	△460,622,809	△3,286,707,174	3,629,579,631	32,398,941	132,980,704	△63,774,040	0	0	0
流動負債合計	2,857,817,539	5,268,335,914	12,005,163,248	28,897,062,411	3,841,781,529	591,148,464	485,529,387	0	△1,959,144	53,944,879,348
固定負債										
長期前受金	0	3,204,612,252	11,993,450,769	4,001,971,781	52,758,507	582,826,564	0	210,346,010,276	0	230,181,630,149
退職給付引当金	365,190,642	197,847,390	42,494,449	22,727,441	31,750,484	105,483,387	0	0	0	765,493,793
役員退職引当金	4,449,762	3,722,427	1,870,012	1,793,517	1,467,020	2,269,662	0	0	0	15,572,400
住基ネット再構築平準化等 積立金	0	8,796,303,634	0	0	0	0	0	0	0	8,796,303,634
セキュリティ強化等積立金	0	0	1,200,000,000	0	0	0	0	0	0	1,200,000,000
次期システム更改積立金	0	0	0	0	0	380,000,000	0	0	0	380,000,000
リース債務	186,211,043	994,368,905	22,219,012	2,844,437	127,974	36,542,827	949,473,556	0	0	2,191,787,754
資産除去債務	57,122,013	235,644,807	158,690,067	150,510,482	39,895,792	35,282,218	0	0	0	677,145,379
固定負債合計	612,973,460	13,432,499,415	13,418,724,309	4,179,847,658	125,999,777	1,142,404,658	949,473,556	210,346,010,276	0	244,207,933,109
負債合計	3,470,790,999	18,700,835,329	25,423,887,557	33,076,910,069	3,967,781,306	1,733,553,122	1,435,002,943	210,346,010,276	△1,959,144	298,152,812,457
純資産の部										
地方公共団体出資金	134,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	134,000,000
利益剰余金										
積立金	3,671,569,295	267,249,687	343,031,811	447,101,054	709,012,205	511,756,338	268,369,515	0	0	6,218,089,905
公的個人認証サービス事業 財政調整積立金	0	0	942,097,778	0	0	0	0	0	0	942,097,778
システム開発積立金	276,729,000	0	668,000,000	0	0	400,000,000	0	0	0	1,344,729,000
利益剰余金合計	3,948,298,295	267,249,687	1,953,129,589	447,101,054	709,012,205	911,756,338	268,369,515	0	0	8,504,916,683
純資産合計	4,082,298,295	267,249,687	1,953,129,589	447,101,054	709,012,205	911,756,338	268,369,515	0	0	8,638,916,683
負債純資産合計	7,553,089,294	18,968,085,016	27,377,017,146	33,524,011,123	4,676,793,511	2,645,309,460	1,703,372,458	210,346,010,276	△1,959,144	306,791,729,140

科 目	一般事業	本 情 事 人 報 確 認 業	公 的 個 人 認 事 業	証 力 等 人 番 号 下 事 業	中 間 同 化 サ ー バ ー 集 約 化 事 業	総 合 行 政 事 業	人 理 事 業	デ ジ タル 基 盤 支 援 事 業	相 殺 等	合 計
営業収益										
事業負担金収入	304,089,150	0	0	0	0	0	0	0	0	304,089,150
個人番号カード等 関連交付金	0	0	585,741,639	26,716,825,511	0	0	0	0	0	27,302,567,150
自治体中間サーバー 関連交付金	0	0	0	0	8,015,870,455	0	0	0	0	8,015,870,455
地方公共団体 負担金収入	0	1,051,814,062	1,603,457,586	0	0	1,346,417,742	0	0	0	4,001,689,390
負担金収入	29,946,068	0	0	0	0	673,147,827	5,366,592	0	△23,076,768	685,383,719
事業収入	4,157,077,868	2,538,038,728	0	0	0	0	2,117,647,176	0	△904,200	8,811,859,572
情報提供手数料	0	5,134,897,088	121,908,776	0	0	0	0	0	0	5,256,805,864
符号生成住民票コード 提供手数料	0	183,361,510	0	0	0	0	0	0	0	183,361,510
発行手数料	0	0	29,781,800	85,000,800	0	0	0	0	0	114,782,600
情報開示手数料	0	2,350	0	0	0	0	0	0	0	2,350
補助金等収入	94,600,000	0	4,040,433,000	3,621,493,000	0	0	0	0	0	7,756,526,000
長期前受金 取崩収入	0	621,770,110	9,822,704	10,476,974	3,261,211	5,126,524	0	122,614,166	0	773,071,689
住基ネット再構築平 準化等積立金取崩収 入	0	577,666,680	0	0	0	0	0	0	0	577,666,680
営業収益合計	4,585,713,086	10,107,550,528	6,391,145,505	30,433,796,285	8,019,131,666	2,024,692,093	2,123,013,768	122,614,166	△23,980,968	63,783,676,129
営業費用										
事業費 ※ 1	3,999,322,647	7,932,053,239	5,847,116,532	30,130,044,631	7,692,519,725	1,467,878,065	2,103,583,157	122,614,166	△61,838,977	59,233,293,185
一般管理費 ※ 2	217,614,140	300,435,027	125,038,895	110,755,216	33,927,542	57,288,423	0	0	0	845,059,243
営業費用合計	4,216,936,787	8,232,488,266	5,972,155,427	30,240,799,847	7,726,447,267	1,525,166,488	2,103,583,157	122,614,166	△61,838,977	60,078,352,428
営業利益	368,776,299	1,875,062,262	418,990,078	192,996,438	292,684,399	499,525,605	19,430,611	0	37,858,009	3,705,323,701
営業外収益										
受取利息	62,065	177,895	94,656	0	10,857	24,808	0	0	0	370,281
有価証券利息	39,782	0	0	0	0	0	0	0	0	39,782
借上住宅使用料	960,000	720,000	720,000	960,000	480,000	480,000	0	0	0	4,320,000
動作確認 I C カード 作成料	0	0	18,894,100	0	0	0	0	0	0	18,894,100
消費税還付金	0	0	0	0	0	0	37,858,009	0	△37,858,009	0
雑収入	815,670	0	0	0	0	0	0	0	0	815,670
営業外収益合計	1,877,517	897,895	19,708,756	960,000	490,857	504,808	37,858,009	0	△37,858,009	24,439,833
営業外費用										
支払利息	5,622,723	8,434,890	17,256,669	4,255,618	5,607	658,468	8,383,311	0	0	44,617,286
営業外費用合計	5,622,723	8,434,890	17,256,669	4,255,618	5,607	658,468	8,383,311	0	0	44,617,286
経常利益	365,031,093	1,867,525,267	421,442,165	189,700,820	293,169,649	499,371,945	48,905,309	0	0	3,685,146,248
特別損失										
固定資産除却損 ※ 3	714,623	0	0	0	0	0	0	0	0	714,623
住基ネット再構築平準化 等積立金繰入額	0	1,876,163,000	0	0	0	0	0	0	0	1,876,163,000
セキュリティ強化等 積立金繰入額	0	0	400,000,000	0	0	0	0	0	0	400,000,000
特別損失合計	714,623	1,876,163,000	400,000,000	0	0	0	0	0	0	2,276,877,623
税金等調整前当期純利益	364,316,470	△8,637,733	21,442,165	189,700,820	293,169,649	499,371,945	48,905,309	0	0	1,408,268,625
法人住民税	70,000	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000
当期純利益	364,246,470	△8,637,733	21,442,165	189,700,820	293,169,649	499,371,945	48,905,309	0	0	1,408,198,625

様式第16号

(貸借対照表関係)

長期前受金の内容及び金額

(単位：円)

内 容	金 額
符号生成のための住民票コード提供に係る経費	1,100,586,150
住基ネットシステムの機器更改（第4回）	900,000,000
次期JPKIシステムの更改	2,000,000,000
次期LGWANシステムの更改（第五次）	500,000,000
自治体情報システムの標準化・共通化支援	182,496,055,276
地方の行政手続オンライン化	24,989,750,000
次期自治体情報セキュリティクラウド移行支援	2,860,205,000
次期機器更改に係る施設設備の整備	15,335,033,723
合 計	230,181,630,149

負債性積立金の内容及び金額

(単位：円)

内 容	金 額
住基ネット再構築平準化等積立金	8,796,303,634
セキュリティ強化等積立金	1,200,000,000
次期システム更改積立金	380,000,000
合 計	10,376,303,634

(損益計算書関係)

補助金等の名称並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
助成金	一般財団法人 全国市町村振興協会	0	94,600,000	94,600,000	0
合 計		0	94,600,000	94,600,000	0

地方公共団体情報システム機構

理事長 吉 本 和 彦 様

令和3年度の事業報告書、財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

私たち監事は、地方公共団体情報システム機構法第12条第4項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構の業務に係る令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分にに関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について監査を実施した。

その結果について次のとおり報告する。

1 監査の方法及び内容

幹部会議その他重要な会議に出席したほか、業務運営等について関係者から報告及び説明を受けた。

また、関係部署から事業報告書、財務諸表及び決算報告書について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、外部監査人の監査については、監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

2 監査の結果

令和3年度の事業報告書、財務諸表及び決算報告書は適正なものと認める。

なお、外部監査人の監査の方法及び結果についても相当であると認める。

令和4年6月1日

地方公共団体情報システム機構

監事

小泉 健 

監事

稲垣 隆 

独立監査人の監査報告書

令和4年5月30日

地方公共団体情報システム機構

理事長 吉本 和彦 殿

公認会計士 徳永 信 事務所

東京都中央区

公認会計士

徳永 信



監査意見

私は、地方公共団体情報システム機構の会計規程第41条第1項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記並びにその附属明細書(以下「財務諸表等」という。)について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、機構の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における会計監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事長並びに監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員(監事を除く。)の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

機構と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

令和 3 年度決算報告書

地方公共団体情報システム機構

令和3年度 決算報告書
貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	239,095,637,000	246,939,156,259	7,843,519,259	(注1)
未収金	28,608,536,000	39,109,156,599	10,500,620,599	(注2)
前払金	0	18,046,677	18,046,677	
貯蔵品	16,000	44,106	28,106	
流動資産合計	267,704,189,000	286,066,403,641	18,362,214,641	
固定資産				
有形固定資産				
建物	2,524,395,000	1,282,759,220	△1,241,635,780	
備品	88,197,000	741,684,607	653,487,607	
建設仮勘定	0	13,686,703,361	13,686,703,361	(注3, 4)
リース資産	3,332,817,000	3,594,730,938	261,913,938	
有形固定資産合計	5,945,409,000	19,305,878,126	13,360,469,126	
無形固定資産				
電話加入権	3,042,000	3,043,850	1,850	
ソフトウェア	58,630,000	74,197,768	15,567,768	
リース資産	860,084,000	140,213,922	△719,870,078	
無形固定資産合計	921,756,000	217,455,540	△704,300,460	
投資その他の資産				
投資有価証券	200,000,000	200,000,000	0	
保証金	876,155,000	1,001,991,833	125,836,833	
投資その他の資産合計	1,076,155,000	1,201,991,833	125,836,833	
固定資産合計	7,943,320,000	20,725,325,499	12,782,005,499	
資産合計	275,647,509,000	306,791,729,140	31,144,220,140	
負債の部				
流動負債				
未払金	50,031,466,000	52,899,357,785	2,867,891,785	
未払法人住民税等	70,000	70,000	0	
預り金	4,868,000	15,629,378	10,761,378	
賞与引当金	120,979,000	120,575,446	△403,554	
役員賞与引当金	9,919,000	6,161,404	△3,757,596	
リース債務	1,067,272,000	903,085,335	△164,186,665	
流動負債合計	51,234,574,000	53,944,879,348	2,710,305,348	
固定負債				
長期前受金	210,577,827,000	230,181,630,149	19,603,803,149	(注5, 6, 7)
長期前受収益	1,865,122,000	0	△1,865,122,000	
退職給付引当金	808,944,000	765,493,793	△43,450,207	
役員退職引当金	0	15,572,400	15,572,400	
住基ネット再構築平準化等積立金	1,811,371,000	8,796,303,634	6,984,932,634	
セキュリティ強化等積立金	1,200,000,000	1,200,000,000	0	
次期システム更改積立金	320,000,000	380,000,000	60,000,000	
リース債務	3,042,034,000	2,191,787,754	△850,246,246	
資産除去債務	761,417,000	677,145,379	△84,271,621	
固定負債合計	220,386,715,000	244,207,933,109	23,821,218,109	
負債合計	271,621,289,000	298,152,812,457	26,531,523,457	
純資産の部				
地方公共団体出資金	134,000,000	134,000,000	0	
利益剰余金				
積立金	2,016,123,000	6,218,089,905	4,201,966,905	
公的個人認証サービス事業 財政調整積立金	942,097,000	942,097,778	778	
システム開発積立金	934,000,000	1,344,729,000	410,729,000	
利益剰余金合計	3,892,220,000	8,504,916,683	4,612,696,683	
純資産合計	4,026,220,000	8,638,916,683	4,612,696,683	
負債純資産合計	275,647,509,000	306,791,729,140	31,144,220,140	

(注1) デジタル基盤改革支援基金事業における補助金支払額の減に伴う増

(注2) 公的個人認証サービス事業及び個人番号カード発行等事業における年度末請求額の増に伴う増

(注3) 公的個人認証サービス事業における公的個人認証サービスシステムのサービス強化に係る機器導入に伴う増

(注4) 個人番号カード発行等事業におけるカード管理システムのサービス強化に係る機器導入に伴う増

(注5) デジタル基盤改革支援基金事業における補助金支払額の減に伴う取崩額の減

(注6) 公的個人認証サービス事業における公的個人認証サービスシステムのサービス強化に係る機器導入により、令和4年度以降に発生する費用相当額の当期収入からの振替に伴う増

(注7) 個人番号カード発行等事業におけるカード管理システムのサービス強化に係る機器導入により、令和4年度以降に発生する費用相当額の当期収入からの振替に伴う増

令和3年度 決算報告書

損益計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
営業収益				
事業負担金収入	305,900,000	304,089,150	△1,810,850	
個人番号カード等関連交付金	45,492,638,000	27,302,567,150	△18,190,070,850	(注1, 2, 3)
自治体中間サーバー関連交付金	7,963,900,000	8,015,870,455	51,970,455	
地方公共団体負担金収入	4,287,136,000	4,001,689,390	△285,446,610	
負担金収入	573,576,000	685,383,719	111,807,719	
事業収入	9,131,897,000	8,811,859,572	△320,037,428	
情報提供手数料	5,648,390,000	5,256,805,864	△391,584,136	
符号生成住民票コード提供手数料	150,000,000	183,361,510	33,361,510	
発行手数料	10,000,000	114,782,600	104,782,600	
情報開示手数料	1,000	2,350	1,350	
補助金等収入	10,224,161,000	7,756,526,000	△2,467,635,000	(注4)
長期前受金取崩収入	1,423,944,000	773,071,689	△650,872,311	
住基ネット再構築平準化等積立金取崩収入	2,570,004,000	577,666,680	△1,992,337,320	
次期システム更改積立金取崩収入	60,000,000	0	△60,000,000	
長期前受収益取崩収入	116,684,000	0	△116,684,000	
営業収益合計	87,958,231,000	63,783,676,129	△24,174,554,871	
営業費用				
事業費	85,413,438,000	59,233,293,185	△26,180,144,815	(注5, 6, 7)
一般管理費	826,068,000	845,059,243	18,991,243	
営業費用合計	86,239,506,000	60,078,352,428	△26,161,153,572	
営業利益	1,718,725,000	3,705,323,701	1,986,598,701	
営業外収益				
受取利息	312,000	370,281	58,281	
有価証券利息	40,000	39,782	△218	
借上住宅使用料	0	4,320,000	4,320,000	
動作確認 I C カード作成料	0	18,894,100	18,894,100	
消費税還付金	0	0	0	
雑収入	2,160,000	815,670	△1,344,330	
営業外収益合計	2,512,000	24,439,833	21,927,833	
営業外費用				
支払利息	43,237,000	44,617,286	1,380,286	
営業外費用合計	43,237,000	44,617,286	1,380,286	
経常利益	1,678,000,000	3,685,146,248	2,007,146,248	
特別損失				
固定資産除却損	0	714,623	714,623	
住基ネット再構築平準化等積立金繰入額	1,876,163,000	1,876,163,000	0	
セキュリティ強化等積立金繰入額	400,000,000	400,000,000	0	
特別損失合計	2,276,163,000	2,276,877,623	714,623	
税金等調整前当期純利益	△598,163,000	1,408,268,625	2,006,431,625	
法人住民税	70,000	70,000	0	
当期純利益	△598,233,000	1,408,198,625	2,006,431,625	

(注1) 公的個人認証サービス事業における公的個人認証サービスシステムのサービス強化に係る機器導入により、令和4年度以降に発生する費用相当額の振替に伴う減

(注2) 個人番号カード発行等事業におけるカード管理システムのサービス強化に係る機器導入により、令和4年度以降に発生する費用相当額の振替に伴う減

(注3) 個人番号カード発行等事業におけるマイナンバーカードの発行枚数の減に伴う減

(注4) 公的個人認証サービス事業におけるシステム改修等の見直しに伴う国への請求額の減

(注5) 公的個人認証サービス事業における公的個人認証サービスシステムのサービス強化に係る機器導入に伴う当期費用の減

(注6) 個人番号カード発行等事業におけるカード管理システムのサービス強化に係る機器導入に伴う当期費用の減

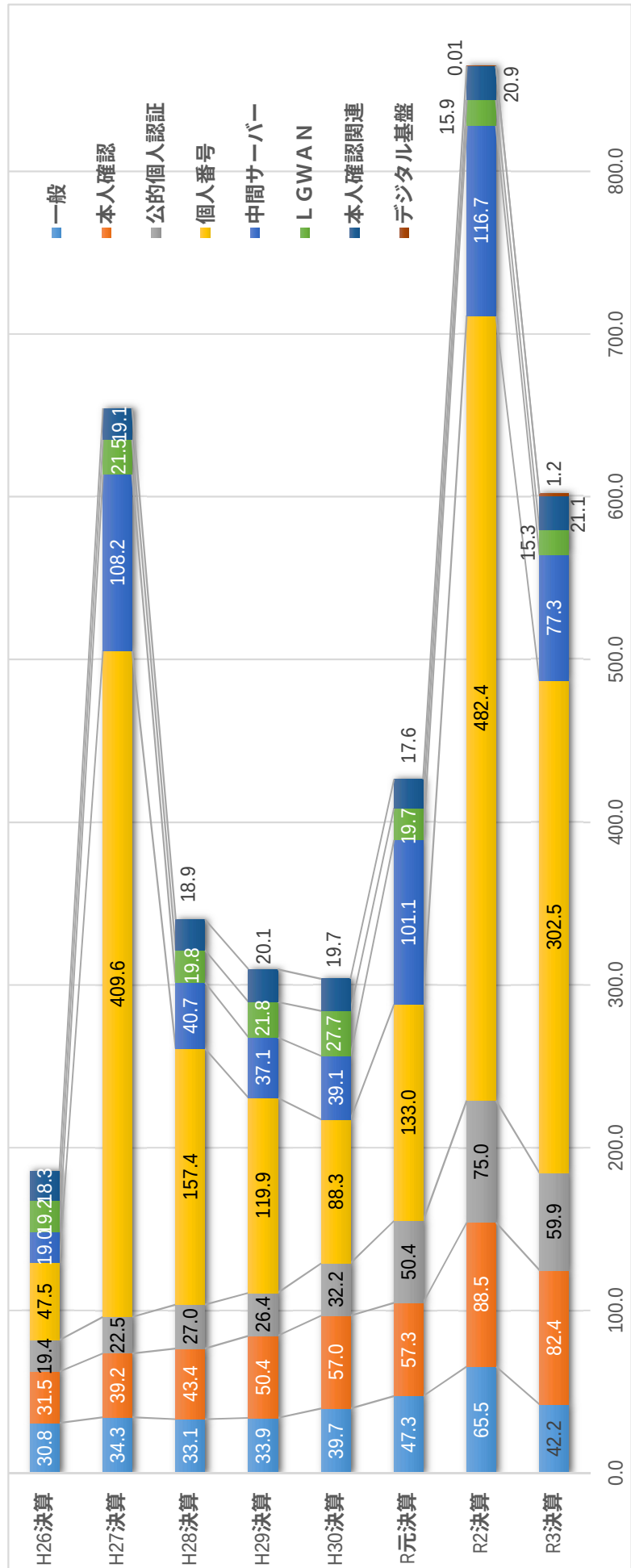
(注7) 個人番号カード発行等事業におけるマイナンバーカードの発行枚数の減に伴う減

事業別決算額の推移 (損益計算書費用ベース)

参考資料 1 - 1

(単位：億円)

	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R元決算	R2決算	R3決算
一般	30.8	34.3	33.1	33.9	39.7	47.3	65.5	42.2
本人確認	31.5	39.2	43.4	50.4	57.0	57.3	88.5	82.4
公的個人認証	19.4	22.5	27.0	26.4	32.2	50.4	75.0	59.9
個人番号	47.5	409.6	157.4	119.9	88.3	133.0	482.4	302.5
中間サーバー	19.0	108.2	40.7	37.1	39.1	101.1	116.7	77.3
L GWAN	19.2	21.5	19.8	21.8	27.7	19.7	15.9	15.3
本人確認関連	18.3	19.1	18.9	20.1	19.7	17.6	20.9	21.1
デジタル基盤							0.01	1.2
計	185.7	654.4	340.3	309.6	303.7	426.4	864.9	601.9



令和 3 年度決算の概要

1 貸借対照表

[令和4年3月31日現在における機構の資産や負債等の財務状況を示すもの]

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
資産	275,648	306,792	31,144	・ 公的個人認証及びカード管理システムの導入機器に係る資産の増（後年度発生費用分について資産に振替）（13,339） ・ 公的個人認証サービス事業及び個人番号カード発行等事業における年度末請求額の増に伴う「未収金」の増（10,773） ・ デジタル基盤改革支援基金事業における補助金交付金額の減に伴う「現金及び預金」の増（4,269）
流動資産	267,704	286,066	18,362	
固定資産	7,943	20,725	12,782	
負債	271,621	298,153	26,532	・ 公的個人認証及びカード管理システムの導入機器に係る負債の増（後年度発生費用分について負債に振替）（13,995） ・ 住基ネットに係るシステム改修スケジュールの調整に伴う「住基ネット再構築平準化等積立金」取崩の減（6,985） ・ デジタル基盤改革支援基金事業における補助金交付金額の減に伴う「長期前受金」の増（4,269）
流動負債	51,235	53,945	2,710	
固定負債	220,387	244,208	23,821	
純資産	4,026	8,639	4,613	

(注) 金額は、科目ごとに10万円単位を四捨五入しているので、合計額が一致しない場合がある。(以下同じ。)

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産：現金及び預金、未収金、リース資産 等 ・ 負債：未払金、リース債務、長期前受金 等 ・ 純資産：地方公共団体出資金、積立金 等 | } |
|--|---|

2 損益計算書

[令和3年4月1日から令和4年3月31日までの機構の事業実施に係る収入と費用を示すもの]

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
営業収益	87,958	63,784	△24,175	・ 公的個人認証及びカード管理システムの導入機器に係る収入の減（後年度発生費用分について負債に振替）（△18,190） ・ 公的個人認証サービス事業におけるシステム改修等の見直しに伴う国への補助金請求額の減（△2,702） ・ 住基ネットに係るシステム改修スケジュールの調整に伴う収入の減（△1,992）
営業費用	86,240	60,078	△26,161	・ 公的個人認証及びカード管理システムの導入機器に係る費用の減（後年度発生費用分について資産に振替）（△21,184） ・ 住基ネットに係るシステム改修スケジュールの調整に伴う費用の減（△1,992）
営業利益	1,719	3,705	1,987	
営業外収益	3	24	22	
営業外費用	43	45	1	
経常利益	1,678	3,685	2,007	
特別利益	0	0	0	
特別損失	2,276	2,277	1	
当期純利益	△598	1,408	2,006	

- ・ 営業収益：個人番号カード発行等事業のマイナンバーカード等の作成並びに公的個人認証サービス事業における電子証明書発行に係る個人番号カード等関連交付金、中間サーバー共同化・集約化等事業の運営等業務に係る自治体中間サーバー関連交付金、本人確認情報処理事務、公的個人認証サービス及び総合行政ネットワークの運営等業務に係る地方公共団体負担金収入、個人番号カード発行等事業及び公的個人認証サービス事業におけるシステム構築・運用等に係る補助金等収入、機構の各事業実施に必要な事業収入など
- ・ 営業費用：機構の各業務の実施に必要な委託費、通信回線費等の経費など
- ・ 営業外収益：預金の利息等の収入など
- ・ 営業外費用：機器リースに係る利息の経費
- ・ 特別損失：将来実施するシステム再構築及びセキュリティ強化における積立金への繰入れなど

3 キャッシュ・フロー計算書

[令和3年4月1日から令和4年3月31日までの機構の現金及び預金の資金繰りの
状況を示すもの]

(単位：百万円)

科目	金額
I 営業活動	
事業負担金	304
交付金収入	62,614
負担金収入	5,891
事業収入	10,754
情報提供手数料	6,926
その他収入	31,824
(収入計)	(118,313)
委託費	△67,571
	△18,393
(支出計)	(△85,964)
小計	32,349
利息及び配当金の受取額等	0
利息の支払額等	△47
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,303
II 投資活動	
定期預金の払戻等による収入	32,291
定期預金の預入等による支出	△33,612
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,320
III 財務活動	
リース債務の返済による支出	△1,973
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,973
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の増減額	29,009
VI 現金及び現金同等物期首残高	217,930
VII 現金及び現金同等物期末残高	246,939

■事業別決算の状況■

1 一般事業

(1) 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
資産	5,331	7,553	2,222	・年度内収納の増に伴う「現金及び預金」の増 (2,101) ・軽自動車システムの更改未執行に伴う「リース資産」取得の減 (△106)
流動資産	4,003	6,491	2,488	
固定資産	1,328	1,062	△266	
負債	3,458	3,471	13	・年度内支払の減に伴う「未払金」の増 (136) ・軽自動車システムの更改未執行に伴う「リース債務」の減 (△101)
流動負債	2,737	2,858	121	
固定負債	721	613	△108	
純資産	1,873	4,082	2,209	

(2) 損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
営業収益	4,886	4,586	△300	・コンビニ交付サービス新規参加団体数が当初の見込団体数から減少したことに伴う「事業収入」の減 (△226)
営業費用	5,126	4,217	△909	
営業利益	△240	369	609	・コンビニ交付サービスに係る証明書交付センター運営業務委託等の費用の減に伴う「事業費」の減 (△321) ・軽自動車システムの更改未執行に伴う「事業費」の減 (△317)
営業外収益	1	2	1	
営業外費用	6	6	0	
経常利益	△244	365	609	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	1	1	
当期純利益	△244	364	609	

2 本人確認情報処理事業

(1) 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
資産	11,806	18,968	7,162	・年度内収納の増に伴う「現金及び預金」の増(8,248) ・住基ネットに係るシステム改修スケジュールの調整に伴う「リース資産」の減(△276)
流動資産	8,309	15,787	7,478	
固定資産	3,497	3,181	△316	
負債	11,844	18,701	6,857	・住基ネットに係るシステム改修スケジュールの調整に伴う「住基ネット再構築平準化等積立金」取崩の減(6,985)
流動負債	4,927	5,268	341	
固定負債	6,916	13,432	6,516	
純資産	△37	267	304	

(2) 損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
営業収益	12,633	10,108	△2,525	・住基ネットに係るシステム改修スケジュールの調整に伴う収入の減(△1,992)
営業費用	10,831	8,232	△2,598	・住基ネットに係るシステム改修スケジュールの調整に伴う費用の減(△1,992)
営業利益	1,802	1,875	73	
営業外収益	0	1	1	
営業外費用	10	8	△1	
経常利益	1,793	1,868	75	
特別利益	0	0	0	
特別損失	1,876	1,876	0	
当期純利益	△83	△9	75	

3 公的個人認証サービス事業

(1) 貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
資産	13,299	27,377	14,078	・ 公的個人認証サービスシステムの導入機器に係る資産の増（後年度発生費用分について資産に振替） (9,576)
流動資産	12,490	17,001	4,511	
固定資産	808	10,376	9,568	
負債	11,687	25,424	13,737	・ 公的個人認証サービスシステムの導入機器に係る負債の増（後年度発生費用分について負債に振替） (9,993)
流動負債	7,814	12,005	4,191	
固定負債	3,873	13,419	9,546	
純資産	1,611	1,953	342	

(2) 損益計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
営業収益	19,830	6,391	△13,438	・ 公的個人認証サービスシステムの導入機器に係る収入の減（後年度発生費用分について負債に振替）（△10,490） ・ システム改修等の見直しに伴う国への補助金請求額の減（△2,702）
営業費用	19,480	5,972	△13,508	
営業利益	349	419	70	
営業外収益	0	20	19	
営業外費用	15	17	2	
経常利益	335	421	87	
特別利益	0	0	0	
特別損失	400	400	0	
当期純利益	△65	21	87	

4 個人番号カード発行等事業

(1) 貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
資産	27,823	33,524	5,701	・ カード管理システムの導入機器に係る資産の増（後年度発生費用分について資産に振替）（3,763）
流動資産	27,486	29,117	1,630	
固定資産	337	4,407	4,070	
負債	27,765	33,077	5,311	・ カード管理システムの導入機器に係る負債の増（後年度発生費用分について負債に振替）（4,002）
流動負債	27,508	28,897	1,389	
固定負債	257	4,180	3,923	
純資産	58	447	389	

(2) 損益計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

科目	予算	決算	差引	
営業収益	37,812	30,434	△7,378	・ マイナンバーカード発行枚数の減による費用の減に伴う「個人番号カード等関連交付金」の減及びカード管理システムの導入機器に係る収入の減（後年度発生費用分について負債に振替）（△7,700）
営業費用	37,926	30,241	△7,685	
営業利益	△114	193	307	
営業外収益	0	1	0	
営業外費用	4	4	0	
経常利益	△118	190	308	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
当期純利益	△118	190	308	

5 中間サーバー共同化・集約化等事業

(1) 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
資産	7,562	4,677	△2,886	・年度内支払の増加に伴う「現金及び預金」の減(△2,759)
流動資産	7,299	4,554	△2,745	
固定資産	263	123	△140	
負債	7,546	3,968	△3,578	・年度内支払の増加に伴う「未払金」の減(△3,467)
流動負債	7,277	3,842	△3,435	
固定負債	269	126	△143	
純資産	17	709	692	

(2) 損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
営業収益	7,982	8,019	37	・自治体中間サーバー・プラットフォームの運用保守・開発経費等の減少に伴う「事業費」の減(△305)
営業費用	8,055	7,726	△329	
営業利益	△73	293	366	
営業外収益	0	0	0	
営業外費用	0	0	0	
経常利益	△73	293	366	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
当期純利益	△73	293	366	

6 総合行政ネットワーク運営事業

(1) 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
資産	2,111	2,645	535	・年度内収納の増加及び費用の減少に伴う「現金及び預金」の増(620)
流動資産	1,714	2,347	632	
固定資産	396	299	△98	
負債	1,788	1,734	△55	・施設設備の変更に伴う「資産除去債務」の減(△119)
流動負債	492	591	99	
固定負債	1,296	1,142	△154	
純資産	322	912	589	

(2) 損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
営業収益	1,893	2,025	132	・WEBサーバー証明書の更新(3年毎)件数の増加に伴う「負担金収入」の増(170)
営業費用	1,899	1,525	△374	・第四次LGWANの利用期間延長に伴う次期ネットワーク整備計画の後倒し等による「事業費」の減(△317)
営業利益	△6	500	506	
営業外収益	0	1	1	
営業外費用	1	1	0	
経常利益	△7	499	506	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
当期純利益	△7	499	506	

7 本人確認情報処理事業関連事業

(1) 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
資産	1,638	1,703	66	・都道府県ネットワーク受託収入等に 係る「未収金」の増(103)
流動資産	325	426	101	
固定資産	1,312	1,277	△35	
負債	1,456	1,435	△21	
流動負債	479	486	6	
固定負債	977	949	△27	
純資産	182	268	87	

(2) 損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
営業収益	2,118	2,123	5	
営業費用	2,118	2,104	△14	
営業利益	1	19	19	
営業外収益	0	38	38	
営業外費用	8	8	1	
経常利益	△7	49	56	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
当期純利益	△7	49	56	

8 デジタル基盤改革支援基金事業

(1) 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
資産	206,077	210,346	4,269	・ 補助金交付金額の減に伴う 「現金及び預金」の増 (4,269)
流動資産	206,077	210,346	4,269	
固定資産	0	0	0	
負債	206,077	210,346	4,269	・ 補助金交付金額の減に伴う 「長期前受金」の増 (4,269)
流動負債	0	0	0	
固定負債	206,077	210,346	4,269	
純資産	0	0	0	

(2) 損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	予算	決算	差引	左の主な理由
営業収益	804	123	△681	・ 補助金交付金額の減に伴う 「長期前受金取崩収入」の減 (△681)
営業費用	804	123	△681	
営業利益	0	0	0	
営業外収益	0	0	0	
営業外費用	0	0	0	
経常利益	0	0	0	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
当期純利益	0	0	0	

役員の任命同意について

1. 地方公共団体情報システム機構法第13条第2項の規定により、地方公共団体情報システム機構理事に次の者を任命することについて同意する。

氏名	任期	役職等
ふじい まさふみ 藤井 雅文	令和4年6月28日 ～令和6年4月1日	地方公共団体情報システム機構 ICTイノベーションセンター 前センター長

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第38条の11第1項の規定に基づき、機構は毎事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績について主務大臣の評価を受けることとなっており、その評価を受けようとするときは、同条第2項の規定に基づき、機構は自己評価を主務大臣に提出し、公表するもの。
- 独立行政法人については、各省庁が、「独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日最終決定）」に従って作成した評価実施要領に基づき、評価を実施。
- 機構は独立行政法人ではないが、独立行政法人の仕組みを参考に、主務大臣が、「地方公共団体情報システム機構の個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価実施要領」に基づき、評価を実施。
 - 同要領においては、総合評価を行うに当たっては、項目別評価を基礎とし、政策上の要請等、全体評価に影響を与える事象等を加味して評価を行うこととしている。
 - 項目別評価及び総合評価については、「B」が標準となっている。

評価	定量的指標	定性的指標
S	目標を質的及び量的に上回る顕著な成果 〔120%以上達成、かつ質的に顕著な成果 または、 100%以上達成、困難度が高いもの、かつ質的に顕著な成果〕	-
A	目標を上回る成果 〔120%以上達成、または 100%以上達成、かつ困難度が高いもの〕	目標の水準を満たしている (困難度が高いもの)
B	目標を達成 (100%以上120%未満達成)	目標の水準を満たしている (「A」に該当する事項を除く。)
C	目標を下回っており、改善を要する (80%以上100%未満達成)	目標の水準を満たしていない (「D」に該当する事項を除く。)
D	目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要 (80%未満達成等)	目標の水準を満たしておらず、抜本的な業務の見直しが必要

個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する自己評価の概要

中期計画（中期目標）	自己評価		中期計画（中期目標）	自己評価	
	令和3年度	主な成果等		令和3年度	主な成果等
Ⅰ．業務の質の向上に関する事項					
マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等	A	・システム稼働率99.9%以上を達成（カード管理システムと公的個人認証システム（署名検証者向けサービス）は100%） ・1日当たり最大約16万枚のカードを発送可能 ・コールセンター及びヘルプデスク応答率95%以上を達成（それぞれ、99.1%、98.9%） 【所期の目標を上回る成果】	運転免許証とマイナンバーカードの一体化	B	・運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記載するために必要な容量や運用方法等の課題の抽出
次期のマイナンバーカード関連システムの構築等	B	・次期マイナンバーカード関連システムの構築のために、必要な検討を実施 ・トータルデザインの検討に参加	在留カードとマイナンバーカードの一体化	B	・在留カードの情報をマイナンバーカードのICチップに記録するために必要な容量や運用方法等の課題の抽出
マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新	A	・市町村の要望等を受け、有効期限通知書やパンフレットの工夫 ・有効期限通知書を期限の約3か月前に送付 ・電子証明書の発行・更新等を行える郵便局の増加に備え、監査の方法を整理 ・システムの安全・安定的な運営（目標・計画以上の自主的な取組を複数実施） 【所期の目標を上回る成果】	住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等	B	・ワクチン接種証明書のコンビニ交付サービスの活用について検討
コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定	A	・令和3年11月30日サービス開始後、対象店舗拡大（セブンイレブン・ローソン全店舗） ・HP等での広報周知とともに、確定申告の期間前にサービス開始 ・アプリの改修等の利便性の向上を速やかに行い、運用開始後の業務の執行を安定的かつ円滑に実施（サービス利用実績約25,000件） 【所期の目標を上回る成果】	次期マイナンバーカード仕様の設計の検討	B	・マイナンバーカードの発行者の立場において、電子証明書の暗号方式などについて技術的課題の検討
公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供	B	・要件定義完了、基本設計開始			
移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載	B	・詳細設計実施 ・デジタル庁とシステム構成等に関して協議を行い、必要な機器構成を検討の上、最大限のコスト削減			
国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用	B	・戸籍の附票へ住民票コードを記載するために、住所地市区町村から本籍地市区町村への突合ファイルの送信 ・関連システムの改修について設計開発を実施			

106 / 167

2

個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する自己評価の概要

中期計画（中期目標）	自己評価		中期計画（中期目標）	自己評価	
	令和 3年度	主な成果等		令和 3年度	主な成果等
II. マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項			III. その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項		
効率的・効果的な組織体制の構築	A	- 個人番号運用監視センター等、機構の各部門の連携強化 - オンライン会議等によるペーパーレス化 - 中途採用の通年実施による機動的な人員配置 - 業務量の予測、システムの性能向上策を計画的に実行 (限られた人員等で、上記取組等を行い、政府の施策や複数の開発案件を進め、安定的な運用を実施) 【所期の目標を上回る成果】	人材の育成・確保	B	中途採用等による体制増強、PMOやコンサルタントの活用等、高い専門性を有する外部人材の積極的な活用
システム関連経費・調達効率化・合理化	B	- デジタル庁とシステム構成等に関して協議を行い、必要な機器構成を検討の上、経費の効率化・合理化 - 契約監視委員会の審議案件増や調達改善検討委員会による調達の点検及び必要な見直し	適正な事務処理の確保	B	機構処理事務管理規定、認証事務管理規定に基づく管理体制の構築、安全管理の実施
働き方改革の推進による業務運営の効率化	B	テレワークの計画的な実施、ペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化の推進、業務運営の効率化	個人情報保護	B	- P D C Aサイクルによる個人情報の管理態勢の着実な運用と改善（研修の実施） - 個人情報保護法の改正に伴う対応を内部監査でチェック (個人情報の漏洩なし)
			情報セキュリティ対策	A	- 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえた情報セキュリティ対策基準等の見直し - 東京2020オリパラ競技大会やウクライナ情勢に伴うサイバー攻撃対策として、DDoS攻撃対策や脆弱性診断等を自主的に実施 - ふるまい検知を装備したEDRの運用と自動的にログを収集する機能の開発を自主的に実施 (目標・計画以上の自主的な取組を複数実施) 【所期の目標を上回る成果】
			情報公開・情報発信の充実・強化	B	- 情報公開に適切に対応 - マイナンバーカード関係事務に係る業務の内容、成果及び利便性の向上に向けた取組について、国民及び地方公共団体に対して分かりやすい情報発信

スケジュール（予定）

令和4年度想定スケジュール	
6月27日（月）	代表者会議で自己評価書の報告
6月末	国へ自己評価書の正式提出、公表
7月上旬	理事長ヒアリング ※ デジタル庁統括官及び自治行政局長対応を予定
7月中旬	有識者会議①（機構の自己評価書に対する意見聴取） ※ オンライン形式を予定
7月下旬	有識者会議②（主務大臣の評価案に対する意見聴取） ※ オンライン形式を予定
8月末	評価書の機構への通知、公表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等）

第38条の11 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績
- 2 機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。
- 5 機構は、第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 7・8 （略）

令和 3 年度自己評価書

地方公共団体情報システム機構の

令和 3 年度における業務の実績に関する評価

令和 4 年 月 日

地方公共団体情報システム機構

1-1-1	評価の概要	・・・p 1
1-1-2	総合評価	・・・p 2
1-1-3	項目別評価総括表	・・・p 3
1-1-4-1	項目別評価調査（業務の質の向上に関する事項）	・・・p 4
	項目別評価調査No. I-1 マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等	・・・p 4
	項目別評価調査No. I-2 次期のマイナンバーカード関連システムの構築等	・・・p 10
	項目別評価調査No. I-3 マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新	・・・p 12
	項目別評価調査No. I-4 コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定	・・・p 17
	項目別評価調査No. I-5 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供	・・・p 20
	項目別評価調査No. I-6 移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載	・・・p 22
	項目別評価調査No. I-7 国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用	・・・p 24
	項目別評価調査No. I-8 運転免許証とマイナンバーカードの一体化	・・・p 26
	項目別評価調査No. I-9 在留カードとマイナンバーカードの一体化	・・・p 28
	項目別評価調査No. I-10 住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等	・・・p 30
	項目別評価調査No. I-11 次期マイナンバーカード仕様の設計の検討	・・・p 32
1-1-4-2	項目別評価調査（マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項）	・・・p 34
	項目別評価調査No. II-1 効率的・効果的な組織体制の構築	・・・p 34
	項目別評価調査No. II-2 システム関連経費・調達効率化・合理化	・・・p 38
	項目別評価調査No. II-3 働き方改革の推進による業務運営の効率化	・・・p 41
	項目別評価調査（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）	・・・p 43
	項目別評価調査No. III-1 人材の育成・確保	・・・p 43
	項目別評価調査No. III-2 適正な事務処理の確保	・・・p 46
	項目別評価調査No. III-3 個人情報保護	・・・p 48
	項目別評価調査No. III-4 情報セキュリティ対策	・・・p 50
	項目別評価調査No. III-5 情報公開・情報発信の充実・強化	・・・p 53

1-1-1 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	地方公共団体情報システム機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第一期）
	中期目標期間	令和3年9月1日～令和8年3月31日

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
(実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)

4. その他評価に関する重要事項
(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載)

… 評価時に所管課が記載する項目。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：○○・・	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評価に至った理由	(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載)				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	(項目別評価及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評価のうち、重要な事項について記載)
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載)

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	(項目別評価で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)
その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載)

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)

1－1－3 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書№	備考
	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度		
Ⅰ．業務の質の向上に関する事項							
マイナンバーカードの発行及び マイナンバーカード関連システ ムの運営等						Ⅰ－1	
次期のマイナンバーカード関連 システムの構築等						Ⅰ－2	
マイナンバーカード及び電子証 明書の円滑な更新						Ⅰ－3	
コンビニエンスストアにおける 電子証明書の暗証番号初期化・ 再設定						Ⅰ－4	
公的個人認証サービスにおける 本人同意に基づく基本4情報等 の提供						Ⅰ－5	
移動端末設備用電子証明書のス マートフォンへの搭載						Ⅰ－6	
国外転出者によるマイナンバー カードの継続利用						Ⅰ－7	
運転免許証とマイナンバーカー ドの一体化						Ⅰ－8	
在留カードとマイナンバーカー ドの一体化						Ⅰ－9	
住民の利便性の向上につながる アプリケーションの開発等						Ⅰ－10	
次期マイナンバーカード仕様の 設計の検討						Ⅰ－11	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書№	備考
		令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度		
Ⅱ．マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項								
効率的・効果的な組織体制の構築							Ⅱ－1	
システム関連経費・調達の効率化・合理化							Ⅱ－2	
働き方改革の推進による業務運営の効率化							Ⅱ－3	
Ⅲ．その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項								
人材の育成・確保							Ⅲ－1	
適正な事務処理の確保							Ⅲ－2	
個人情報保護							Ⅲ－3	
情報セキュリティ対策							Ⅲ－4	
情報公開・情報発信の充実・強化							Ⅲ－5	

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-1	マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等				
業務に関連する政策・施策	デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定。以下「重点計画」）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」）第16条の2	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	82人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和3年度事業報告第3章三）	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：令和3年度は、後期高齢者に係るQRコード付き交付申請書の送付、健康保険証利用に係るオンライン資格確認、コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定のみならず、年度当初には想定されていなかったワクチン接種証明書やマイナポイント第2弾など、マイナンバーカードに関する政府の施策が数多く進められたことから、機構として業務量を予測し、システムの安定稼働を図ることや、その他政府の施策に対し迅速かつ適切な対応を講じることが困難な状況であった。 こうした状況においても、年度計画における評価指標については、以下のとおり、いずれも計画を達成しており、特にシステム稼働率については、全体として99.9%、カード管理システム及び公的個人認証システム（署名検証者向けサービス）は100%を達成した。 また、住民向けコールセンターや地方公共団体向けヘルプデスクについても、上記のとおり政府の新たな施策が数多く進められたことに伴い、コールセンターやヘルプデスクに寄せられる入電件数が、過去最大の件数となった令和2年度に次ぐ規模	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）

					となるなど、所期の目標を達成することが困難な状況であったが、年間応答率 95%以上との所期の目標に対し、住民向けコールセンターの年間応答率は 99.1%、地方公共団体向けヘルプデスクの年間応答率は 98.9%を達成した。 以上を踏まえ、本評価項目全体として、所期の目標を上回る成果を得られているものと評価し、A評価とした。 [定量的指標の実績] ・月単位での市区町村へのカード発送可能枚数：約 480 万枚 ・日単位でのマイナンバーカード及び電子証明書の発行可能枚数：最大約 16 万枚 各システムの稼働率は以下のとおり。 ・カード管理システム 100% ・公的個人認証システム（窓口向けサービス）：99.92% ・公的個人認証システム（署名検証者向けサービス）：100% ・1 日当たり最大 16 万件の申請に対するマイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した最大日数：13 日（年末年始を除く） ・1 日当たり最大 16 万件の申請に対するマイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した平均日数： 10.23 日 ・住民向けコールセンター年間応答率：99.1% ・地方公共団体向けヘルプデスクの年間応答率：98.9% <課題と対応> —	
--	--	--	--	--	---	--

	○令和４年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、想定される市区町村への毎月のカード発送数に基づき、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要な申請受付・発行体制の強化を図ること。	○令和４年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、令和３年度中に、申請動向に応じて、１月当たり最大約４８０万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、必要な申請受付・発行体制の強化を図る。	○令和４年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、令和３年度中に、申請動向に応じて、１月当たり最大約４８０万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、申請受付事業者及び発行事業者における人員の増強等、必要な体制の強化を図る。	＜主な定量的指標＞ ・月単位での市区町村へのカード発送可能枚数。 ＜評価の視点＞ ・令和３年度中に、１月当たり最大約４８０万枚のカードを市区町村へ発送できる体制の強化が図られているか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標の実績〕 月単位での市区町村へのカード発送可能枚数：約４８０万枚 〔主な成果等〕 令和３年１０月より、１月当たり最大約４８０万枚（従前は約４２０万枚）のカードを市区町村へ発送できるよう、申請受付事業者においては、大量の申請処理に対応するための人員を増強し、発行事業者においては、発行に必要な機器の増強及び当該機器の管理等に必要な人員の増強を行った。また、電子証明書の発行に係るサーバの増強を行いかつ安定的な稼働を行った。		
	○マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、マイナンバーカード関連システムについて、必要な増強等を行う。	○マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム（以下「マイナンバーカード関連システム」という。）について、令和３年度中に、１日当たり最大約１６万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるよう増強を行う。	○マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム（以下「マイナンバーカード関連システム」という。）について、令和３年度中に、１日当たり最大約１６万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるようサーバの増強を行う。	＜主な定量的指標＞ ・日単位でのマイナンバーカード及び電子証明書の発行可能枚数。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標の実績〕 ・日単位でのマイナンバーカード及び電子証明書の発行可能枚数：最大約１６万枚 〔主な成果等〕 令和３年１０月より、１日当たり最大約１６万枚（従前は約１４万枚）のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるよう、申請受付事業者においては、大量の申請処理に対応するための人員を増強し、発行事業者においては、発行に必要な機器の増強及び当該機器の管理等に必要な人員の増強を行った。また、電子証明書の発行に係るサーバの増強を行い、かつ、安定的な稼働を行った。		

○マイナンバーカード関連システムについて、国の支援の下、安全かつ安定的な運営を実施し、システム稼働率99.9%以上の確保を目指すこと。	○マイナンバーカード関連システムについて、引き続き、運用管理体制やシステムの強化(電子証明書の有効性確認に用いるサーバの2センター化等)等により、障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図る等、安全かつ安定的な運営を実施するとともに、次期システムにおいて国の支援の下2センター化やクラウド技術の活用などアーキテクチャの抜本的な見直しを進めること等を通して、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す。	○マイナンバーカード関連システムについて、引き続き、システムの運用監視を通じた予防保守の強化及び訓練の継続的な実施によるレジリエンス(障害復旧力)の強化による運用管理体制の強化やシステムの強化(電子証明書の有効性確認に用いるサーバの2センター化等)等により、障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図る等、安全かつ安定的な運営を実施するとともに、次期システム(令和3年度にシステムの全体設計を実施)において国の支援の下2センター化やクラウド技術の活用などアーキテクチャの抜本的な見直しを進めること等	<主な定量的指標> ・マイナンバーカード関連システムのシステム稼働率	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] 令和3年度の各システムの稼働率は以下のとおり。 ・カード管理システム 100% ・公的個人認証システム(窓口向けサービス):99.92% ・公的個人認証システム(署名検証者向けサービス):100% [主な成果等] ・マイナンバーカード関連システムについて、データベースアクセス状況の確認やレスポンスタイムの解析などによる運用監視を通じた予防保守の強化や月1回を目的に復旧訓練を行うなど訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス(障害復旧力)の強化による運用管理体制の強化を行った。 ・これに加えて、大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続できるようバックアップセンターを構築し2センター化するために、当該バックアップセンターで備えるべき機能の検討を行った。 ・さらに、サーバ機器の増設や業務アプリケーションソフトの改善等のシステムの増強により障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図るための取組を行った。 ・以上の取組により、安全かつ安定的な運営を実施し、マイナンバーカード関連システムのシステム稼働率99.9%以上を確保した。	[主な成果等] ・マイナンバーカード関連システムについて、安全かつ安定的な運営を実施し、マイナンバーカード関連システムのシステム稼働率99.9%以上を確保したことを評価。	
--	---	--	---	--	--	--

			を通して、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す。				
	○迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送を、原則として遅くとも14日以内に実施できるようにするとともに、更なる短縮についても検討を行うこと。	○迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送について、令和3年度中に、1日当たり最大16万件的申請に対し、原則として遅くとも14日以内に実施できるようにするための体制整備を行う。また、更なる短縮についても検討を行う。	○迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送について、令和3年度中に、1日当たり最大16万件的申請に対し、原則として遅くとも14日以内に実施できるようにするためのサーバの増強等の体制整備を行うとともに、更なる短縮についても検討を行う。	<主な定量的指標> ・1日当たり最大16万件的申請に対するマイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した日数（最大日数・平均日数） <評価の視点> ・マイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した日数の更なる短縮に向けた検討が適切に行われているか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ・1日当たり最大16万件的申請に対するマイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した最大日数：13日（年末年始を除く） ・1日当たり最大16万件的申請に対するマイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した平均日数：10.23日 [主な成果等] ・令和3年10月より、1日当たり最大約16万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるようサーバの増強等の体制整備を行い、申請受付から市区町村へのカードの発送について、遅くとも14日以内（年末年始を除く）に実施した。 ・マイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した日数の更なる短縮に向けて、申請受付事業者及び発行事業者に係る体制・機器増強について、方法、必要期間、費用等の検討を行い、更なる短縮を実現するための必要期間や費用面での課題の抽出を行った。その上で、令和4年度において、引き続き、更なる期間短縮の実現に向けた検討を行っていくこととした。	[主な成果等] ・令和3年10月より、1日当たり最大約16万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるようサーバの増強等の体制整備を行い、申請受付から市区町村へのカードの発送について、遅くとも14日以内（年末年始を除く）に実施したことを評価。 ・マイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した日数の更なる短縮に向けた検討を行ったことを評価。	
	○住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、原則として年間応答率95%以上の確	○住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、原則として年間応答率95%以上の確	○住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、運用体制の強化を図り、原則として年間	<主な定量的指標> ・住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクの年間応答率。 <評価の視点>	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ・住民向けコールセンター年間応答率：99.1% ・地方公共団体向けヘルプデスクの年間応答率：98.9% [主な成果等] ・住民向けコールセンター及び地方公共団	[主な成果等] ・住民向けコールセンター及び地方公共団	

	保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進めること。	保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、マイナンバーカード紛失時等に一時利用停止を受け付ける業務を災害時でも継続するために2拠点化することを含め必要な体制強化を行う等、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進める。	・住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクの業務の効率化やサービスの向上を図る取組が進められているか。	体向けヘルプデスクについて、人員の増強及び体制増強や法令の改正等の際に実施したオペレーター研修や定期的なテストの実施等により、年間応答率95%以上を確保した。 ・時機に応じたFAQの見直しや問合せ記録の情報共有等のコールセンターとヘルプデスクの相互の連携強化など、サービス強化の取組を実施した。 ・令和4年4月にコールセンターの2拠点化を実施するため、令和3年12月に調達を行い、新たなコールセンターの構築を行った。	体向けヘルプデスクについて、人員の増強等により、年間応答率95%以上を確保したことを評価。 ・オペレーターを対象とした業務説明会や研修、コールセンターとヘルプデスクにおける情報共有や連携強化など、業務の効率化やサービスの向上のための取組を実施したことを評価。	
--	--	--	--	--	--	--

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-2	次期のマイナンバーカード関連システムの構築等				
業務に関連する政策・施策	－		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	番号利用法第 16 条の 2	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	76 人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					(詳細は、下記の主な業務実績)	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ —	評 定	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ (実績に対する課題及び改善方策など) ＜その他事項＞ (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)
	○セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築すること。	○ほぼ全国民がマイナンバーカードを利用することを前提に、セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期	○ほぼ全国民がマイナンバーカードを利用することを前提に、セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期	＜評価の視点＞ ・令和5年度中の次期マイナンバーカード関連システムの構築に向けた検討が適切に進められているか。 ・政府において検討が進められた「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ必要なシ	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ・次期マイナンバーカード関連システムについては、全体設計の検討に向けて、デジタル庁及び総務省と連携しつつ、実現可能な構築スケジュール等について検討を行った。具体的には、大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続できるようバックアップセンターを構築し2センター化するために、当該バックアップセンターで備えるべき機能として、電子証明書の発行・失効機能、有効性確認機能、データ等のバックアップ機能の内、一部機能のみを備えた第2センターを先行的に構築すること等と併せ、クラウド技術の活用について検討を行った。	[主な成果等] ・次期マイナンバーカード関連システムの構築のために、必要な検討を行ったことを評価。 ・政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」の検討に参加し、議論を行ったことを評価。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	○マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行うこと。	のマイナンバーカード関連システムを構築する。 その際、大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続できるよう2センター化することや、拡張性に優れたシステムを効率的に構築できるようクラウド技術を活用すること等を検討する。 ○マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行う。	システムを構築することを目指し、令和3年度は、これらのシステムの全体設計を行う。その際、大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続できるようバックアップセンターを構築し、2センター化することや、急速な業務量の増加に対応し拡張性に優れたシステムを効率的に構築できるようクラウド技術を活用すること等を検討する。 ○マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行う。	システム構築等の検討がなされているか。	・政府において検討が進められている「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」の検討について、「トータルデザイン実現に向けた自治体タスクフォース」にオブザーバーとして検討に参加した。		

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-3	マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第29条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」）第3条・第22条	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	76人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和3年度事業報告第3章三）	＜評価と根拠＞ 評価：A 根拠：令和3年度は、後期高齢者に係るQRコード付き交付申請書の送付、健康保険証利用に係るオンライン資格確認等に加え、年度当初には想定されていなかったワクチン接種証明書やマイナポイント第2弾など、マイナンバーカードに関する政府の施策が数多く進められたことから、機構として業務量を予測し、システムの安定稼働を図ることや、その他政府の施策に対し迅速かつ適切な対応を講じることが困難な状況であった。 こうした状況の中、下記のとおり、目標・計画を達成し、かつ、目標・計画の記載以上の自主的な取組を複数実施したことを考慮した結果、所期の目標を上回る成果を得られているものと評価し、A評価とした。 ＜課題と対応＞ —	評 定
	○マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来	○マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来	○マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来	＜評価の視点＞ ・有効期限通知書について国民にとってその内容が	＜主要な業務実績＞ 〔主な成果等〕 国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、令和4年2月より、市町村の要	〔主な成果等〕 国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、有効期限通知書の工夫を行う	＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう工夫し、円滑な作成・発行に努める。	する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、更新対象（マイナンバーカード又は電子証明書）を明確にした通知書及びパンフレットを送付する等の工夫を行い、円滑な作成・発行に努める。	する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、更新対象（マイナンバーカード又は電子証明書）を明確にした通知書及びパンフレットを送付する等の工夫を行い、円滑な作成・発行に努める。	分かりやすいものとなるような工夫が行われたか。 ・有効期限通知書が円滑に作成・発行されているか。	望等を踏まえて、有効期限通知書の記載について、市町村独自領域欄の拡張やお知らせ事項欄の記載を追加するなどの変更を行うとともに、マイナンバーカードと電子証明書のいずれの更新を行う必要があるのかが分かるように、両方で共通のパンフレットからマイナンバーカード更新用、電子証明書更新用の２種類のパンフレットに変更するなどの工夫を行い、かつ、マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限到来から約３か月前には有効期限通知書を円滑に作成・発行することができた。	とともに、当該通知書を円滑に作成・発行することができたことを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	○必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムの安全かつ安定的な運営を実施すること。	○必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、予防保守の強化や障害発生時のレジリエンス（障害復旧力）の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。	○必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、運用監視を通じた予防保守の強化や訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス（障害復旧力）の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。	＜評価の視点＞ ・有効期限通知書の作成や発行状況等を管理するためのシステムが安全かつ安定的に運営されているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] 有効期限通知書の作成や発行状況等を管理するためのシステムは、データベースアクセス状況の確認やレスポンスタイムの解析などによる運用監視を通じた予防保守の強化や訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス（障害復旧力）の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策を網羅的に講じるとともに、その準拠性を確認するための外部監査を実施しており、システムが安全かつ安定的に運営された。	[主な成果等] 有効期限通知書の作成や発行状況等を管理するためのシステムが安全かつ安定的に運営されていることを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	○電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて必要な対応を行うこと。	○電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、ヘルプデスクの体制を確保するなど、必要な対応を行う。	○電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、ヘルプデスクの体制を確保するなど、必要な対応を行う。	<評価の視点> ・電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じたヘルプデスクの体制の確保等の必要な対応がなされているか。	<主要な業務実績> [主な成果等] 電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に備えるため、市区町村が郵便局に事務委託した際の機構の实地監査について、機構から郵便局向けチェックシートを市区町村に提供し、市区町村による内部監査を実施する等の方法の検討を行った。	[主な成果等] 電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じた必要な対応がなされていることを評価。	
	○令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、必要な体制の検討・整備を行うこと。	○令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等必要な体制の検討・整備を行う。	○令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等必要な体制の検討を行う。	<評価の視点> ・令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加が適切に見込まれているか。また、処理件数の増加の見込みに対して、必要な体制の検討が適切に行われているか。	<主要な業務実績> [主な成果等] ・令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を見込み、業務量予測を行うとともに、システムの処理能力の確保等を検討した。具体的には、令和2年から3年にかけてのマイナンバーカードの大量発行に伴い、令和7年7月に過去実績最大である約253万人の有効期限到来が見込まれており、令和7年6月に窓口での電子証明書更新件数が最大となる見込みである。これをもとに、今後増加が見込まれる電子証明書の窓口業務数及びスマートフォン向け電子証明書の発行・失効に伴う、システム負荷を考慮し、必要なシステムの検討を行った。 ・こうした業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、個人番号運用監視センターを新設し、マイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体化を行うなど、必要な体制強化に向けた取組を実施した。	[主な成果等] 令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を見込み、業務量予測を行うとともに、システムの処理能力の確保等を検討したことを評価。	

3. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-4	コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定				
業務に関連する政策・施策	デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）別添1「国・地方デジタル化指針」	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第65条第1項第4号	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	11人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（詳細は、主要な業務実績及び令和3年度事業報告第3章四）	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：本項目は、コンビニエンスストア事業者の従業員の負担軽減や利用者の利便性の向上の観点から、可能な限り簡素な手続が求められる一方で、電子署名を用いる署名用電子証明書の暗証番号を初期化・再設定するものであることから、初期化・再設定の際には厳格な本人確認を要する認証の仕組とすることも求められていた。 また、本項目は、デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）における「国・地方デジタル化指針」において、令和3年秋頃のサービス開始を目指すこととされており、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、仕組の構築やシステム開発等を行い、速やかにサービスを開始する必要があった。 こうした困難な状況の中、コンビニエンスストア事業者との調整を迅速に行い、関係省庁と連携しつつ、利用者の利便性と認証の厳格性の双方を両立させるための仕組の構築やシステム開発等を実施し、令和3年11月30日よりサービスを開始した後、当該サービスが利用可能な店舗を順次拡大した。 さらに、当該サービスに関する機構ホームページ等への掲載を行うなど、必要な周	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
						知広報を行うとともに、確定申告の期間前にサービスを開始したことなどにより、署名用電子証明書を e-Tax で利用する住民等が当該サービスを利用したことから、令和 3 年度末までに約 25,000 件の利用実績があった。 運用開始後の業務の執行については、コンビニエンスストア事業者と連携し、大きなシステムトラブルもなく、安定的かつ円滑に行われており、利用者の声を踏まえ、令和 4 年 2 月には、スマートフォンアプリを改修し、利便性向上を行うなど、運用開始後に速やかな見直しを行っている。 以上を踏まえ、本評価項目については、所期の目標を上回る成果を得られているものと評価し、A 評価とした。 ＜課題と対応＞ —	
	○顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。 ○運用開始後は、コンビニエンスストアでの電子証明書	○顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに顔認証により申込ができるスマートフォンアプリの開発、コンビニエンスストアの端末で手続きができる仕組の構築	○顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに顔認証により申込ができるスマートフォンアプリの開発、コンビニエンスストアの端末で手続きができる仕組の構築	＜評価の視点＞ ・顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能とするためのシステム改修・体制整備等がなされたか。 ・運用開始後の執行が安定的かつ円滑に行われているか。必要に応じたシステム改修、体制整備等が行われているか。	＜主要な業務実績＞ 〔主な成果等〕 ・顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能とするためのシステム改修・体制整備等を行い、令和 3 年 11 月 30 日より東京都内のセブンイレブン 10 店舗でサービスを開始し、令和 4 年 2 月 8 日よりセブンイレブン全店舗で、令和 4 年 3 月 1 日よりローソン全店舗にサービスが拡大された。 ・機構ホームページ等への掲載や e-Tax の Web サイトにおいても機構ホームページへのリンクを設定するなど、必要な周知広報を行うとともに、確定申告の期間前にサービスを開始したことなどにより、署名用電子証明書を e-Tax で利用する住民等が当該サービスを利用したことから、令和 3 年度末までに約 25,000 件の利用実績があった。 ・運用開始後の業務の執行については、コン	〔主な成果等〕 ・顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能とするためのシステム改修・体制整備等がなされ、令和 3 年 11 月 30 日よりサービスを開始後、当該サービスが利用可能な店舗を順次拡大したことを評価。 ・運用開始後の業務の執行が安定的かつ円滑に行われていることを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。	等、必要なシステム開発・体制整備を実施する。 ○また、運用開始後は、コンビニエンスストア事業者と連携し、コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改修・体制整備等の検討を行う。	等、必要なシステム開発・コールセンター等の運用体制整備を実施し、サービスを開始する。 ○また、運用開始後は、コンビニエンスストア事業者と連携し、コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改修・体制整備等の検討を行う。		ビニエンスストア事業者と連携し、安定的かつ円滑に行われており、利用者の声を踏まえ、令和4年2月にスマートフォンアプリを利用する際に、手続きが分かるような画面表示を追加することにより、利便性向上を行った。		

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-5	公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供				
業務に関連する政策・施策	重点計画		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」）第48条の規定による改正後の公的個人認証法第18条第3項	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	21人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和3年度事業報告第3章四）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ —	評 定
							＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。	○令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、本人同意情報等を管理する仕組みや署名検証者に最新の基本4情報	○令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整を行い、本人同意情報等を管理する仕組みや署名検証者に最新の基本4情報	＜評価の視点＞ ・令和4年度中に本人同意に基づく4情報等の提供を開始するためのシステム構築等が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ・令和4年度中に本人同意に基づく4情報等の提供を開始するために、デジタル庁及び総務省とリリースに向けた検討を実施し、令和3年度末までに要件定義を完了し、基本設計を開始した。 ・令和4年度については、詳細設計、開発や機器調達を行う等、リリースに向けた具体的な目標及びスケジュールを定めた。	[主な成果等] 令和4年度中に本人同意に基づく4情報等の提供を開始するための具体的な目標及びスケジュールを定めるとともに、必要なシステムの設計・体制整備等を実施したことを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		を提供する仕組の構築等、必要なシステム改修・体制整備等を実施する。					

3. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-6	移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載				
業務に関連する政策・施策	重点計画		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	整備法第 49 条の規定による改正後の公的個人認証法第 16 条の 2 ・第 35 条の 2	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	21 人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和 3 年度事業報告第 3 章四）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ —	評 定	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○令和 4 年度中に、整備法による公的個人認証法の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用電子証明書」という。）のスマートフォンへの搭載が実現さ	○令和 4 年度中に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による公的個人認証法の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以	○令和 4 年度中に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認	＜評価の視点＞ ・令和 4 年度中に、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載が実現されるためのシステム構築等が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ・令和 4 年度中に、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載が実現されるために、令和 3 年度までに詳細設計を行い、令和 4 年度に開発や機器調達を進めるなど具体的な目標及びスケジュールを定めた。 ・また、移動端末設備用電子証明書について、デジタル庁とシステム構成等に関して協議を行い、必要な機器構成について検討の上、最大限のコスト削減を図った。	[主な成果等] 令和 4 年度中に、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載が実現されるための具体的な目標及びスケジュールを定めるとともに、必要なシステムの設計・体制整備等を実施したことを評価。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	れるよう、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	下「移動端末設備用電子証明書」という。)のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行う仕組の構築等、必要なシステム改修・体制整備等を実施する。	証法」という。)の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書(以下「移動端末設備用電子証明書」という。)のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行うシステムの設計、機器の調達等を実施する。				

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I - 7	国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用				
業務に関連する政策・施策	重点計画		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	番号利用法第 16 条の 2	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	7 人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和 3 年度事業報告第 3 章一）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ —	評 定	
							＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）	
	○令和 6 年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施	○令和 6 年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、マイナンバーカー	○令和 6 年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、マイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用に当たり、本人確認に用	＜評価の視点＞ 令和 6 年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするためのシステム構築等が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ・令和 6 年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするために、戸籍の附票への住民票コードの記載の前提となる住所地市区町村から本籍地市区町村への突合ファイルの送信について、令和 3 年 9 月に一部の市区町村で先行実施した上で、令和 3 年 10 月から 12 月まで実施し、調整・問合せ対応を行うなど、市区町村に対して必要な支援を行った。 ・また、附票連携システムの新規整備及び住民基本台帳ネットワークシステム等の関連システムの改修について、設計開発を実施した。	[主な成果等] 令和 6 年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするために必要となる市区町村への支援及びシステム改修・体制整備等を行ったことを評価。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	すること。	ドの継続利用に当たり、本人確認に用いる附票連携システムの構築等、必要なシステム開発・体制整備等を実施する。	いる附票連携システム等の設計・開発、戸籍の附票を個人認証の基盤として利用するために必要な住民票コードの記載が円滑に行われるよう市区町村への必要な支援等を実施する。				

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-8	運転免許証とマイナンバーカードの一体化				
業務に関連する政策・施策	重点計画		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	番号利用法第 16 条の 2	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	57 人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和 3 年度事業報告第 3 章三）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ —	評 定	
	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）							
	○令和 6 年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	○令和 6 年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。	○令和 6 年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁と、今後の取組について検討を行う。	＜評価の視点＞ ・令和 6 年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するためのシステム構築等が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] 令和 6 年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁と、運転免許証の情報をマイナンバーカードの IC チップに記載するために必要な容量や運用方法等の課題の抽出を行うなど、今後の取組について検討を行った。	[主な成果等] 令和 6 年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁と、今後の取組について検討を行ったことを評価。		

3. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-9	在留カードとマイナンバーカードの一体化				
業務に関連する政策・施策	重点計画		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	57人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和3年度事業報告第3章三）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ －	評定	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	○令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。	○令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁と、今後の取組について検討を行う。	＜評価の視点＞ ・令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するためのシステム構築等が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] 令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁と、在留カードの情報をマイナンバーカードの IC チップに記録するために必要な容量や運用方法等の課題の抽出を行うなど、今後の取組について検討を行った。	[主な成果等] 令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁と、今後の取組について検討を行ったことを評価。		

3. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-10	住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等				
業務に関連する政策・施策	－		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	11人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（詳細は、下記の主な業務実績）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ －	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行うこと。	○関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行う。	○関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションについて、国の支援の下で検討を行う。	＜評価の視点＞ ・マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションについて適切に検討がなされているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] 住民がワクチン接種証明書をより手軽に取得できるよう、ワクチン接種証明書のコンビニ交付サービスの活用について、デジタル庁及び総務省と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションについて、検討を行った。	[主な成果等] マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションについて、適切に検討がなされていることを評価。	

3. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-1 1	次期マイナンバーカード仕様の設計の検討				
業務に関連する政策・施策	－		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－	
人員に関する情報（従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	57人				

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					（詳細は、下記の主な業務実績）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ －	評定	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏まえ、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討を行うこと。	○次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏まえ、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討を行う。	○次期マイナンバーカードについて、関係省庁と連携しつつ、マイナンバーカードの発行者の立場において技術的課題の検討を行う。	＜評価の視点＞ ・次期マイナンバーカード仕様の設計について、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ 〔主な成果等〕 次期マイナンバーカードについて、関係省庁と連携しつつ、マイナンバーカードの発行者の立場において、電子証明書の暗号方式などについて技術的課題の検討を行った。	〔主な成果等〕 次期マイナンバーカード仕様の設計について、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討が適切に行われていることを評価。		

3. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ－1	効率的・効果的な組織体制の構築

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					(詳細は、下記の主な業務実績及び令和3年度事業報告第1章四)	<評価と根拠> 評価：A 根拠：令和3年度は、後期高齢者に係るQRコード付き交付申請書の送付、健康保険証利用に係るオンライン資格確認等に加え、年度当初には想定されていなかったワクチン接種証明書やマイナポイント第2弾など、マイナンバーカードに関する政府の施策が数多く進められたことから、機構として業務量を予測し、システムの安定稼働を図ることや、その他政府の施策に対し迅速かつ適切な対応を講じることが困難な状況であった。 こうした状況においても、限られた人的リソースや期間のもとで、政府の施策への対応、複数のシステム開発、システムの安全かつ安定的な運営を行う必要があり、目標・計画の達成が容易ではない状況であったが、業務量が増大する中でも、年間を通じて中途採用を行い、機動的な人員配置を行う等により、効率的・効果的な組織体制を構築したことから、困難度が高い目標・計画を達成しているものと認められるため、A評価とした。 [定量的指標の実績] ・緊急時対応訓練の実施回数：2回（カード管理システム関係）、2回（公的個人認証システム関係） ・障害ごとの対応手順を確認するための訓練の実施回数：6回（カード管理システム関係）、16回（公的個人認証システム関係）	評 定 <評価に至った理由> <今後の課題> （実績に対する課題及び改善方策など） <その他事項> （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
						＜課題と対応＞ —	
	○マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、各部門の連携を強化するとともに、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行うこと。	○マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、マイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体化等、機構の各部門の連携を強化するとともに、オンライン会議の積極的な活用とペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行う。	○マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、個人番号運用監視センターの設置によるマイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体化等、機構の各部門の連携を強化するとともに、オンライン会議の積極的な活用とペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行う。	＜評価の視点＞ ・マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置が行われているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ・マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、令和3年4月より個人番号運用監視センター（令和3年10月からは個人番号運用管理センター）を設置し、マイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体化等、機構の各部門の連携を強化した。 ・機構で行う会議を原則としてオンラインとするとともに、これと併せて電子決裁によるペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図った。 ・年間を通じて中途採用を行うことにより、適宜人員を配置するなどの機動的な人員の配置を行った。	[主な成果等] マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行ったことを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	○マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築すること。	○マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築する。	○マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築する。	<評価の視点> ・マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行しているか。また、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築しているか。	<主要な業務実績> [主な成果等] ・マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行した。具体的には、カード委託発行約 16 万枚/日対応、後期高齢者に係るQRコード付き交付申請書の送付、健康保険証利用に係るオンライン資格確認、ワクチン接種証明書、マイナポイント第2弾等の実施に向けた業務量の予測をそれぞれ行い、カード発行能力を約 14 万枚/日から約 16 万枚/日に増強、オンライン申請システムは処理能力を増強、コールセンターは席数を増強、カード管理システムはサーバを増強するなど、性能向上策を計画的に実施した。 ・個人番号運用監視センター（令和3年10月からは個人番号運用管理センター）とシステム統括室による連携等により、インシデント等の分析結果を監視や予防保守に反映すること、各センターのシステム全体を通じ、改修等においてテスト等が十分に行われているかをチェックすることなど、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築している。	[主な成果等] ・マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行したことを評価。 ・システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築していることを評価。	
	○災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、危機管理に強い組織体制を構築すること。	○災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、緊急時対応訓練を含め訓練の継続的な実施等により、レジリエンス（障	○災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、具体的な障害の発生を想定した緊急時対応訓練を年2回、障害ごとの	<主な定量的指標> ・緊急時対応訓練の実施回数 ・障害ごとの対応手順を確認するための訓練の実施回数 <評価の視点> ・災害の発生や感染症の感染拡大	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ・緊急時対応訓練の実施回数：2回（カード管理システム関係）、2回（公的個人認証システム関係） ・障害ごとの対応手順を確認するための訓練の実施回数：6回（カード管理システム関係）、16回（公的個人認証システム関係） [主な成果等] 災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事	[主な成果等] 災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。	対応手順を確認するための訓練を毎月実施するなど、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。	等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築しているか。	態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、速やかな連絡、感染者及び濃厚接触者等への適切な対応、消毒の速やかな実施等の対応が迅速・的確に行えるよう、対応マニュアルを常に最新化すること、予備機や性能向上と冗長性向上を目的とした本番機等の増強、システム運用監視部門など業務継続性が強く求められる部門においては、関係職員を複数チーム編成とし、それぞれ別の場所で勤務させる体制の構築、障害発生時に早急に復旧できるよう、保守事業者を含めた緊急時対応訓練の年2回の実施、復旧手順の修練のための運用訓練の毎月の実施等により、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築した。	態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、機器の増強、人員の分割配置、運用訓練等により、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築したことを評価。	

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ－2	システム関連経費・調達効率化・合理化

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和3年度事業報告第1章三）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 [定量的指標の実績] ・契約監視委員会の審議案件数：7件（うちマイナンバーカード関係事務に係る審議案件数：4件） ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関する契約実績の公表頻度：毎月末に、前月末までの契約実績を公表 ＜課題と対応＞ —	評 定 ＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、経費の削減に資する方策を検討し、経費	○マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、クラウド化や保守対応の集約など経費	○マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、クラウド化や保守対応の集約など経費	＜評価の視点＞ ・マイナンバーカード関連システムの整備・運用費の経費の効率化・合理化のための方策が適切に執られているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] 公的個人認証サービスにおける移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載などマイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、システムにおける経費の削減に資する様々な方策として、移動端末設備用電子証明書について、システム構成等に関する協議を行い、必要な機器構成について検討の上、最大限の経費の効率化・合理化を実施した。	[主な成果等] マイナンバーカード関連システムの整備・運用の経費の効率化・合理化を図ったことを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	の効率化・合理化を図ること。	の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。	の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。				
	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行うこと。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行う。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会を随時開催するとともに、外部委員により構成される契約監視委員会の審議案件を増やすなど、調達の点検及び必要な見直しを行う。	<主な定量的指標> ・契約監視委員会の審議案件数及び開催回数 <評価の視点> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の点検及び必要な見直しが適切に行われているか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ・契約監視委員会の審議案件数：7件（うちマイナンバーカード関係事務に係る審議案件数：4件）、開催回数：2回 [主な成果等] ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、年2回開催した契約監視委員会において、審議案件を増やすことにより、一者応札の改善策等の調達の点検及び見直しの機会の拡充を図った。 ・また、月に2回程度開催した調達改善検討委員会において、随意契約等が適切に行われているかを点検した。	[主な成果等] マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の点検及び必要な見直しを行ったことを評価。	
	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に、契約実績の公	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公	<主な定量的指標> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関する契約実績の公表頻度	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] マイナンバーカード関係事務に係る業務に関する契約実績の公表頻度：毎月末に、前月末までの契約実績を公表 [主な成果等] マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、契約実績を機構ホームページにおいて毎月公表した。	[主な成果等] マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、契約実績を機構ホームページにおいて毎月公表したことを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	表を行うこと。	共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」(令和3年3月1日策定)に基づき、契約実績の公表を行う。	共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」(令和3年3月1日策定)に基づき、契約実績を機構ホームページにおいて毎月公表する。				

3. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ－3	働き方改革の推進による業務運営の効率化

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（詳細は、下記の主な業務及び実績令和3年度事業報告第1章四）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ －	評 定
							＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークやペーパーレスの導入等、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図ること。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークの計画的な実施やオンライン会議の積極的な活用、ペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、「新たな日常」を見据え、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークの計画的な実施やオンライン会議、チャットツール等の積極的な活用、ペーパーレス化	＜評価の視点＞ ・マイナンバーカード関係事務に関する業務運営の効率化が図られているか。	＜主要な業務実績＞ 〔主な成果等〕 マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、「新たな日常」を見据え、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、各部門において出勤日を調整し、テレワークを計画的に実施するとともに原則として会議をオンラインとしつつも、WEBミーティングの実施やチャットツール等の積極的な活用による職員相互間のコミュニケーション不足を解消、これらの取組によるペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図った。	〔主な成果等〕 マイナンバーカード関係事務に係る業務に関する業務運営の効率化を図ったことを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		子化を推進し、業務運営の効率化を図る。	の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図る。				

3. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅲ－1	人材の育成・確保

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					（詳細は、下記の主な業務実績及び令和3年度事業報告第1章四）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 [定量的指標の実績] ・国や地方公共団体など外部機関への職員派遣数：5人 ・職員研修の延べ参加人数：1,537人 ・中途採用人数：17人（うちマイナンバーカード関係事務に関連した中途採用人数：6人） ＜課題と対応＞ —	評定	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、	＜主な定量的指標＞ ・国や地方公共団体など外部機関への職員派遣数 ・職員研修の延べ参加人数 ・マイナンバーカード関係事務に関連した中途採用人数 ＜評価の視点＞ ・必要な人材の採用・確保による体制の増強が図ら	＜主要な業務実績＞ [定量的指標の実績] ・国や地方公共団体など外部機関への職員派遣数：5人 ・職員研修の延べ参加人数：1,537人 ・中途採用人数：17人（うちマイナンバーカード関係事務に関連した中途採用人数：6人） [主な成果等] ・中途採用等により、必要な人材の採用・確保による体制を増強するとともに、PMOやコンサルタントの活用等、高い専門性を有する外部人材を積極的に活用した。 ・資格取得奨励制度により、高度情報処理技術者等64資格を対象として、67件の取			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組むこと。	国や地方公共団体など外部機関への職員派遣や人事交流、国の機関と連携した研修を含む職員研修の計画的実施、資格取得の促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。	必要な人材の採用・確保による体制の増強、国や地方公共団体など外部機関への職員派遣、NICT主催の研修への参加を含む職員研修の計画的実施、資格取得奨励制度による資格取得の促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。 ○多様なスキルや経験を有し、即戦力としてマイナンバーカード関係事務での活躍が期待できる中途採用を通年で実施する。	れているか。 ・職員の資格取得の状況 ・高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用の取組状況。	得があった。		

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III－2	適正な事務処理の確保

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					（詳細は、下記の主な業務）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ －	評 定	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第 38 条の 2 第 1 項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第 39 条第 1 項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、管理体制の構築、安全管理	○マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第 38 条の 2 第 1 項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第 39 条第 1 項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事	○マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第 38 条の 2 第 1 項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第 39 条第 1 項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事	＜評価の視点＞ 機構処理事務管理規程及び認証事務管理規程に基づき管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ・機構処理事務管理規程及び認証事務管理規程に基づき管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じた。 ・機構処理事務特定個人情報等保護委員会を令和 3 年 8 月及び令和 4 年 3 月に開催し、機構処理事務特定個人情報等の機密性、正確性及び継続性の確保並びに制度面、技術面及び運用面からの障害の予防、早期回復といったセキュリティ対策等の措置内容について報告した。 ・認証業務情報保護委員会を令和 3 年 9 月及び令和 4 年 3 月に開催し、認証業務情報の保護、準拠性監査結果、郵便局における電子証明書の発行等やオンライン資格確認などの施策における機構の対応状況等の措置内容等について報告した。	[主な成果等] ・機構処理事務管理規程及び認証事務管理規程に基づき管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じたことを評価。 ・機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告したことを評価。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	の実施その他の必要な措置を講じること。	務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個人情報等及び認証業務情報の安全管理措置等を適切に講じるとともに、機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。	務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個人情報等及び認証業務情報の安全管理措置等を適切に講じるとともに、機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。				

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅲ－3	個人情報保護

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
					（詳細は、下記の主な業務及び令和3年度事業報告第1章三）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ —	評 定	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報の適正な管理を徹底すること。	○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程（令和3年3月31日地情機規程第8号）並びに番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を適正に	○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程（令和3年3月31日地情機規程第8号）並びに番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を適正に	＜評価の視点＞ ・PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢の着実な運用と改善が図られているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ・令和3年度リスク管理活動計画に基づき、リスク管理委員会を計5回開催し、政府統一基準の改定を踏まえた内部規程の改正、監査等に係る是正処置計画の報告等を行った。 ・PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢（個人情報保護マネジメントシステム）の着実な運用と改善を図るために、特に教育については、管理職を対象とした個人情報保護を含めた経済安全保障に関するオンライン研修及び一般職員を対象とした個人情報の定義、機構における個人情報保護の取組、個人情報の取扱ルール等の基本的な事項のほか、改正個人情報保護法の概要に関するオンライン研修を実施した。 ・令和3年度リスク管理活動計画において、改正個人情報保護法については、機構	[主な成果等] ・PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢（個人情報保護マネジメントシステム）の着実な運用と改善を図ったことを評価。 ・プライバシーマーク付与事業者として、JISQ15001に適合した個人情報保護の水準を維持したことを評価。		

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		管理するため、リスク管理委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢（個人情報保護マネジメントシステム）の着実な運用と改善を図る。 ○引き続き、プライバシーマークの付与を受け、J I S Q 15001 に適合した個人情報保護の水準を維持する。	管理するため、令和３年度リスク管理活動計画に基づき、リスク管理委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢（個人情報保護マネジメントシステム）の着実な運用と改善を図る。 ○プライバシーマーク付与事業者として、J I S Q 15001 に適合した個人情報保護の水準を維持する。		において今後新たに短期保存データ、匿名加工情報、仮名加工情報等を作成する可能性等を検討し、必要に応じて、規程改正を実施することとしたため、機構の内部監査のテーマとしており、法改正に伴う個人情報の今後の取扱いについて検討を行った。 ・上記のように令和３年度リスク管理活動計画に基づくPDCAサイクルなどにより、個人情報の管理態勢に基づいた個人情報の適切な取扱いを実施することで、プライバシーマーク付与事業者として、J I S Q 15001 に適合した個人情報保護の水準を維持した。		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅲ－4	情報セキュリティ対策

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					(詳細は、下記の主な業務及び令和3年度事業報告第1章三)	<評定と根拠> 評定：A 根拠：令和3年度は、コロナ禍に伴うテレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃による脅威の拡大、東京2020オリパラ競技大会開催やウクライナ情勢に関連するサイバー攻撃(DDos 攻撃等)などを踏まえ、例年以上の情報セキュリティ対策を講じることが求められる状況であった。 さらに、昨今、パターンマッチングによる検知が困難な未知のウィルスが増加していることを踏まえ、端末等のエンドポイントにおける情報セキュリティ対策が求められている状況であった。 こうした状況において、目標・計画を達成していることに加え、自主的な取組を複数実施したことや、その結果、マイナンバー関連システムにおいてサイバー攻撃等の影響が生じていないこと等を考慮し、A評価とした。 <課題と対応> —	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)
	○政府の情報セキュリティ対策における基準等やサイバー攻撃の実態等を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する方針を策定し、マイナンバ	○政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程(平	○政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程(平	<評価の視点>	<主要な業務実績>		
				・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえた地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見	[主な成果等]	[主な成果等]	
					・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等について、サプライチェーンリスクへの対応や最近のセキュリティ事案を踏まえた見直しを行うとともに、一般職員を対象とした令和3年政府統一基準の改正、最近のセキュリティ事案に関するオン	・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえた地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しを行ったことを評価。	
						・令和3年度情報セキュリティ管理活動計画に基づき情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢の着実な運用と改善を	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	ーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図ること。	成31年3月29日地情機規程第5号)第12条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しを行う。 ○マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢(情報セキュリティマネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。 ○情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応する。	成31年3月29日地情機規程第5号)第12条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しを令和3年度中に行う。 ○マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、令和3年度情報セキュリティ管理活動計画に基づき情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢(情報セキュリティマネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。 ○情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、	直しがなされているか。 ・PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢の着実な運用と改善が図られているか。 ・情報セキュリティについての外部監査及び内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応しているか。	ライン研修を実施した。 ・テレワークについては、原則として機構が支給した端末で行わなければならないこととし、テレワーク実施時の情報セキュリティ対策を講じるとともに、テレワークに用いる端末を追加的に調達した。 ・東京2020オリパラ競技大会開催に伴うサイバー攻撃対処について、地方公共団体に注意喚起をするとともに、機構内の各システムの総点検を行い、Webアプリケーション診断やペネトレーションテスト等の脆弱性診断を実施し、問題がないことを確認した。また、DDoS攻撃等への対策を強化するなど、必要な見直しを実施した。 ・ウクライナ情勢を踏まえ、地方公共団体に注意喚起をするとともに、機構内の各システムについてDDoS攻撃等への対策がなされていることを改めて点検する等、サイバー攻撃対策の実施等により機構のシステム全体の情報セキュリティを確保した。 ・令和3年度情報セキュリティ管理活動計画に基づき情報セキュリティ委員会を計5回開催し、東京2020オリパラ競技大会開催に伴うサイバー攻撃対処に係る総点検結果等の報告、システム稼働率向上・復旧時間短縮に向けた取組等の報告、監査等に係る是正処置計画及び報告等を行った。 ・PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢の着実な運用と改善のために、各部門内で業務内容に応じた情報セキュリティ対策に関する教育を実施するとともに、情報セキュリティに関する事項について部門ごとに自己点検を行った。 ・情報セキュリティについての外部監査については、監査による指摘事項への対応として、内部規程の改正等を令和3年度中に実施し、いずれの指摘事項も改善済みとなった。	図ったことを評価。 ・情報セキュリティについての外部監査及び内閣サイバーセキュリティセンターによる状況調査に対応したことを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応する。		・市区町村においてマイナンバーカードや電子証明書の交付等に用いられる統合端末について、ふるまい検知機能を装備したEDR（Endpoint Detection and Response）を令和2年度に導入し、令和3年度も引き続き運用することにより、従前のパターンマッチング機能では困難な、USBメモリ等による未知のウイルス持ち込みへの対応を可能とするなど、より強固な防御体制を構築するとともに、ウイルス等の検知からその内容の判断や対処を迅速化するために、ウイルス検知したログ等を自動的に収集する機能の開発を行った。 ・また、令和4年3月に、内閣サイバーセキュリティセンターによる情報セキュリティ対策の状況調査に適切に対応した。		

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅲ－5	情報公開・情報発信の充実・強化

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（詳細は、下記の主な業務及び令和3年度事業報告書第3章十）	＜評価と根拠＞ 評価：B 根拠：以下のとおり、年度計画における評価指標において計画を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ －	評 定
							＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
	○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨にのっとり、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執ること。	○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程（平成29年11月14日地情機規程第22号）に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務にお	○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程（平成29年11月14日地情機規程第22号）に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務にお	＜評価の視点＞ ・マイナンバーカード関係事務に係る機構が保有する情報の公開について適切な対応が執られているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] マイナンバーカード関係事務に係る機構が保有する情報について、1件の情報公開請求を受け、情報公開規程に基づき、開示を行った。	[主な成果等] マイナンバーカード関係事務に係る機構が保有する情報の公開について適切な対応を執ったことを評価。	

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		いて機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。	いて機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。				
	○機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施すること。	○機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施する。	○機構ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体に対し、機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、分かりやすい情報発信を実施するほか、マイナンバーカードの利便性の向上に向けた取組についても情報提供を実施する。	＜評価の視点＞ ・マイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び利便性の向上に向けた取組について、国民及び地方公共団体に対して分かりやすい情報発信を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 〔主な成果等〕 マイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び利便性の向上に向けた取組について、機構ホームページにおける新着情報の掲載、月2回のメールマガジンの配信、一般書店における販売を含めた月刊誌の発行を行い、国民や地方公共団体の関心が強いと考えられるDX等のテーマの特集の実施、動画サイトの活用による講演の配信等により、国民及び地方公共団体に対して分かりやすい情報発信を行った。	〔主な成果等〕 マイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び利便性の向上に向けた取組について、国民及び地方公共団体に対して分かりやすい情報発信を行ったことを評価。	

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

役員の報酬（期末手当）の改定について

地方公共団体情報システム機構第1回代表者会議議決「役員の報酬及び退職金について」（議案第6号）第1項第6号に基づき、役員の報酬（期末手当）の改定について、次のとおり報告する。

1 改定理由

国において人事院勧告に基づく給与改定が行われることとなったため、国に準じて、役員の期末手当を改定するものである。

2 改定内容

- (1) 地方公共団体情報システム機構役員給与規程に規定する期末手当の支給割合を、令和4年6月以降支給分から次のとおり改定する。

改定後	改定前
100分の62.5	100分の67.5

- (2) 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改定後の期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額を、減じた額とする。

3 実施時期

この改定は、令和4年6月24日から実施する。